

失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究

令和2(2020)年3月
一般社団法人日本言語聴覚士協会

はじめに

平成 25 年に障害者総合支援法が施行されました。そして 3 年後には「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」が見直され、失語症についても、意思疎通支援の観点から障害の特性やニーズに配慮し、地域生活支援事業の中で、支援者の養成、派遣が行われることを明確化すべきであるという報告が出されました。

本協会は、失語症のある人の社会参加を進めることが、地域において言語聴覚士が行える支援の一つと考えてきました。そこで平成 27 年度には厚生労働省の障害支援状況等調査研究事業に参加し、意思疎通支援者養成に関する実態調査を行い、各地域で統一して用いることのできる失語症のある人向けの意思疎通支援者養成のカリキュラムを策定し、これに基づき平成 28 年度には自治体を実施する支援者養成研修用のテキストを作成しました。また、平成 29 年度からは支援者養成研修の指導者を養成するための研修会が開催され、現在修了者は 232 名となっています。そして、平成 30 年度からは都道府県・指定都市・中核市において、地域生活支援事業として失語症者向け支援者養成が開始されています。平成 30 年度に養成を実施した地域は 12 でしたが、徐々に増えて令和 3 年 3 月までに 31 となる見込みです。一方、令和元年度からは、失語症のある人が参加する会議等での現地支援や病院受診等での外出同行支援など、意思疎通支援が必要な場面に養成した支援者を派遣する派遣事業も開始されましたが、この派遣事業を令和元年に開始した地域は 3、令和 2 年の開始予定は 6 にとどまっています。

派遣事業の実施主体は市町村が原則で支援者養成の実施主体（都道府県、指定都市、中核市）とは異なっていること、また派遣に関わる実務をどこが担当するかなど、派遣事業における課題は様々ですが、失語症に焦点を当てた施策がようやく行われるようになったこの機会をとらえ、自治体、言語聴覚士会、当事者が緊密に連携、協力し、失語症のある人への意思疎通支援事業を展開することが求められています。

今回、令和元年度の厚生労働省障害者総合福祉推進事業として、支援者養成と派遣事業に関する全国の実態調査と先進的に派遣事業を実施している自治体、言語聴覚士会に対するヒアリング調査を行いました。この報告書は、派遣実施に向けての課題を整理するとともに地域の資源活用も含めた派遣方法を検討し、事業を実施する際に参考となり得る資料を作成することを目的としています。派遣事業およびその前提となる支援者養成事業が開始されていない地域の自治体や言語聴覚士会、そして同地域の当事者団体にも本報告書を活用していただくことができれば幸甚です。

令和 2 年 3 月吉日
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会長 深浦 順一

目 次

I 事業概要	1
1. 研究概要.....	1
2. 研究方法.....	1
2-1 検討会の設置・開催について.....	1
2-2 アンケート調査について.....	2
2-3 ヒアリング調査について.....	4
2-4 調査結果のまとめ方について.....	4
II 都道府県言語聴覚士会向けのアンケート調査結果	5
1. 指導者養成研修について.....	5
1-1 参加状況について.....	5
1-2 参加に積極的な士会会員の数について.....	5
1-3 自治体主管課の対応について.....	5
1-4 現在の参加者定員（2名）について.....	6
1-5 現在の日程について（10月下旬の連続した土日）.....	6
1-6 東京での開催について.....	6
1-7 講義時間数について.....	7
1-8 講義内容について.....	7
1-9 支援者指導者養成研修全般に対する意見.....	7
2. 支援者養成研修について.....	8
2-1 実施時期について.....	8
2-2 平成30年度実施の12地域における状況.....	8
2-3 令和元年度実施の21地域における状況.....	14
2-4 令和2年度以降実施予定の14地域における状況.....	20
2-5 実施予定が立っていない11地域における状況.....	22
2-6 養成研修の具体的な日程等について.....	24
3. 派遣事業について.....	31
3-1 派遣事業の開始時期および委託元について.....	31
3-2 実施主体が決定している10士会の回答.....	31
3-3 実施主体が決定していない35士会の回答.....	35

Ⅲ 地方自治体向けのアンケート調査結果..... 37

1. 支援者指導者養成研修について（46 都道府県の回答）.....	37
1-1 参加状況と公費負担について.....	37
1-2 士会の対応について.....	37
1-3 現在の参加者定員（2名）について.....	37
1-4 支援者指導者養成研修全般に対する意見.....	38
2. 支援者養成研修について（都道府県、指定都市、中核市の回答）.....	38
2-1 支援者養成事業への関わりの時期について.....	38
2-2 士会の対応について.....	38
2-3 士会内の協力体制について.....	39
2-4 当事者の協力体制について.....	40
2-5 支援者養成研修全般に関する意見 （都道府県、指定都市、中核市の回答）.....	40
2-6 平成 30 年度の開催経験に照らした令和元年度での改善点 （都道府県の回答）.....	42
2-7 令和元年度までに開催できなかった主たる理由 （都道府県、指定都市、中核市の回答）.....	42
2-8 開催予定が立っていない主たる理由 （都道府県、指定都市、中核市の回答）.....	43
3. 派遣事業について（都道府県向け調査）.....	43
3-1 派遣事業の開始または開始予定時期について.....	43
3-2 令和元年度開始と令和 2 年度以降開始予定の 13 県について.....	44
3-3 開始の見通しが立っていない 31 県について.....	47

Ⅳ ヒアリング調査結果..... 49

1. 支援者養成研修事業について.....	49
1-1 支援者養成事業の実施主体と委託先に関する事.....	49
1-2 予算および養成人数等について.....	49
1-3 支援者養成事業の実施状況等について.....	50
1-4 修了者（支援者）について.....	53
1-5 言語聴覚士や当事者の負担軽減方法について.....	54
2. 派遣事業について.....	56
2-1 実施主体と委託先について.....	56
2-2 派遣事業の予算について.....	57

2-3 利用者の条件、派遣業務内容についての意見.....	58
2-4 利用者の登録制について.....	60
2-5 派遣業務内容等についての意見.....	61
2-6 派遣実施での地理的条件についての意見.....	61
2-7 派遣先に自宅が含まれるか.....	62
2-8 失語症会話パートナーとの住み分けについて.....	63
2-9 派遣事業の実施要綱および業務の流れについて.....	63
2-10 緊急対応の流れについて.....	64
2-11 保険への加入について.....	65
2-12 派遣を実施する時間帯について.....	65
2-13 コーディネーターについて.....	66
2-14 令和元年度に派遣を開始した県からの情報.....	68
2-15 トラブル事例について.....	69
2-16 支援者およびコーディネーターの報酬関連について.....	69
2-17 派遣事業の広報について.....	71
2-18 事業拡大に向けての課題について.....	72
2-19 派遣事業の開始に向けて.....	74

V 調査結果のまとめ..... 75

1. アンケート調査結果のまとめ.....	75
1-1 指導者養成研修について.....	75
1-2 支援者養成研修について.....	75
1-3 派遣事業について.....	77
2. ヒアリング調査結果のまとめ.....	78
2-1 支援者養成研修について.....	78
2-2 派遣事業について.....	78
2-3 緊急対応の流れについて.....	81
2-4 保険への加入について.....	81
2-5 派遣を実施する時間帯について.....	81
2-6 コーディネーターについて.....	82
2-7 派遣実績について.....	83
2-8 トラブル事例について.....	83
2-9 支援者およびコーディネーターの報酬関連について.....	83
2-10 派遣事業の広報について.....	84
2-11 事業拡大に向けての課題について.....	85
2-12 派遣事業の開始に向けて.....	85

VI 国および日本言語聴覚士協会への要望について	86
1. 国への要望と回答.....	86
2. 日本言語聴覚士協会への要望と回答.....	86
VII 養成・派遣事業の進め方について	88
1. 事業の進め方に関する助言.....	88
1-1 都道府県士会への助言.....	88
1-2 地方自治体への助言.....	89
1-3 当事者（団体）への助言.....	90
2. 失語症者のニーズを推計する方法について.....	90
3. 都道府県が派遣事業の実施主体になることを躊躇する場合について.....	93
4. メディアを通じた広報活動について.....	93
参考資料	95
1. 都道府県言語聴覚士会向けアンケート調査票（17頁）	
2. 都道府県、指定都市、中核市向けのアンケート調査票（10頁）	

I 事業概要

1. 研究概要

失語症者向け意思疎通支援事業は、平成 30 年度から各自治体において支援者養成研修が始まり、令和元年度からは支援者の派遣が開始される予定となっている。しかしながら、派遣事業実施の前提となる支援者養成研修を平成 30 年度に実施したのは 12 の地域に留まり、本事業の最終目標である派遣事業を今年度を開始する地域の数はいずれより少ないと予測される。

そのため、支援者養成研修事業および派遣事業を多くの自治体で開始し、派遣事業の円滑な推進を図ることを目的として、支援者養成研修および派遣事業の実施に向けての課題を整理し、地域の資源活用も含めた事業の実施方法を検討する。

具体的な作業としては、都道府県、政令指定都市、中核市の当該事業主管課、および都道府県言語聴覚士会を対象とした実態把握のためのアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて都道府県主管課および言語聴覚士会を対象とするヒアリング調査を行ったうえ、支援者養成および派遣事業の実態を報告するとともに、事業を開始する、あるいは推進する際に参考となり得る資料を作成する。

2. 研究方法

2-1 検討会の設置・開催について

2-1-1) 委員名簿

事業実施に当たっては、下記 11 名からなる検討会を設置、開催し、アンケート調査およびヒアリング調査内容の設計、実施、報告書案の検討等を行った。

検討会委員（50 音順 敬称略）

市川勝	医療法人社団協友会 鶴見リハビリテーション病院 リハビリテーション技術科
佐藤文保	国立病院機構 福岡東医療センター リハビリテーション科 言語聴覚士長
塩野勝明	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 室長補佐
園田尚美	特定非営利活動法人 日本失語症協議会 事務局長・副理事長
高濱美佐子	首都医校 言語聴覚学科 専任教員
竹中啓介	我孫子市 健康福祉部障害福祉支援課 障害者福祉センター 主査長
立石雅子	目白大学 保健医療学部 教授
中西俊二	医療法人社団明生会 イムス札幌内科リハビリテーション病院 リハビリテーション科 係長
深浦順一	国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 教授
本庄雄介	神奈川県 福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 社会参加推進グループ 主事
山本弘子	東京都立府中療育センター 訓練科 主任

2-1-2) 開催実績

検討会の開催日程と検討課題は以下の通りであった。

	開催日時	検討課題
第1回検討会	令和元年7月18日	調査設計、アンケート調査票案の検討
第2回検討会	令和元年9月17日	ヒアリング調査項目の検討
第3回検討会	令和2年1月21日	アンケートおよびヒアリング調査結果報告
第4回検討会	令和2年3月3日	報告書内容の最終調整

2-2 アンケート調査について

2-2-1) 目的

本調査は、失語症者向け意思疎通支援事業の最終目標である支援者派遣事業を幅広い地域で進めることを目的に、支援者指導者養成研修への参加状況、並びに支援者養成研修および派遣事業の実施状況の実態を把握することを目的とした。

具体的には、指導者養成研修事業への参加状況や費用負担、支援者養成事業の研修日程、講師、協力者および参加者について、派遣事業における支援者、利用者および利用目的等の実態など、一連の事業を検討するために必要なデータを収集することを目指した。

2-2-2) 調査対象

本調査は以下の4つに区分される。

調査票の種類	調査内容	調査客体
都道府県言語聴覚士会票	<ul style="list-style-type: none">支援者指導者養成研修関連支援者養成研修事業実施状況等支援者派遣事業実施状況等	士会担当者
都道府県票	<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳取得者数支援者指導者養成研修関連支援者養成研修事業実施状況等支援者派遣事業実施状況等	行政担当者
政令指定都市票	<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳取得者数支援者指導者養成研修関連支援者養成研修事業実施状況等支援者派遣事業実施状況等	行政担当者
中核市票	<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳取得者数支援者指導者養成研修関連支援者養成研修事業実施状況等支援者派遣事業実施状況等	行政担当者

2-2-3) 調査項目

アンケート調査項目の大枠は以下の通りである。

<指導者養成研修について>

- ・参加者定員、日程、開催地、講義時間数、講義内容について
- ・支援者指導者養成研修全般に対する意見

<支援者養成研修について>

- ・実施時期、実施主体、委託について
- ・研修会の講師、参加者について
- ・当事者団体の協力について
- ・選択科目の研修開始時期
- ・養成研修が開催できない主たる理由
- ・支援者養成に関する意見

<派遣事業について>

- ・派遣事業の開始または開始予定時期について
- ・実施主体、委託について
- ・派遣事業の範囲および内容について
- ・対象者と支援者のマッチングについて
- ・支援者のフォローアップについて
- ・実施を妨げるような問題について
- ・派遣事業の対象者の定義
- ・派遣事業の今後の見通し
- ・派遣事業全般に関する意見

2-2-4) 実施期間

アンケート調査はすべて8月中旬に開始した。回答期限を8月末日としたが、未回答のところには督促をして再度協力を依頼した。

2-2-5) 回収結果

調査票の回収結果は以下の通りである。

調査票の種類	回収件数	回収率
都道府県言語聴覚士会票	47件 (47件中)	100.0%
都道府県票	46件 (47件中)	97.9%
政令指定都市票	16件 (20件中)	80.0%
中核市票	45件 (54件中)	83.3%

2-3 ヒアリング調査について

2-3-1) 目的

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施状況および準備状況を調査し、円滑な事業開始または推進に資する情報を集積することを目的とした。

2-3-2) 調査対象と実施期間

令和元年度に派遣事業を開始した3地域と令和2年度開始予定の6地域の都道府県行政担当者および都道府県言語聴覚士会担当者を調査対象とし、令和元年10月から11月にかけてヒアリングを実施した。

2-3-3) 調査項目

現地訪問によるヒアリングの調査項目の大枠は以下の通りである。

<支援者養成事業関連>

- ・支援者養成事業の実施主体と委託先に関すること
- ・予算および養成人数等について
- ・支援者養成事業の実施状況等について
- ・修了者（支援者）について
- ・言語聴覚士や当事者の負担軽減方法について

<派遣事業関連>

- ・実施主体と委託先および派遣事業の予算について
- ・利用者の条件、派遣業務内容等について
- ・派遣事業の実施要綱および業務の流れについて
- ・コーディネーターについて
- ・派遣事業の実績について
- ・トラブル事例について
- ・派遣事業の広報について
- ・事業拡大に向けての課題について
- ・派遣事業の開始に向けて

2-4 調査結果のまとめ方について

- ・回答した地域が特定されないように配慮した。
- ・文章による回答については、読みやすさ等を考慮して適宜修正を加え、内容が類似している場合は1つに統合した。また、各地域からの回答は列挙することを基本としたが、県（または士会）単位でまとめた場合もある。その場合の県番号（県1、県2など）は順不同で、地域との対応はまったくない。
- ・都道府県は「県」、政令指定都市と中核市は「市」、都道府県言語聴覚士会は「士会」、日本語聴覚士協会は「協会」と表記した。
- ・欠損値や不整合があるため調査結果から除外した項目がある。

Ⅱ 都道府県言語聴覚士会向けのアンケート調査結果

- ・本調査の回答は47件、回収率は100%であった。

1. 指導者養成研修について

1-1 参加状況について

表1 参加人数と公費負担状況

平成29年度	参加者数(名)	47	
	旅費の公費補助対象人数(名)	27	57.4%
平成30年度	参加者数(名)	91	
	旅費の公費補助対象人数(名)	58	63.7%
令和元年度	参加者数(名)	94	
	旅費の公費補助対象人数(名)	78	83.0%

- ・参加者数、公費補助対象人数ともに年々増加し、参加者数は上限に達した。

1-2 参加に積極的な士会会員の数について

表2 参加に積極的な士会員数

1. たいへん多い	0	0.0%
2. 定員は超えている	18	38.3%
3. 定員ぎりぎり	21	44.7%
4. 少ない	7	14.9%
5. 未回答	1	2.1%

- ・参加に積極的な士会員は、「定員ぎりぎり」と「少ない」合わせて60%であった。

1-3 自治体主管課の対応について

表3 行政主管課の対応

1. 積極的である	7	14.9%
2. やや積極的である	15	31.9%
3. やや消極的である(ふつうを含む)	18	38.3%
4. 消極的である	6	12.8%
5. 不明	1	2.1%

- ・「積極的」と「やや積極的」合わせて47%であった。

1-4 現在の参加者定員（2名）について

表4 現在の参加定員

1. 2名でよい	32	68.1%
2. 増やしてほしい	11	23.4%
3. 減らしてほしい	1	2.1%
4. その他	3	6.4%

- ・「2名でよい」が68%であったが、「増やしてほしい」も23%であった。

<「その他」に記載された意見>

- ・県と同様に政令指定都市にも参加者定員を設けてほしい。
- ・指導者の養成人数を増やさなくては支援者養成講座を県内各地で実施できない。

1-5 現在の日程について（10月下旬の連続した土日）

表5 現在の日程

1. 現状でよい	42	89.4%
2. その他	4	8.5%
3. 未回答	1	2.1%

- ・「現状でよい」が89%であった。

<「その他」に記載された内容>

- ・出張を可能とし、多くの参加を保障できるような平日開催を目指してほしい。
- ・10月だと次年度の予算編成に遅いので、もう少し早い時期にしてほしい。

1-6 東京での開催について

表6 東京での開催

1. 現状でよい	35	74.5%
2. その他	11	23.4%
3. 未回答	1	2.1%

- ・「現状でよい」が75%であった。

<「その他」に記載された内容>

- ・制度の周知のためにも地方での開催は必須である。
- ・全国をブロックに分けていろいろな場所で開催してほしい。

1-7 講義時間数について

表 7 講義時間数

1. 現状でよい	43	91.5%
2. その他	3	6.4%
3. 未回答	1	2.1%

- ・「現状でよい」が92%であった。

<「その他」に記載された内容>

- ・講義内容を増やすべきなので、今の時間数では足りない。
- ・養成研修での指導場面を動画で見せてもらえるとイメージが湧きやすい。

1-8 講義内容について

表 8 講義内容

1. 現状でよい	31	66.0%
2. その他	15	31.9%
3. 未回答	1	2.1%

- ・「現状でよい」が66%であった。

<「その他」に記載された内容>

- ・支援者養成研修の企画、運営に関する助言があるとよい。
- ・失語症者の支援はどうあるべきかを、きちんと伝えるべき。
- ・実習の講義では、実習内容に加え、実施に当たっての注意点を教えてほしい。

1-9 支援者指導者養成研修全般に対する意見

<研修内容について>

- ・配付されたテキストに、用語の不統一や誤字などがある。
- ・ロールプレイや実習の進め方を詳しく教えてほしい。
- ・重度の失語症者(全失語)を想定した実技を入れてほしい。
- ・心構え、姿勢をどう育てるか、教えてほしい。
- ・必修科目と選択科目の内容の違いを明確にして講義をしてほしい。
- ・指導者のスキルアップ研修を実施してほしい。

<参加人数、参加費用負担および参加者の確保等>

- ・士会から一度に研修を受けられる人数を増やしていただきたい。
- ・各県2名という設定は、合理的に見えるが、人口比で見れば、合理的ではない。
- ・現時点で旅費等は士会より捻出しているので、費用負担は大きい。
- ・指導者養成研修に行政参加者枠を設けるか、別途行政職員用の講習があると良い。

- ・参加定員は2名程度で問題ない。
- ・参加定員が増えたとしても士会の予算で旅費を捻出している場合には、大勢の派遣は困難である。
- ・研修へ参加する士会員の確保に難渋している。

<先進県等の情報を得たい>

- ・先進県の具体的な取り組み等について紹介してほしい。
- ・研修会参加者同士で交流・情報交換出来る時間を設けてほしい。

2. 支援者養成研修について

2-1 実施時期について

表9 実施時期（予定含む）

1. 平成30年度に実施した	12	25.5%
2. 令和元年度から実施（予定含む）	10	21.3%
3. 令和2年度以降に実施予定	14	29.8%
4. 現時点で開始予定が立っていない	11	23.4%

- ・「令和2年度以降」が30%、「開始予定が立っていない」が23%であった。

2-2 平成30年度実施の12地域における状況

2-2-1) 委託等について

表10 委託の有無と委託費

1. 委託された	12	100.0%
2. 委託されていない	0	0.0%
委託元		別紙記載
委託費（円）	平均値（円）	2,592,157
	中央値（円）	1,388,146
	最大値（円）	16,334,000
	最小値（円）	670,000

- ・支援者養成研修事業はすべて都道府県言語聴覚士会の委託事業として実施された。
- ・委託元は、11地域が都道府県、1地域が県と指定都市と中核市の共同であった。

2-2-2) 主管課の対応について

表 11 主管課の対応

1. 積極的であった	6	50.0%
2. やや積極的であった	3	25.0%
3. やや消極的であった (ふつうを含む)	2	16.7%
4. 消極的であった	1	8.3%

- ・「積極的」と「やや積極的」合わせて75%であった。

2-2-3) 士会内の協力体制について

表 12 士会内の協力体制

1. 整っていた	3	25.0%
2. 整ってきていた	7	58.3%
3. 不十分であった	2	16.7%

- ・「整っていた」と「整ってきていた」合わせて83%であった。

2-2-4) 当事者の協力体制について

表 13 当事者の協力体制

1. 整っていた	4	33.3%
2. 整ってきていた	7	58.3%
3. 不十分であった	1	8.3%

- ・「整っていた」と「整ってきていた」合わせて92%であった。

2-2-5) 研修会の講師について

表 14 研修会の講師 (総数と1地域での平均)

		総数	平均
講師を務めた方	言語聴覚士(名)	99	8.3
	理学療法士(名)	13	1.1
	作業療法士(名)	10	0.8
	当事者(家族)等(名)	96	8.0
	行政職員(名)	7	0.6
	有職者(名)	0	0.0
指導者養成研修を修了した講師数(名)		23	1.9

- ・指導者(23名)は言語聴覚士(99名)の23%であった。

2-2-6) 参加者について

注) 12 士会からの回答を得たが、年齢に関する項目のみ 1 士会が未記入であった。

表 15 応募者数、参加者数、修了者数と年齢

		総計		地域平均	
参加応募者	346 名	女性(名)		289	24.1
		男性(名)		57	4.8
研修開始時	238 名	女性	参加者数(名)	200	16.7
			平均年齢 54.7 歳		
		男性	参加者数(名)	38	3.2
			平均年齢 54.5 歳		
研修終了時	190 名	女性	修了者数(名)	161	13.4
			平均年齢 56.3 歳		
		男性	修了者数(名)	29	2.4
			平均年齢 53.6 歳		

- ・表に記載した平均年齢は、11 地域における参加者全員のものである。
- ・研修開始時における参加者の開催地域ごとの平均年齢は、女性は 41.9 歳～63.5 歳、男性は 38.0 歳～73.0 歳であった（参加者が 1 名という地域もあった）。
- ・研修終了時の修了者の開催地域ごとの平均年齢は、女性は 47.5 歳～65.3 歳、男性は 35.0 歳～73.0 歳であった（参加者が 1 名という地域もあった）。

2-2-7) 研修修了者の年齢構成について

注) 年齢別修了者数の回答は 10 士会からのみ得られた。

表 16 修了者の人数、年齢および年齢構成

	女性	地域平均	男性	地域平均
修了者数	161 名	13.4 名	29 名	2.4 名
平均年齢	56.3 歳		53.6 歳	
以下は回答 10 件のみ（女性 145 名、男性 27 名）				
20 歳未満	0 名	0.0%	0 名	0.0%
20～29 歳	5 名	3.4%	0 名	0.0%
30～39 歳	7 名	4.8%	4 名	16.7%
40～49 歳	25 名	17.2%	4 名	16.7%
50～59 歳	48 名	33.1%	8 名	33.3%
60～69 歳	44 名	30.3%	6 名	25.0%
70 歳以上	16 名	11.0%	2 名	8.3%

- ・修了者数と平均年齢は、女性が 161 名、56.3 歳、男性が 29 名、53.6 歳であった。
- ・年齢構成は、両性とも 50 歳～69 歳が多く、女性は 63%、男性は 58%を占めていた。

2-2-8) 修了判定試験について

修了判定試験を実施していたのは2件(16.7%)、していなかったのは10件(83.3%)であった。

2-2-9) 修了に至らなかった参加者について

<受講者について>

- ・家族の介護・勤務等の理由で講座出席の時間調整が困難な人がいた。
- ・遠方からの参加者には、業務や家庭の都合により受講継続困難例があった。
- ・医療・福祉に関係する業務経験のない受講者には、難易度がやや高いようであった。
- ・土日開催だったので、失語症友の会への参加と重なり継続できなかった。
- ・認定テストで不合格(実習において、会話の基本姿勢ができていなかった)であった。
- ・実習日程の調整がつかず次年度へ実習を延長した。

<修了条件について>

- ・当初、行政が修了条件を全日参加で遅刻も認めないとしたので、支援者を確保したい士会としては対応に苦慮した(最終的には補講をすることで折り合った)。
- ・皆勤できなかった受講者への対応として、受講有効期限を直近2年とし(翌年の講座での受講を可とする)、講義と実習それぞれ80%の出席を修了条件にすることを、行政と士会との協議で決めた。

2-2-10) 修了者の支援能力について

表 17 修了者の支援能力

		修了者合計	190名	
支援能力	十分理解し適切に援助できそう	60名	31.6%	
	まあ援助できそう	89名	46.8%	
	理解がやや不十分	25名	13.2%	
	現状では援助は困難	16名	8.4%	
	気になる点・気付いた点	別途記載		

- ・「やや不十分」と「援助は困難」合わせて22%であった。

<気になる点、気付いた点について>

- ・失語症の理解が十分な受講者であっても、支援ができるか、そのスキルを体得できたかが問題の受講者が見受けられた。
- ・失語症への理解を20の質問で判定したが、正答8割未満の者が8%であった。
- ・「援助できそう」と判断する何らかの基準が必要であると感じた。
- ・失語症者と接する経験がない方の場合には、必修科目の受講だけで支援業務を担うのが難しい修了者がかなりいる。

- ・援助が開始されてからも、支援者の能力を本人にどのようにフィードバックしていくかが大きな課題である。
- ・非言語コミュニケーションスキルに個人差がみられた。
- ・支援者として対等な立場で係わることができない(上から目線)方が1名いた。本人もある程度は理解していたが、支援者としては心配である。
- ・失語症者の様々な能力に応じた支援は、必修の40時間だけでは難しい。
- ・失語症の知識を有し、且つ年齢60歳未満の方が援助できそうな組に多い。
- ・失語症者の家族の受講生であっても、65歳以上では不十分組に入る場合もある。

2-2-11) 失語症当事者の応募、参加、修了について

応募があった地域となかった地域は各々同数の6件ずつであった。

<気付いた点の記載内容>

- ・知識・姿勢・態度をみると、当事者にも支援者として適切な方がいる。
- ・失語症当事者の応募は3名であった。
- ・募集人員以上の応募があり、活動ができる日数や経験値(会話パートナー経験)などから選定した結果、当事者は受講生とはならなかった。
- ・当事者1名が配偶者とともに参加し、修了した。
- ・軽度失語症者1名の受講があった。勤務の都合上最後までは継続できなかったが、実習でも他の受講生と同様に支援可能な部分が認められ、当事者対象の支援についても可能性があるという示唆された。

2-2-12) 修了者の居住地偏在について

表 18 修了者の居住地偏在

1. 偏りはない	1	8.3%
2. 偏りがある	6	50.0%
3. どちらともいえない	5	41.7%

- ・「偏りはない」は1件(8%)であった。

<居住地の傾向について>

- ・当県は5つの圏域に分かれており、今回はそのうちの1圏域において会場を設定したため、修了者の大多数はその当該圏域居住者で占められている。
- ・友の会やサロンなどがある地域からの参加者が多く、それ以外の地域からは少ない。
- ・県域が広いと、講座をまず中心都市で行ったことからその都市周辺からの受講者に留まっているが、今後しばらくは会場や人員また委託費の関係上、都市を中心に開催せざるを得ない。
- ・講座が長期間にわたることから遠方の受講者は望めないのが現状で、派遣を行うに当たってはすべての要望に応えられるかは疑問が残る。

2-2-13) 協力を得た当事者団体名

様々な規模とみられる 60 以上の当事者団体名が挙げられた。

2-2-14) 当事者団体の協力を得るために行った方法などについて

- ・ 県担当者および所属長が、当事者団体事務所のある施設に出向いて、施設長に直接協力を依頼した。
- ・ 養成研修の予算に当事者の実習協力謝金を計上した。
- ・ 失語症協議会と関わりの深い士会員を通じ、県の友の会に実習協力を依頼した。
- ・ 士会員が友の会活動に協力をしていて関係が良好であったことと、当事者自身がこの事業を知っていて期待が高く、協力は円滑に得られた。
- ・ 失語症のイベントや友の会の交流会などで事業についての説明を行い、当事者の方へ実習協力依頼をした。
- ・ 士会に失語症サポート委員会を設置し、当事者団体を支援している ST に委員として協力を依頼した。

2-2-15) 選択科目の研修開始時期について

表 19 選択科目の研修開始時期

1. 平成 30 年度	1	8.3%
2. 令和元年度	3	25.0%
3. 令和 2 年度以降	0	0.0%
4. 未定	8	66.7%

- ・ 「未定」が 8 件（67%）であった。

2-2-16) 支援者養成に関する意見

<記載内容の列挙>

- ・ 言語聴覚士自身が意思疎通支援の必要性を理解することで事業が発展する。
- ・ 言語聴覚士については支援者養成研修における免除要件を作成してほしい。
- ・ 意思疎通支援者の業務（定義）について、統一見解を出してほしい。
- ・ 社会的に見れば言語聴覚士は失語症支援者のプロと考えられるので、言語聴覚士を税金で賄う研修の受講者に含めると、屋上屋を架すとの批判を受ける。
- ・ 派遣事業を円滑に進めるため、県主催で市町担当者向けの本事業並びに失語症についての理解を深める研修会を開催してもらいたい。
- ・ 基礎では 28 時間の実習が必要とされるが、友の会等の実習だけではこの時間数の達成は困難である。他の県ではどうしているのか、情報がほしい。
- ・ 医療や介護の関係者ではない受講生に対しては、身体介助の方法の講義や実習の時間、および外出時のリスク管理の講義がもっと必要である。

- ・実際の外出同行支援の際、走り回る子供たちがいるところでの杖歩行や曲がり角での車椅子介助等、危うさを感じた場面があった。
- ・失語症の方が第三者（家族と言語聴覚士以外の人）と話す場面を見た経験がほとんどないことが理由で、研修会の講師や協力者を務める自信のない士会員がいる。
- ・支援者を増やす方に注力しており、選択科目の研修には手が回らない。
- ・支援には銀行、病院、警察などへの同行もあるが、ハードルが高いため同行時の注意事項などの詳細を教えてほしい。
- ・軽度の失語症者の協力が多く、重度の人との会話機会が設定できない。
- ・支援者の会話技術向上に繋がるフィードバックの方法がわからなくて戸惑う。

2-3 令和元年度実施の 21 地域における状況

注) 令和元年度開始の 10 地域と昨年度から継続実施の 11 地域からの回答である。

2-3-1) 委託等について

表 20 委託の有無と委託費

1. 委託された		21	100.0%
2. 委託されていない		0	0.0%
委託元		別紙記載	
委託費 (円)	平均値(円)	2,855,154	
	中央値(円)	1,571,659	
	最大値(円)	29,132,000	
	最小値(円)	500,000	

- ・支援者養成研修事業はすべて都道府県言語聴覚士会の委託事業として実施された。
- ・委託元にはすべて都道府県名が記載されていたが、その内の 4 つの県では指定都市名や中核市名が併記されており、合計で 2 つの指定都市と 8 つの中核市が県と共同の委託元となっていた。

2-3-2) 主管課の対応について

表 21 主管課の対応

1. 積極的である	8	38.1%
2. やや積極的である	9	42.9%
3. やや消極的である (ふつうを含む)	2	9.5%
4. 消極的である	2	9.5%

- ・「積極的」と「やや積極的」合わせて 81%であった。

2-3-3) 士会内の協力体制について

表 22 士会内の協力体制

1. 整っている	7	33.3%
2. 整ってきた	12	57.1%
3. 不十分である	2	9.5%

- ・「整っている」と「整ってきた」合わせて90%であった。

2-3-4) 当事者の協力体制について

表 23 当事者の協力体制

1. 整っている	5	23.8%
2. 整ってきた	9	42.9%
3. 不十分である	7	33.3%

- ・「整っている」と「整ってきた」合わせて67%であった。

2-3-5) 研修会の講師について

表 24 研修会の講師（総数と1地域での平均）

		総数	平均
講師を務めた方	言語聴覚士(名)	161	7.7
	理学療法士(名)	24	1.1
	作業療法士(名)	22	1.0
	当事者(家族)等(名)	111	5.3
	行政職員(名)	18	0.9
	有職者(名)	2	0.1
指導者養成研修を修了した講師数(名)		68	3.2

- ・指導者(68名)は言語聴覚士(161名)の42%で、前年度の23%を上回っていた。

2-3-6) 参加者等について

令和元年度に実施（実施予定含む）の14士会から、応募者および研修開始時の参加者についての回答を得たが、年齢については未回答が1士会あった。

表 25 応募者、参加者、平均年齢について

				地域平均	
参加応募者	422名	女性	364名	26.0名	
		男性	58名	4.1名	
研修開始時	280名 ※平均年齢算出対象253名	女性	参加者数	280名	20.0名
			平均年齢	53.1歳	
	46名 ※平均年齢算出対象43名	男性	参加者数	46名	3.3名
			平均年齢	52.1歳	

- ・ 応募者数と開始時受講者数は、女性が364名と280名、男性が58名と46名で、開始時受講者の平均年齢は、女性53.1歳、男性52.1歳であった。
- ・ 研修開始時の参加者の開催地域ごとの平均年齢は、女性では36.9歳～60.0歳、男性では40.0歳～67.0歳の間であった。

2-3-7) 研修修了者の年齢構成について

アンケート調査時期が年度途中であったため、回答が2士会のみであった。

そのため、本調査における結果分析対象から外すこととした。

2-3-8) 修了判定試験について

表 26 修了判定試験

1. 実施した（予定）	3	14.3%
2. 実施していない（予定はない）	13	61.9%
3. 未定	3	14.3%
4. 未回答	2	9.5%

- ・ 実施予定は3件（14%）であった。

2-3-9) 修了に至らなかった参加者について

<記載内容の列挙>

- ・ 忌引き等で欠席したが、令和元年度中には補講の予定がないためである。
- ・ 家族の介護や体調不良等で受講の継続が難しく中断した人が3名いた。
- ・ 無断欠席での受講中断が2名いた。
- ・ 座学は終了したが、実習に入ってから「思いとは異なる」との理由で1名が離脱した。

2-3-10) 修了者の支援能力について

<記載内容の列挙>

- ・様々な失語症への対応には観察力が重要ということが理解できない方がいる。
- ・当事者の表出が進まないときに、自分の話をして場を展開してしまう方がいる。
- ・当事者に受け入れてもらえる支援者の養成は長期戦だと感じている。

2-3-11) 失語症当事者の応募、参加、修了について

「ない」が7件(33.3%)、「ある」が6件(28.6%)、未回答が8件(38.1%)であった。

<気付いた点>

- ・失語症当事者1名の応募があったが、失語のことを自身が学びたいという気持ちが強い様子で、支援者という役割は難しいと判断して不採用にした。
- ・高次脳機能障害疑いの方は、応募の際のハガキの内容で支援者としては適応困難と判断し、不採用にした。
- ・失語症当事者の応募は2名あったが、応募が募集人員を超えていたため、支援者としての活動ができる日数や経験値など考慮し選考した結果、受講生とはならなかった。
- ・失語症当事者はいなかったが、軽～中度の片麻痺の方の受講があった。
- ・失語症になった自らの経験を活かし、失語症のある人の思いに寄り添いながら支援を行いたいという理由で1名の応募があった。

2-3-12) 修了者の居住地偏在について

表 27 修了者の居住地偏在

1. 偏りはない	0	0.0%
2. 偏りがある	6	28.6%
3. どちらともいえない	2	9.5%
4. 未回答	13	61.9%

- ・偏在がないという回答は0件であった。

<居住者偏在についての意見>

- ・中核市が研修の合同主管になったが、同地域からの受講者は0名であった。
- ・中心都市に集中しており、参加者全体の77%を占めていた。
- ・講座が長期間にわたることから遠方の受講者は望めない。
- ・事業のスタッフを務めている言語聴覚士が受講生として参加しており、派遣が始まった折には県内全域をカバーしてもらう予定にしている。

2-3-13) 協力を得た当事者団体名

様々な規模とみられる 60 以上の当事者団体が挙げられていた。

2-3-14) 当事者団体の協力を得るために行った方法などについて

<記載内容の列挙>

- ・士会主体のサロンを立ち上げ、支援者養成事業と同時進行で整備している。
- ・県が実施する「失語症者のつどい」を講習会のスケジュールに組み込んだ。
- ・事前にアンケート調査を実施し、当事者団体のニーズを探るとともに、事業について周知した。
- ・友の会の例会等に出向き、制度の説明、予想される支援者の利用方法等を説明した。
- ・友の会の事務局もしくは友の会を運営している言語聴覚士に意思疎通支援事業への参画を依頼し、立ち上げ時から会議へ参加してもらい、実行委員にも入ってもらった。
- ・養成研修に関わる言語聴覚士数名で友の会の活動を何度か見学し、顔の見える関係づくりに努めた。
- ・友の会総会において事業への協力についての承認を得、友の会会長と契約を結んだ。
- ・全国失語症友の会に参加してコンタクトをとり、フェイスブック等で連絡を取り合っている。

2-3-15) 選択科目の研修開始時期について

表 28 選択科目の研修開始時期

1. 令和元年度	2	9.5%
2. 令和2年度	2	9.5%
3. 令和3年度以降	0	0.0%
4. 未定	14	66.7%
5. 未回答	3	14.3%

- ・未定が 14 件(67%)であった。

2-3-16) 支援者養成に関する意見

<記載内容の列挙>

- ・9月スタートのため、ただいま準備中で士会の負担は多いが、研修企画を通じて行政との連携や失語症の啓発、士会員の意識向上が進んでいると感じる。
- ・先進地域からの情報が大きな助けになっている。
- ・事業委託を受けるのは初めてであること、意思疎通支援事業も開始されたばかりであることから、近隣の士会を見学するなどして情報を収集しつつ進めている。
- ・多くの士会員がほぼボランティアに近い形で事業にかかわっているため、余裕を持って事業を行えるような予算面のバックアップがほしい。

- ・養成研修そのものは、県や市の協力があれば実施はできると思う。
- ・修了者にどこまでの知識や会話技術を求めるかに悩んでいる。
- ・全国共通の修了テスト(筆記と実技)が必要かもしれない。
- ・テキストには専門用語が多く、基礎科目で必要か(選択コースの方に回す方が適当ではないか)という疑問がスタッフにある。一般の方を巻き込むことが前提であるので、最初の失語症理解については専門用語を使わない方がいいのではないか。

2-3-17) 昨年度の開催経験に照らした令和元年度の改善点

<士会 1>

- ・昨年度は県とのみ交渉していたので、中核市在住の方は対象外となってしまう、定員にみたない場合には参加可能ということで対応した。
- ・今年度は県、中核市に実施主体になってもらうように交渉した。
- ・改善とは違うかもしれないが、今年度は1回の時間を長くして日数を減らしてみた。

<士会 2>

- ・昨年度は、全員が集まる講習会場で1回2時間のみだった外出同行支援実習の時間配分を、今年度は2回5時間に増やし、買い物や第三者との会話の橋渡しが行えるように、またそれを各グループで共有して全体で振り返りができるように変更した。

<士会 3>

- ・失語症会話パートナー養成講座の修了者や失語症者と関わった経験のある方の応募割合が減る傾向にあり、参加者のモチベーションや興味関心の対象が変化している傾向を受けて受講者数を2名増やした。
- ・実習のフィードバックが昨年度は少なかったため、友の会、会話サロンでの実習について、全体のフィードバックの時間や講師のチェックの時間を増やした。また、実習ノートの重要性についても繰り返し伝えている。

<士会 4>

- ・昨年度は募集定員を30名としたが、1人1人の受講者が実習において、当事者とのより充実したコミュニケーション体験ができるよう、今年度は15名定員へと半減させた。

<士会 5>

- ・受講者には失語症の方と関わった経験のない方も多いため、実習科目(ロールプレイを含む)には当事者に協力をしてもらっている。
- ・受講生2~3名に対して失語症者1名を1組として、2組に1名の割合で言語聴覚士のファシリテーターを置いている。
- ・失語症者のタイプを揃えるのは難しいが、毎回受講者のペアリングや失語症者とのマッチングを考慮しながら講座を進めている。

- ・当県では当事者の協力も得やすく、毎回 15 名を超える当事者の協力が得られており、スタッフ間でもこの講座そのものが当事者の社会参加の場となっている感があると話し合われている。また講座に協力している当事者自身にも変化がみられ、この場がある意味集団訓練の場となっている感もあり、当事者自身も自分の失語症像を見直す場になっている様子である。

<士会 6>

- ・見通しを立てて、取り組むことができたため、事前準備は前年度に比べて少なくて済んだ。前年度の反省点を踏まえたこと、6月の学会で他県の取り組みを参考にできたこと(外出支援実習に、事前チェックリストを作成したこと)などが要因である。
- ・中心都市からの受講希望が多かったので、他の市町の行政広報紙に掲載を依頼した。
- ・全市町への掲載はできなかったが、掲載できたところから受講希望があり、その地域の失語症友の会での実習につなげることができた。

<士会 7>

- ・失語症のある人の症状を実際に知ってもらうために、今年度は講義の中で失語症のある人に出向いてもらい、コミュニケーション実習Ⅰの一部を実施した。また、友の会の例会や行事に参加する形での実習の他、士会企画の支援実習も計画している。

<士会 8>

- ・令和元年度より県庁職員による講義を開始する。

<士会 9>

- ・昨年度は協力スタッフ数が少なくて大変だったので、今年度はスタッフを多く募集して参加してもらっている。
- ・昨年度は、受講生の疲弊への配慮および全日で借りられる会場が少なかったため、半日開催を多くしたところ、結果的には研修日が多くなり、スタッフの疲弊に繋がってしまった。そこで今年度は、10日間×4時間=40時間に変更した。

2-4 令和2年度以降実施予定の14地域における状況

2-4-1) 開始予定について

表 29 開始予定年度

1. 令和2年度	10	71.4%
2. 令和3年度	1	7.1%
3. 開催年度未定	3	21.4%

- ・令和2年度開催予定が10件(71%)であった。

2-4-2) 主管課の対応について

表 30 主管課の対応

1. 積極的である	3	21.4%
2. やや積極的である	3	21.4%
3. やや消極的である（ふつうを含む）	6	42.9%
4. 消極的である	2	14.3%

- ・「積極的」と「やや積極的」合わせて43%で、令和元年度実施21地域の81%に比べると低い値であった。

2-4-3) 士会内の協力体制について

表 31 士会内の協力体制

1. 整っている	1	7.1%
2. 整ってきた	6	42.9%
3. 不十分である	7	50.0%

- ・「整っている」と「整ってきた」合わせて50%で、令和元年度実施21地域の90%に比べると低い値であった。

2-4-4) 当事者の協力体制について

表 32 当事者の協力体制

1. 整っている	0	0.0%
2. 整ってきた	3	21.4%
3. 不十分である	8	57.1%
4. 不明	3	21.4%

- ・「整っている」と「整ってきた」合わせて21%で、令和元年度実施21地域の67%に比べると低い値であった。

2-4-5) 協力が得られそうな当事者団体名

様々な規模とみられる17の当事者団体が挙げられていた。

2-4-6) 開始できなかった主たる理由

<記載内容の列举>

- ・養成事業や派遣事業の具体案がない状況では、養成研修の予算が獲得できなかった。
- ・行政の担当者が変わったことおよび当士会の態勢が不十分であった。
- ・隣県の様子を確認し、もともと令和2年度開始を目途にしていた。

- ・県内のニーズが不明で調査困難であったため、士会としても説得力に欠けた。
- ・具体的な養成研修開始までの計画(必要スタッフ数、当事者の協力、別職種への協力、会場、受講希望者数の確認等々)が立てられない。
- ・士会の体制が整わなかった。行政との連携不足や他団体との連携不足もあった。
- ・県内に当事者団体がないという現状による。

2-4-7) 支援者養成研修に関する意見

<記載内容の列挙>

- ・実施のノウハウを知りたい。実習時間が多いので、協力施設や協力者、指導者の確保が大変だと思う。
- ・全体の流れが見える手順などがあると助かる。
- ・来年度から本当に開催できるか不安だが、県から5~10人程度の少人数から養成してはどの助言があり、少人数ずつ養成していく予定である。
- ・準備は進めているが、最初の壁は県の予算が下りるかどうかである。
- ・現時点で支援者養成を行っている士会の見学や視察等を実施していきたい。

2-5 実施予定が立っていない11地域における状況

2-5-1) 主管課の対応について

表 33 主管課の対応

1. 積極的である	0	0.0%
2. やや積極的である	1	9.1%
3. やや消極的である(ふつうを含む)	6	54.5%
4. 消極的である	2	18.2%
5. 不明	2	18.2%

- ・「積極的」と「やや積極的」合わせて9%で、令和2年度以降開催予定14地域の43%よりも大幅に低い値であった。

2-5-2) 士会内の協力体制について

表 34 士会内の協力体制

1. 整っている	2	18.2%
2. 整ってきた	4	36.4%
3. 不十分である	5	45.5%

- ・「整っている」と「整ってきた」合わせて55%で、令和2年度以降開催予定14地域の50%よりもやや高い値であった。

2-5-3) 当事者の協力体制について

表 35 当事者の協力体制

1. 整っている	3	27.3%
2. 整ってきた	2	18.2%
3. 不十分である	5	45.5%
4. 不明	1	9.1%

- ・「整っている」と「整ってきた」合わせて45%で、令和2年度以降開催予定14地域の21%よりも大幅に高い値であった。

2-5-4) 協力が得られそうな当事者団体の有無とその団体名について

協力が得られそうな団体が「ある」は9件（82%）、「ない」は2件（18%）で、8つの当事者団体名が挙げられていた。

2-5-5) 開始予定が立たない主たる理由

<記載内容の列挙>

- ・県と士会の関係が築けていない（顔合わせの段取りを立てているところ）。
- ・行政は本研修の必要性を感じておらず、士会への打診はなかった。
- ・県の保健医療計画には本事業に該当する項目がないので取り上げられない。
- ・県は支援者の必要性が明確でないため実施できないとの意向で、近隣の他県が実施していないのに、当県が先駆けて実施するのは難しいとの認識もある。
- ・当事者がこの事業を知らないため、当事者からの要望は県にも士会にもない。
- ・研修を継続的に行うことができる人的・時間的余裕がない。
- ・若年の士会員が多く、生活期の失語症の方に関わった経験が乏しいため、講師やスタッフとなる人材が不足している。
- ・士会主導で友の会はあるが、活発とはいえ参加者が少ない状態である。
- ・当士会は失語症の方とのつながりが希薄である。
- ・士会員の啓発が必要で、事業についての研修会を実施予定。
- ・本事業は県が行うべきものであり、国の政策次第で中止になる可能性もあるので本腰を入れるには早すぎるという意見が士会内にある。
- ・当士会がまだ任意団体であるとの理由で、県から委託契約は結べないと言われた（令和元年12月に法人格取得予定）。

2-5-6) 支援者養成研修に関する意見

<記載内容の列挙>

- ・本事業開始に向けた当事者・自治体・士会の連携モデルや導入イメージを明確にし、本事業の予算を確保するよう、協会が都道府県へ働きかけをしてほしい。
- ・本調査研究によって各県の現状が明らかになり、行政担当者の理解促進と関係機関の情報共有が図られることを期待する。
- ・当士会は障害福祉行政との連携の歴史が乏しく、基盤がないところからのスタートであり、事業開始に時間がかかることはやむを得ない。
- ・他県の状況が士会のHPなどで情報収集できるようにしてほしい。
- ・具体的な運営について、先行士会等の情報を協会がまとめて提供してくれると助かる。
- ・現在は養成講座を実施できておらず、啓もう活動を中心に行っている状況。
- ・失語症の方の実態調査・ニーズ調査を実施し、根拠をもって県行政に事業の必要性を説明したところである（何とか光が射してきそうな感触）。

2-6 養成研修の具体的な日程等について

支援者養成研修を実施している士会に研修会日程についての資料を求めたところ、19 士会の協力が得られたので、内容を整理して以下に列挙する。

なお、本項における 注) は、検討会による追記である。

<県 1>

【平成 30 年度開催】必修科目講座 40 時間 全 9 回

日 程：8 月～2 月（日曜 3 回、土曜 5 回、水曜 1 回）

※水曜 1 回は外出同行支援実習で外出

※予備日を 1 日設けている。

注) 9 回すべて全日開催と思われる。

人 数：応募（女 36・男 15）、参加（女 23・男 10）、修了（女 11・男 7）

修了条件：全日程の受講、認定テストにて 6 割以上の得点であること

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 9 回

日 程：8 月～2 月（日曜 2 回、土曜 6 回、水曜 1 回）

※水曜 1 回は外出同行支援実習で外出

※予備日（災害等）を 1 日設けている。

注) 9 回すべて全日開催と思われる。時間配分を一部変更している。

人 数：応募（女 37・男 3）、参加（女 27・男 3）

修了条件：全日程の受講、認定テストにて 6 割以上の得点であること

< 県 2 >

【平成 30 年度開催】必修科目講座 40 時間 全 14 回

日 程：6 月～2 月

講習 8 回（日曜 5 回、火曜・木曜・金曜各 1 回（午前 4 回、午後 4 回））

現地実習 6 回（日程は講習の中で伝える）

会 場：講習は 2 か所（研修施設等）、現地実習は失語症者の集まる場所

人 数：応募（女 22・男 5）、参加（女 17・男 3）、修了（女 17・男 3）

受 講 料：無料、実費として 2,000 円（テキスト代等）

受講要件：県内在住・在勤・在学の方

20 歳以上の方（平成 31 年 4 月 1 日現在）

全講座出席可能な方

修了後、県に名簿登録し、支援者として活動できる方

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 12 回

日 程：7 月～3 月

講習（講座・演習・実習）7 回

（日曜 4 回、火曜 2 回、金曜 1 回（全日 1 回、午前 1 回、午後 5 回））

現地実習 5 回（8 月～2 月、日程は講習の中で伝える）

会 場：講習は 2 か所（研修施設等）、現地実習は失語症者の集まる場所

人 数：定員 20 名、応募（女 44・男 7）、参加（女 19・男 3）

受 講 料：3,000 円（テキスト代等実費分）

受講要件：県内在住・在勤・在学の方

20 歳以上の方（平成 31 年 4 月 1 日現在）

全講座出席可能な方

修了後、県に名簿登録し、支援者として活動できる方

修了要件：全講座の 8 割以上の出席

現地実習 3 回以上の出席

★印の必須講座の受講 注）講習 4 回分に★印が付いている。

< 県 3 >

【平成 30 年度開催】必修科目講座 49 時間 全 12 回＋修了式（別日）

日 程：7 月～2 月（日曜 7 回、金曜 5 回（原則午前または午後の 4 時間程度））

※実習予備日を 6 日設けている。

会 場：講義会場は 1 か所（病院）、実習は 3 か所（病院、学校、デイサービスセンター）

人 数：応募（女 32・男 3）、参加（女 27・男 3）、修了（女 20・男 2）

受 講 料：無料、交通費自己負担

受講要件：満 18 歳以上の方

県内で失語症者の支援が可能な方

修了要件：全講座の 8 割以上の受講

★印の必須講座の受講 注）講習 4 回と修了式に★印が付いている。

【令和元年度開催】必修科目講座 55 時間 全 14 回+修了式（別日）

日 程：7 月～2 月

（日曜 7 回、土曜 2 回、火曜 5 回（原則午前または午後の 4 時間程度））

会 場：講義会場は 2 か所（公共施設、病院）

実習は 4 か所（学校、デイサービスセンター、福祉センター等）

人 数：定員 15 名、応募（女 18・男 0）、参加（女 15・男 0）

受 講 料：無料、交通費自己負担

受講要件：満 18 歳以上の方

県内で失語症者の支援が可能な方

修了要件：全講座の 8 割以上の受講

< 県 4 >

【平成 30 年度開催】必修科目講座 40 時間 全 9～10 回？

日 程：9 月～3 月

講義等 14 時間（9 月の連続した 3 日（土曜からの 3 連休、全日 3 日））

実習 18 時間（9 月～3 月の期間に県内 4 か所のサロン等で 2 回～6 回の
日程（2～4 時間）を設け、それを 18 時間分受講する）

外出同行支援実習 8 時間（10 月と 3 月に 4 回。当事者の協力を得て
バスハイクや花見を実施しての実習を設定）

人 数：応募（女 15・男 3）、参加（女 15・男 3）、修了（女 14・男 3）

【令和元年度開催 1】必修科目講座 40 時間

日 程：講義 4 日間 12 時間、講義終了後の実習 28 時間

人 数：定員 20 名、応募（女 11・男 5）、参加（女 11・男 4）

【令和元年度開催 2】選択科目講座 1 日

日 程：講義 コミュニケーション支援技法Ⅱ 2 時間以上

実習 コミュニケーション支援演習Ⅱ 2 時間以上

< 県 5 >

【平成 30 年度開催】必修科目講座 40 時間 全 12 回

日 程：9 月～3 月（土曜 12 回（すべて午後、1 回につき 2～4 時間））

会 場：1 か所（病院）

人 数：応募（女 14・男 5）、参加（女 14・男 5）、修了（女 12・男 5）

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 8 回

日 程：9 月～3 月開催（土曜 8 回（全日 5 回、午後 3 回））

会 場：1 か所（病院）、外出同行支援実習（全日 1 回分）は会場外で実施

< 県 6 >

【平成 30 年度開催】必修科目講座 40 時間＋講演会 2 時間 全 10 回

日 程：10 月～2 月

講義等 36 時間（日曜 8 回、土曜 1 回（全日 6 回、午前 1 回、午後 2 回））

実習（コミュニケーション支援実習）1 回 6 時間（11 月～2 月の間）

※当事者の実際の活動に参加

会 場：2 か所（大学、地域リハセンター）、実習は実習先会場

人 数：応募（女 8・男 2）、参加（女 8・男 2）、修了（女 8・男 2）

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 9 回

日 程：8 月～12 月

講義等 34 時間（日曜 7 回、土曜 1 回（全日 6 回、午前 1 回、午後 1 回））

実習（コミュニケーション支援実習）1 回 6 時間（11 月～2 月の間）

※当事者の実際の活動に参加

会 場：2 か所（大学、地域リハセンター）、実習は実習先会場

人 数：応募（女 8・男 4）、参加（女 8・男 4）

< 県 7 >

【平成 30 年度開催】必修科目講座 40 時間 全 15 回

日 程：6 月～3 月

（日曜 4 回、土曜 3 回、水曜 1 回、金曜 1 回（午後 7 回、夜間 2 回））

講義と合同実習 9 回計 22 時間、実習 6 回計 18 時間

会 場：講義と合同実習 基本 1 か所（公共施設。1 回だけ別会場）

実習 友の会・サロン等にて

人 数：応募（女 104・男 13）、参加（女 39・男 1）、修了（女 38・男 1）

【令和元年度開催 1】必修科目講座 40 時間 全 14 回

日 程：6 月～3 月（日曜 5 回、土曜 4 回（すべて午後））

注）前年度実施の夜間は廃止した。

講義と合同実習 9 回計 25 時間、実習 5 回計 15 時間

会 場：講義と合同実習 基本 1 か所（公共施設。1 回だけ別会場）

実習 友の会・サロン等にて

人 数：応募（女 72・男 11）、参加（女 36・男 8）

【令和元年度開催 2】選択科目講座 40 時間 全 7 回

日 程：4 月～2 月（日曜 7 回（全日 6 回、午後 1 回））

会 場：1 か所（公共施設） ※開講式と修了式は必修コースと合同実施。

< 県 8 >

【平成 30 年度開催】必修科目講座 40 時間 全 8 回
日 程：2 月～3 月（日曜祝日 6 回、土曜 2 回）
会 場：2 か所（福祉センター等）
外出同行支援実習のみ会場外にて実施
人 数：応募（女 1・男 0）、参加（女 1・男 0）、修了（女 1・男 0）

< 県 9 >

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 8 回
日 程：7 月～11 月（日曜 2 回、土曜 6 回（すべて全日））
会 場：3 か所（公共施設、老人ホーム等）
外出同行支援実習は場所未定
人 数：定員 10 名、応募（女 9・男 1）、参加（女 9・男 1）
受 講 料：無料
受講要件：県内在住・在勤・在学の方
満 18 歳以上の方（平成 31 年 4 月 1 日現在）
修了後、県が作成する研修終了者名簿に登録し、
失語症者向け意思疎通支援者として活動できる方
修了要件：40 時間の講義のうち 8 割以上出席
実技出席
確認テストへの合格

< 県 10 >

【令和元年度開催】必修科目講座 42 時間 全 8 回
日 程：8 月～11 月（土曜 4 回、金曜 4 回（すべて全日））
会 場：2 か所（大学または病院）
外出同行支援実習は会場未定
人 数：応募（女 21・男 5）、参加（女 21・男 5）

< 県 11 >

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 7 回
日 程：10 月～3 月（日曜 4 回、土曜 3 回（全日 5 回、午前 1 回、午後 1 回））
会 場：3 か所（公共施設等）
外出同行支援実習のみ会場外で実施予定

< 県 12 >

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 9 回

日 程：9 月～11 月（日曜 5 回、土曜 2 回、金曜 1 回（すべて全日））

※1 回は一定期間内で当事者団体の活動に参加（3 時間）

会 場：3 か所（公共施設、病院等）

外出同行支援実習・コミュニケーション支援実習は会場外で実施

人 数：定員 20 名

受 講 料：無料、交通費・昼食代は自己負担

受講要件：県内在住・在勤・在学の方

18 歳以上の方（平成 31 年 4 月 1 日現在）

修了後、県内で支援者として活動できる方

修了要件：講座の全課程修了

< 県 13 >

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 12 回

日 程：8 月～12 月

講習（講義・演習・実習）10 回

（日曜 1 回、土曜 9 回（全日 3 回、午前 6 回、午後 1 回））

現地実習 2 回（日程は講習の中で伝える）

会 場：3 か所（病院、福祉センター等）

現地実習は失語症者の集まる場所にて

人 数：定員 6 名、応募（女 5・男 1）、参加（女 5・男 1）

受 講 料：無料

受講要件：県内在住・在勤・在学の方

18 歳以上の方（平成 31 年 4 月 1 日現在）

規定の出席日数（全講座の 8 割以上）を満たすことができる方

修了後、県に「失語症者向け意思疎通支援者」として名簿登録し、

要請があった場合は支援者として活動できる方

修了要件：全講座の 8 割以上の出席

★印の必須講座の受講 注）講習 2 回分に★印が付いている

< 県 14 >

【令和元年度開催】必修科目講座 41 時間 全 12 回＋閉講式等（別日）

日 程：9 月～2 月（土曜 7 回（すべて全日））

友の会・サロンでの実習は 12 月～2 月に 3 回（10：00～13：50）

※外出同行支援、コミュニケーション支援実習

会 場：2 か所（社会福祉協議会等）

< 県 15 >

【令和元年度開催】必修科目講座 43.5 時間 全 9 回

日 程：7 月～1 月（日曜 1 回、土曜 8 回（全日 6 回、午後 3 回））

※全日 6 回のうち 1 回はコミュニケーション支援実習のバス旅行

※実習予備日を 2 日設けている。

会 場：4 か所（公共施設、学校等）

人 数：応募（女 7・男 3）、参加（女 7・男 3）

< 県 16 >

【令和元年度開催】必修科目講座 41 時間 全 11 回

日 程：10 月～2 月（日曜 3 回、土曜 8 回）

※演習や実習は失語症者が参加して実施する。

< 県 17 >

【令和元年度？開催】必修科目講座 40 時間 全 9 回

日 程：令和 2 年 1 月～10 月

注）応募期限が令和元年 12 月 13 日となっている。

講座開催は令和 2 年で令和元年度内には修了しない。

< 県 18 >

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 9 回

日 程：10 月～3 月（日曜 5 回、土曜 3 回（全日 8 回、午後 1 回））

※2 月実施のコミュニケーション支援実習は実施日未定

< 県 19 >

【令和元年度開催】必修科目講座 40 時間 全 9 回

日 程：9 月～12 月

講義・実習 日曜 4 回（すべて全日、1 回 5～6 時間分の講義・実習）

合同実習 10 月末の土曜 1 回（9:30～17:00）

※市の会場までの同行支援と、会場でのコミュニケーション支援

各地実習 9 月～11 月の 9 回の日程から任意の 3 回を選択

（1 回 4 時間、合計 12 時間）

会 場：各地実習は県内 3 か所（病院または学校）

人 数：応募（女 25・男 3）、参加（女 22・男 2）

3. 派遣事業について

3-1 派遣事業の開始時期および委託元について

表 36 派遣事業の開始時期と委託元

	件数	%
1. 令和元年度から実施	3	6.4%
2. 令和2年度から実施予定	6	12.8%
3. 令和3年度から実施予定	0	0.0%
4. 令和4年度以降実施予定	1	2.1%
5. 委託元が未定	35	74.5%
6. 未記入	2	4.3%

- ・令和元年度開催の3士会(6.4%)の委託元(実施主体)は、県単独2、県と市の共催1であった。
- ・委託元が決定しているのは1~4と回答した10士会((21.3%)で、内訳は、県単独が6、県と市の共催が1、複数市の共催1、市単独1、未記入1であった。

3-2 実施主体が決定している10士会の回答

注) 前項で1~4と回答した士会の回答である。

3-2-1) 実施主体の対応について

表 37 実施主体の対応

1. 積極的である	4	40.0%
2. やや積極的である	5	50.0%
3. やや消極的である(ふつうを含む)	1	10.0%
4. 消極的である	0	0.0%

- ・「積極的」と「やや積極的」合わせて90%であった。

3-2-2) 実施される派遣(予定を含む)の内容

<記載内容を列挙>

- ・友の会、サロンでの支援、病院への付き添い支援(支払機の操作支援)。
- ・友の会やサロンでの支援から始め、様子を見ながら、個別の支援をする予定。
- ・サロンを開催して参加者を利用者に登録し、買物等個別の派遣を検討する予定。
- ・会議やサロン等への参加支援、映画鑑賞や買い物への支援を行う。
- ・当事者との外出(役所、病院など)・失語症友の会、サロンなどへの参加協力。
- ・友の会参加および個人の外出同行支援。

3-2-3) 対象者と支援者のマッチングの仕組みについて

「仕組みがある」2件(20%)、「検討中である」6件(60%)、「仕組みはない(未検討)」2件(20%)であった。

<仕組みの内容に関する記載>

- ・友の会の会員が支援者研修に講師あるいは受講者として参加し、STと利用者候補が顔を合わせるようにしている。
- ・市の職員である言語聴覚士がマッチングを実施。

3-2-4) 支援者フォローアップの仕組みについて

「仕組みがある」4件(40%)、「検討中である」5件(50%)、「仕組みはない(未検討)」1件(10%)であった。

<仕組みの内容に関する記載>

- ・支援者のグループを作り、グループ単位でスキルアップの研修を行う。
- ・支援を実施した後に言語聴覚士によるフィードバックを行う。
- ・前年度受講生が今年度養成研修(実習)時に参加する
- ・昨年度修了者および今年度参加者を対象に、派遣モデル事業として要点筆記の体験をしてもらう。

3-2-5) 事故や災害時の対応手順について

「手順がある」2件(20%)、「検討中である」7件(70%)、「手順はない(未検討)」1件(10%)であった。

<仕組みの内容に関する記載>

- ・派遣担当の言語聴覚士へ連絡し、連絡を受けた言語聴覚士が県の担当者へ連絡。
- ・緊急時には手話通訳者等で採用している手順と同様に対応(市の保険で対応)。
- ・講座受講生、スタッフ、当事者については、ボランティア保険または協会より提案のあった保険への加入を検討中。

3-2-6) 派遣利用申請の提出先について

提出先については、士会内の派遣担当言語聴覚士(3名予定)、士会、士会を通して県へ提出し県が登録、県、市、県と市、および未定と、様々な回答があった。

3-2-7) 実施主体や利用者に対してどのように関わっているか。

<記載内容を列挙>

- ・士会内に意思疎通支援事業ワーキンググループがあり、担当理事が派遣事業について県と連絡をとったり会議を開催するなどしている。
- ・派遣事業の受付および情宣活動。

- ・①支援者登録申請⇄県、②失語症者の利用登録申請⇄県、③失語症者と支援者のマッチング、④支援終了後の謝金・交通費等の清算、⑤友の会やサロンでの支援の状況把握と支援者のフォローアップ。以上のように、士会は、実施元である県と支援者・失語症者、および支援者と失語症者をつなぐ役目を担っているが、流れが十分にはできていない状況である。
- ・実施主体に適宜メール連絡や登庁して連携を密に行っている。具体的には、利用者や友の会の情報について適宜実施主体に連絡している。

3-2-8) 実施を妨げるような問題はあるか。

「問題はない」が2件(20%)、「ある」が6件(60%)、未回答2件(20%)であった。

<問題の内容および解決方法に関する記載>

- ・手話通訳や要約筆記の広がり背景には、意思疎通の支援を基本的人権ととらえる長きにわたる当事者の活動があり、国も自治体もそれに対応してきたという歴史があることへの理解が、言語聴覚士に不足しているのが問題である。
- ・声をあげにくい失語症当事者の願いをすくい上げ、それを実現するためには失語症や失語症ゆえの困難についての知識、理解が必須であるが、これらが不足している自治体が散見される。そのため、市町村向けの失語症に関する研修は必須であるが、自治体への情報提供、周知活動は決定的に不足しており、このことが事業の実施を困難にしていると思料される。
- ・養成講座の受講生に地域的偏在があるため、全県をカバーできない。県東部と県西部の2か所での講座開催を検討しているが、講師の不足、当事者の協力等の問題を解決する必要がある。
- ・マッチング、派遣内容、全体の流れなど、未検討の課題が多い。
- ・事故補償について、現在検討中である。
- ・マッチングの事務作業を県は士会に委託したい意向だが、士会での対応は不能。

3-2-9) 今後の見通しについて

表 38 今後の見通し

1. 順調に推進できそう	2	20.0%
2. 課題があるが推進できそう	7	70.0%
3. 課題が多く、推進が難しい	0	0.0%
4. 未回答	1	10.0%

- ・回答のあった9件は、すべて「推進できそう」であった。

3-2-10) 派遣事業全般に関する意見

<記載内容を列挙>

- ・失語症者の社会参加について考えることは、言語聴覚士の重要な仕事だと思いません。他に真剣に考える職種はありませんから。ここが摂食嚥下障害と大きく異なる点です。派遣事業を軌道に乗せて、養成～派遣の一連の流れを作り、失語症の方に役立つものになりたいと思います。あきらめたら、その時点で、失語症の人の社会参加の機会は失われると思います。
- ・これまでに例のない事業なので全てが手探り状態である。一つ一つの事例を積み重ねて事業を展開していく必要がある。難しいが当事者の方々と一緒に情報を共有し、ベターな方向に進んでいきたい。
- ・派遣を必要とする当事者を掘り起こし、自治体の窓口につなぐ活動がなければ派遣事業の利用は増えないであろう。活動の主体は、家族、医療機関、介護支援専門員や介護保険関係の事業所、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所が考えられるので、そこへの事業の周知、協力依頼が必須になるであろう。また、上記のような活動と併せ、意思疎通支援者の数を増やすことも急務であろう。利用を掘り起こしたが、支援者がいないという事態だけは避けなければならない。
- ・県域が広く全県に渡って支援者を養成することが現状では難しい。したがって、できるところからモデルケースを作って推進していく必要がある。その場合やはりSTも支援者そして派遣される人材としていくことが必要であると思われるが、現役が圧倒的に多く、講座の受講が難しいうえに、所属の理解が得られるかという問題もある。また仮に本県のようにSTで受講している人が派遣に応える場合でも県域が広いために遠方への派遣にかかる費用をどこが負担をするかという問題も起こりうる。様々な課題はあるが、事業を始めた以上はできるだけ前へ進めていきたいと考えている。その辺りは県行政も協力的である。
- ・派遣事業を円滑に進めるには、拠点が必要。たとえば、緊急連絡が必要な場合や、想定外のアクシデントに対する対応の場合、担当者の連絡先だけでは不十分だと思われる。また、事務作業も多いので、本格的に派遣事業を開始するためには、貸スペースや貸事務所などの設備面への予算計上について、行政に働きかけることが重要と思われる。
- ・委託契約までが大変であった。サロンの立ち上げも困難を極める。全市町村で養成研修を実施することは現実的でない(村などの僻地)。
- ・指導者養成講座修了者は講座受講を免除して支援者名簿登録が可能となるような措置をお願いしたい。
- ・全国で統一した要綱が必要である。失語症の定義の統一なども。

3-3 実施主体が決定していない 35 士会の回答

3-3-1) 派遣事業に関する都道府県の考えや実施主体が決まらない理由

<記載内容を列挙>

- ・当事者のニーズがわからなければ事業を取り上げる説明や予算立てができないので、前には進めないというのが県の姿勢。
- ・派遣事業は市町村が主体となっていくことを県は想定。そのため派遣事業の予算を計上していないが、市町村に対しては事業についての説明は行うとのこと。
- ・県の担当者と現在検討中だが、主体が市町村なので難しいとのこと。
- ・派遣事業に対して市町村の認識が乏しく動きが見られていないが、県は県が派遣事業を実施すると市町村が行わなくなるという考えで、県の実施には消極的である。
- ・この事業の周知がまだ不完全であるため、担当者が手探り状態で派遣の1回目を進めている状態。県の課長クラスには理解されているようだが、県や士会の担当者には派遣事業を進めるに当たっての全体的なイメージが確立されていない。
- ・当県では、手話通訳や要約筆記といった他の意思疎通支援に関する派遣事業はそれぞれ支援者養成を委託している団体に併せて委託しております。したがって、当事業についての派遣事業についても言語聴覚士会へ委託したいと考えられております。しかし、当士会は専任の事務職員もおらず、日中の対応が困難な状態です。その為、派遣事業についての具体的な話が進まないのが現状です。
- ・行政はマッチングにかかる業務を士会に委託したい様子だが、士会は対応できる状態にはなく、引き受けることができない。
- ・現段階では、養成事業は行うが派遣事業は行わないというのが県の方針である。
- ・県担当者が他県の派遣事業の動向をみながら、形作っていくと聞いている。
- ・利用する失語症者は障害者手帳を所持していることが条件になっている(国からの補助金がなければ予算が通らない)。
- ・障害者手帳の所持が片麻痺などの身体障害によるものでも適用となるのか不明。
- ・まだ行政と話し合いが出来ていない。
- ・派遣事業が始まったことを県の担当者が知らない。
- ・問い合わせをしたが市町村すべてが、派遣事業のことを知らなかった。

3-3-2) 今後の見通しについて

表 39 今後の見通し

1. 順調に推進できそう	0	0.00%
2. 課題があるが推進できそう	8	22.9%
3. 課題が多く、推進が難しい	24	68.6%
4. 未回答	3	8.6%

- ・「推進が難しい」との回答が 24 件 (69%) であった。

3-3-3) 派遣事業全般に関する意見

<記載内容を列挙>

- ・当県では市主体の派遣開始に向け調整中で、仕様書案までは作成済みです。
- ・地域住民が主体となり失語症の方に対する支援の輪が広がるのは嬉しいことです。
- ・県から「この事業を利用したいと考えている当事者を探し、その人の元へ派遣できるような支援者を養成し、実際に派遣する、というモデルケースをみつけてはどうか」と提案されています。この方法なら誰もが共有のイメージを持ってやっていけるのではないかと思います。
- ・今年度に意思疎通支援者養成研修を開始するが、派遣事業が開始されないと、せっかく養成した意思疎通支援者が活動できないという事態になりかねない。
- ・派遣業務開始前に支援者には失語症者との信頼関係を構築する必要があるため、すぐに派遣事業に持っていけるか、検討していく必要がある。
- ・支援者は確保できても、派遣対象となる条件に合致した利用者の数の把握が困難なため、運用できるのか不安。
- ・失語症の方や家族が本事業についての情報を知らない。失語症の方を支えているのは長らく家族であるが、家族には行政の力を借りようという考えがそもそもないようで、当事者や家族から行政への相談はほとんどない状態である。行政は「当事者からの要望がない」というが、失語症の方が本事業の情報を持っていない、自ら窓口に出向いて説明することが難しいという理解が不足していた。
- ・派遣事業を推進するために、他の都道府県の具体的な情報(予算、問題点、対策等)の提供をいただきたい。
- ・見学を受けてくださる県があれば教えていただきたい。
- ・派遣事業の予算フォーマット(必要物品等含め)の雛形、契約書の雛形等提示してもらえると助かる。
- ・県ごとの事業でなく、近隣の県と協力できる体制にしてはどうか。

Ⅲ 地方自治体向けのアンケート調査結果

- ・都道府県からの回答は47件中46件、回答率97.9%であった。
- ・指定都市からの回答は20件中16件、回答率80.0%であった。
- ・中核市からの回答は54件中46件、回答率85.2%であった。

1. 支援者指導者養成研修について（46都道府県の回答）

1-1 参加状況と公費負担について

表40 参加状況と公費負担

平成29年度	参加者数(名)	45	
	旅費の公費補助対象人数(名)	22	48.9%
平成30年度	参加者数(名)	87	
	旅費の公費補助対象人数(名)	58	66.7%
令和元年度	参加者数(名)	86	
	旅費の公費補助対象人数(名)	71	82.6%

注) 言語聴覚士会対象の調査結果(表1)とはやや異なる結果であった。
未回答が1件あるが、それだけでは結果が異なる理由は説明できない。
なお、実際の参加者数は、表1が正しい。

1-2 士会の対応について

表41 士会の対応

1. 積極的である	36	78.3%
2. やや積極的である	7	15.2%
3. やや消極的である(ふつうを含む)	2	4.3%
4. 消極的である	0	0.0%
5. 不明	1	2.2%

- ・「積極的」と「やや積極的」合わせて94%であった。

1-3 現在の参加者定員(2名)について

表42 参加定員

1. 2名でよい	34	73.9%
2. 増やしてほしい	3	6.5%
3. 減らしてほしい	0	0.0%
4. その他	9	19.6%

- ・「2名でよい」が74%であったが、「増やしてほしい」も7%あった。

<参加定員に関する意見>

- ・ 支援者養成研修の講座開催場所を増やす等といったことになれば、指導者養成研修の参加者も増やす必要があると考える。
- ・ 指定都市、中核市からの推薦枠を設けてほしい。
- ・ 言語聴覚士に加え、行政職員も参加可能としてはどうか。

1-4 支援者指導者養成研修全般に対する意見

<記載内容を列挙>

- ・ 遠方から受講する参加者にとって、病院等に勤務する合間に土曜日の朝早くから日曜日の昼過ぎまで研修に参加するのはハードルが高いため、研修内容を精査し、研修時間を短縮すべきだと思う。
- ・ 年複数回、複数エリアでの開催を希望する。
- ・ 派遣事業の具体的な実施方法や先進事例等を研修で示していただきたい。

2. 支援者養成研修について（都道府県、指定都市、中核市の回答）

2-1 支援者養成事業への関わりの時期について

表 43 支援者養成研修への関わりの時期

	都道府県		指定都市		中核市	
1. 平成 30 年度から関わっている	13	28.3%	1	6.3%	2	4.3%
2. 令和元年度から関わっている	9	19.6%	2	12.5%	8	17.4%
3. 令和 2 年度以降に関わる予定	18	39.1%	4	25.0%	8	17.4%
4. 現時点で関わる予定はない	6	13.0%	9	56.3%	28	60.9%
合計	46		16		46	

2-2 士会の対応について

2-2-1) 46 都道府県の回答

表 44 士会の対応（支援者養成研修に関わった時期別）

	平成 30 年度に関わった 13 件		令和元年度に関わった 22 件		令和 2 年度以降関わる予定 18 件		現時点で関わる予定なし 6 件	
1. 積極的であった	10	76.9%	16	72.7%	12	66.7%	3	50.0%
2. やや積極的であった	1	7.7%	3	13.6%	6	33.3%	1	16.7%
3. やや消極的である (ふつう含む)	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%
4. 消極的であった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5. 不明	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%
6. 未回答	0	0.0%	3	13.6%	0	0.0%	0	0.0%

2-2-2) 指定都市と中核市の回答

注) 平成 30 年度から関わっている 3 件と令和元年度から関わる 10 件の回答

表 45 士会の対応

1. 積極的である	9	69.2%
2. やや積極的である	1	7.7%
3. やや消極的である (ふつうを含む)	0	0.0%
4. 消極的である	0	0.0%
5. 不明	1	7.7%
6. 未回答	2	15.4%

2-3 士会内の協力体制について

2-3-1) 都道府県の回答

表 46 士会内の協力体制 (支援者養成研修に関わった時期別)

	平成 30 年度に関わった 13 件		令和元年度に関わった 22 件		令和 2 年度以降関わる予定 18 件		現時点で関わる予定なし 6 件	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 整っていた	7	53.8%	12	54.5%	3	16.7%	1	16.7%
2. 整ってきていた	4	30.8%	4	18.2%	7	38.9%	1	16.7%
3. 不十分であった	1	7.7%	0	0.0%	2	11.1%	0	0.0%
4. 不明	0	0.0%	3	13.6%	5	27.8%	4	66.7%
5. 未回答	1	7.7%	3	13.6%	1	5.6%	0	0.0%

2-3-2) 指定都市と中核市からの回答

注) 平成 30 年度から関わっている 3 件と令和元年度から関わる 10 件の回答

表 47 士会内の協力体制

1. 整っていた	4	30.8%
2. 整ってきていた	3	23.1%
3. 不十分であった	0	0.0%
4. 不明	4	30.8%
5. 未回答	2	15.4%

2-4 当事者の協力体制について

2-4-1) 都道府県の回答

表 48 当事者の協力体制（支援者養成研修に関わった時期別）

	平成 30 年度に関わった 13 件		令和元年度に関わった 22 件		令和 2 年度以降 関わる予定 18 件		現時点で関わる 予定なし 6 件	
1. 整っていた	5	38.5%	9	40.9%	0	0.0%	0	0.0%
2. 整ってきていた	7	53.8%	5	22.7%	2	11.1%	1	16.7%
3. 不十分であった	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	2	33.3%
4. 不明	0	0.0%	5	22.7%	14	77.8%	3	50.0%
5. 未回答	1	7.7%	3	13.6%	1	5.6%	0	0.0%

2-4-2) 指定都市と中核市からの回答

注) 平成 30 年度から関わっている 3 件と令和元年度から関わる 10 件の回答

表 49 当事者の協力体制

1. 整っていた	4	30.8%
2. 整ってきていた	3	23.1%
3. 不十分であった	0	0.0%
4. 不明	4	30.8%
5. 未回答	2	15.4%

・2-3-2) と同一結果であった。

2-5 支援者養成研修全般に関する意見（都道府県、指定都市、中核市の回答）

2-5-1) 平成 30 年度に関わった地域からの回答

<記載内容を列挙>

- ・士会で重要だと考えるカリキュラムに研修受講者がやむなく欠席した場合の対応について、他県がどのように行っているのか知りたい。
- ・修了者の活躍の場が十分に設けられるか心配。
- ・支援者の数が足りるか、必須科目の研修だけで派遣の現場で力が発揮できるかなど、実際に派遣事業を始めないとわからない不確定要素が多い。
- ・言語聴覚士会が企画・運営を行う事務局体制が整備されていないところがある。
- ・指導者の人数不足により研修実施への指導者の負担は非常に大きい。
- ・失語症についての認識が広まっておらず、受講者募集に苦労した。
- ・失語症の全国版リーフレット等を作成し、周知を進めてほしい。
- ・修了条件の「全日程の出席」というのはハードルが高いと思う。

2-5-2) 令和元年度に関わった地域からの回答

<記載内容を列挙>

- ・昨年度は県が単独で実施し、今年度から県と中核2市の三者共同開催としている。共同開催にあたっての参考とするため、回答者自身、受講生として昨年度の研修に参加してみたが、受講生の習熟度については、かなり幅があった。研修を修了したからといって、現場に派遣されて有効な意思疎通支援を行えるかどうかは疑問であり、当面は失語症サロン等での話し相手が現実的ではないと思われる。
- ・県と合同開催という形で市も実施している。中核市も実施主体となっているが、なかなか単独での実施は厳しいのが現状。また、派遣についても市区町村での単独実施は難しいと考える。より良い実施方法について検討が必要だと思う。
- ・本市は今年度からの実施であったが、前年度に県がすでに実施したこともあり、スムーズに開始できた。本講座は県、政令市および中核市の共同実施であり、全体の参加者55名中、本市参加者は10名である。
- ・言語聴覚士会協力のもと、養成研修を県と中核市・政令市で合同開催しており、効率良く事業実施できていると考えている。
- ・県、A市、B市の三者共同事業として、今年度から実施することとしておりますが、県が主体となって動いているため、詳細は不明である（市の意見）。
- ・失語症については認知度が低いこと、また手帳による当事者の把握が難しいこと等が挙げられるため、支援方法の習得に加え、障害自体の周知啓発等も重要である。
- ・支援者養成研修は政令市と共同実施し、負担額は人口割りをしている。
- ・国において地域生活支援事業に予算額を確保し、当事業が財政的な面から制限されることがないようにお願いしたい。
- ・今年度から養成研修を開始したところであり、今回の研修の実績を踏まえて派遣に関する課題等を整理したい。
- ・修了判定試験や選択科目の研修は必須でしょうか。

2-5-3) 令和2年度以降に関わる予定の地域からの回答

<記載内容を列挙>

- ・当事者や家族等からのニーズが全くといっていいほど伝わってこないため、支援者養成をはじめとした事業の重要度を対外的に説明することが難しい。
- ・支援者（養成研修参加者）の確保が課題。
- ・認知度が高くないため、支援者養成研修にどれだけの受講者が見込めるか不明。
- ・養成した支援者の活動の機会はどのくらいあるのかが不明。
- ・派遣事業に向けた人材養成であるため、派遣のニーズ等の検証が必要である。
- ・県から今後のスケジュールについての通達や説明等がなく、市町村単位で何をいつまでにすればよいのかが不明瞭である。

2-5-4) 現時点で関わる予定のない地域からの回答

<記載内容を列挙>

- ・養成研修を実施するにあたっては、指導者の確保等の人材の問題も課題と考える。他市の状況を調査しながら、市民のニーズを踏まえたうえで実施を検討していきたい。
- ・支援者派遣場面では、他の意思疎通支援事業よりも個別対応が必要になると想定されるため、養成研修の受講のみでの派遣業務は困難ではないか。
- ・都道府県での養成・派遣の取組みが軌道に乗った後、市町村での養成・派遣に取り組むべきと考える。
- ・支援者派遣事業の詳細（派遣決定までのやり取り、報償費、派遣範囲など）が研修の案内からでは読み取れないため、派遣事業に関するチラシ等を添付して研修参加の公募を行うと良い。
- ・本市の近隣だけでは養成研修指導者の確保が困難である。
- ・現時点では支援者養成についての相談はないが、要望があれば検討する。

2-6 平成 30 年度の開催経験に照らした令和元年度での改善点（都道府県の回答）

<記載内容を列挙>

- ・昨年度は県央地域で開催したため、今年度は県南地域の会場で開催することで、県内各地域の受講希望者が受講しやすいよう改善。
- ・士会員を対象に事業実施に係る出前講座を実施した。
- ・1日の講義時間を増やし、講義日の回数を削減した。
- ・選択科目（応用コース）を開講（定員20名）した。
- ・養成講座の受講者募集を市町村広報誌へ掲載して、広く周知を行った。

2-7 令和元年度までに開催できなかった主たる理由（都道府県、指定都市、中核市の回答）

<記載内容を列挙>

- ・失語症者の人数や支援の必要性等の把握と事業内容の精査に時間を要したため。
- ・県と共同で実施する予定だが、調整ができていないため。
- ・令和元年度の養成研修は県が行っている。次年度以降は未定。
- ・事業に係る予算化が難しかったため。
- ・失語症当事者からの要望があがっておらず、専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣については、手話通訳や要約筆記等の予算確保が優先されたため、失語症者向け意思疎通支援者の養成が後手となり、今年度開始には至っていない。
- ・支援者養成研修の指導者として対応できる人員がまだ整っていないため。
- ・対象者数やニーズの把握等が不十分であったため。
- ・養成研修を行う準備が整っていない、すなわち研修の実施にあたっては最低6名程度の言語聴覚士の講師チームに加え、作業療法士、理学療法士の協力体制を構築する必要があるが、現状では2名の講師（言語聴覚士）しか確保できていないため。

- ・意思疎通支援事業に係る財源は限られており、様々な調整を行い財源を確保し、事業を実施している。そのような状況下でこの事業をどのように取り扱っていくかは、他の障がい福祉サービスとのバランスも鑑みつつ検討を進める必要がある。
- ・派遣実施についての課題を国や他県の動向を踏まえ検討する必要があるため。

2-8 開催予定が立っていない主たる理由（都道府県、指定都市、中核市の回答）

<市単独での開催は予定していない>

- ・支援者養成研修は県が実施しており、研修対象者には本市居住者も含まれるため、本市単独での開催は今のところ考えていない。
- ・県主催での養成研修が開始されており、まずはそこへの参加が望ましいと考える。また、市単独開催では、受講者を一定数集めるのが困難ではと考えている。
- ・県が失語症者向け意思疎通支援事業として、今後の支援の体制づくりを進めているところであり、本市としてはそれに協力して進めていく考えであるため現在は具体的な市独自の開始予定はない。
- ・支援の社会的ニーズ等の観点から、県と協力し広域的に事業を展開していくべきと考えており、今後、県や関係機関と情報共有を進める。
- ・市単独で行うと、受講者が少人数になることが予想され、養成研修を運営することが難しいと考えられる。
- ・県が県域にて実施していることから、市単独ではなく、県と連携実施していく。
- ・現時点で、市民からの失語症者向け意思疎通支援者に関する要望がなく、市の財政状況も厳しいため、新たに始めることが困難である。

<開催準備ができていない>

- ・対象者数や必要性について調査段階であり事業全体の見通しが立っていない。
- ・支援者派遣事業の具体的な事業スキーム（派遣対象となるケース、意思疎通支援者として派遣可能な平日日中活動できる者等のターゲット層）が想定できていない。
- ・県内での当事者団体の活動が乏しいこと（実習には当事者団体の協力が不可欠）。
- ・実施に向けた体制の整備が整わないため。

3. 派遣事業について（都道府県向け調査）

3-1 派遣事業の開始または開始予定時期について

表 50 派遣事業の開始または開始予定時期

1. 令和元年度から開始	3	6.5%
2. 令和2年度以降開始予定	10	21.7%
3. 開始の見通しが立っていない	31	67.4%
4. 未回答	2	4.3%

- ・「見通しが立っていない」が31件（67%）であった。

3-2 令和元年度開始と令和2年度以降開始予定の13県について

3-2-1) 実施主体について

都道府県7件、都道府県と市の共同2件、市3件、未記入1件、であった。

3-2-2) 事業開始のネックとなった事項および解決方法

<記載内容を列挙>

- ・国から派遣事業の実施要綱が出されていないので、指針となるものがなかった。
- ・中心地からの派遣要請は多いが、過疎地域への対応をどうするか。また、支援者もどれぐらいの人数をどの程度割合で配置すればいいのかわからないこと。そのため現状では、県全体に周知せず、サロンなど失語症者が集まりやすい場を中心に周知を行い、派遣依頼を受けている。
- ・申請内容を見た上でマッチングを行い、利用者とのミスマッチを未然に防ぐ。
- ・当事者と支援者のマッチングおよび派遣事業に係る事務作業について、全て解決はしていないが、士会の中で調整し、実施している。
- ・派遣依頼の受付窓口は、はじめは友の会の活動に併せて派遣を行うことにし、友の会以外からの新規要望は少ないと想定して県の障害福祉課が担っている。
- ・報償費や派遣時間等の設定については、派遣実績のある市町村の状況や、士会による必要な支援時間等の想定により設定。
- ・対象者の定義、支援の方法、マッチング方法などの設定と予算確保がネックであった。
- ・士会に派遣事業の事務局を設置するのが難しいので、士会から他に再委託をする方向で検討中。
- ・派遣先におけるプライバシーの保護や、支援者の守秘義務等の問題。現在は派遣場所の限定（制限）などを検討中。
- ・ニーズがどの程度あるか不明であったが、士会による聞き取りにより、大まかなニーズが判明した。
- ・派遣事業に従事できる支援者をもっと増やしていく必要がある。
- ・県のホームページやスマートニュースへの掲載、各指定都市・中核市にも広報の協力を求め、養成講座の開催に係る周知を幅広く行ったことから、支援者養成研修の受講者数も増えてきている。

3-2-3) 予定している派遣の内容

<記載内容を列挙>

- ・役場等における行政手続き、銀行・郵便局などといった日常生活において必要な場での諸手続きや買い物。
- ・友の会などの当事者団体への派遣。
- ・実施要綱およびその他の資料において、派遣内容を例示したものはないが、家族を伴わない外出全般が、支援対象に該当すると考えている。

- ・友の会への参加が主体。加えて友の会での活動を通じて個別の外出支援の要望があれば、派遣を実施。
- ・日常生活および社会生活を営むために必要なもの（病院への通院、市役所等窓口での行政手続き、障害者団体の会議・研修・講義等）。（手話通訳者派遣と同範囲が基本）。

3-2-4) 派遣事業の対象者の定義

<記載内容を列举>

- ・原則手帳保持者、もしくは医師の診断書で判断するように検討中。
- ・自身が失語症と申告して利用申請した人を対象とする。ただし、あくまでも意思疎通支援であるため、待ち合わせ場所まで自力で来られないなど身体的介助が必要な人は対象としない。
- ・失語症を呈し言語機能等に障害があり、意思疎通を図ることに支障がある者で、実施主体が適当と認めた者。
- ・身体障害者手帳の言語障害の等級4級以上の者、あるいは脳機能等の損傷により、失語症を呈し、言語機能等の全部又は一部に障害があり、意思疎通を図ることに支障がある者で、利用登録を申し出た者のうち、実施主体が適当と認めた者。
- ・脳の言語中枢が損傷を受けることにより、獲得した言語機能が障害された者で、県内に居住する者。
- ・音声機能障害の記載のある障害者手帳を所持している方を対象とする予定。
- ・詳細は未定であるが、身体障害者手帳の所持等は要件としない予定。

3-2-5) 対象者と支援者のマッチングの仕組みについて

「仕組みがある」が3件（23%）、「ない」が3件（23%）、検討中が7件（54%）であった。

<仕組みの内容について>

- ・現在は士会に委託している。
- ・利用者に利用申請書を士会宛に提出してもらい、申請書と士会が保有する支援者リストと照らし合わせてマッチングを行っている。
- ・派遣申請を受けた後、派遣可能な支援者の中からコーディネーターが対象者との相性を確認の上、決定している。
- ・はじめは友の会の活動に併せて派遣を行い、その活動の中でマッチングを図る。

3-2-6) 支援者のフォローアップの仕組み

「仕組みがある」が3件(23%)、「ない」が6件(46%)、検討中が4件(31%)であった。

<仕組みの内容について>

- ・養成研修会の講師の補助あるいは実習支援者として参加。
- ・言語聴覚士会主催の失語症関連イベントへのボランティア参加。
- ・今年度試験的に、障害福祉課内の雇員(失語症者)が支援者養成事業において運営業務の一部を担っており、その業務の支援を養成研修修了の支援者に手伝ってもらうことでフォローアップをしている。

3-2-7) 事故や災害時の対応手順について

「検討中」が4件(31%)、「手順はない」が9件(69%)、「手順のある」県はなかった。

<対応手順についての意見>

- ・受託先(士会)で作成している可能性はあるが、確認していない。

3-2-8) 派遣事業の今後の見通しについて

表 51 今後の見通し

1. 順調に推進できそう	0	0.0%
2. 課題があるが推進できそう	11	84.6%
3. 課題が多く、推進が難しい	1	7.7%
4. 未回答	1	7.7%

- ・「推進が難しい」との回答は1件(8%)だけであった。

3-2-9) 派遣事業全般に関する意見

<記載内容を列举>

- ・一刻も早く国が要綱を出してほしい。
- ・専門性の高い情報保障という位置づけは考えられるが、事業開始から市町村事業を都道府県が率先して行うことは、前向きに検討する市町村にとっては、マイナスになる。
- ・当面は県内市町村において派遣事業を行ってもらえるよう、県行政として市町村担当課に働きかけていくこととしている。
- ・本事業の開始が急で関係者との調整が困難であった。幸い、士会の協力により実施しているが、制度として手探りの状況であり、事前にしっかりとした指導助言を国として実施してほしい。

- ・対象人数が明確にできないため、予算案の作成に苦心するので対象者のガイドラインも明確にしてほしい。
- ・失語症者で手帳を保有していない人も多いという事実がありながら、国が提示する対象者は身体障害者手帳所有者としているのは疑問。
- ・失語症友の会に登録されている人以外の失語症当事者の洗い出しが難しいため、派遣事業の利用者が限られてしまう。
- ・国において、地域生活支援事業の予算額を確保し、当事業が財政的な面から制限されるようなことがないようにお願いしたい。
- ・全国統一的な派遣要綱がないため、失語症者に対する支援で都道府県ごとに格差が生じる可能性がある。
- ・次年度以降、他の自治体の事例について、情報提供をお願いしたい。
- ・派遣依頼申請書の参考例のようなものがあると良い。
- ・県としては他都道府県の動向を注視しつつ、実施するしかない状況である。

3-3 開始の見通しが立っていない 31 県について

3-3-1) 実施主体となる可能性が高い自治体について

都道府県が 9 件 (29%)、市町村が 5 件 (16%)、不明が 17 件 (55%) であった。

3-3-2) 開始の見通しが立たない主たる理由

<記載内容を列挙>

- ・派遣事業については厚生労働省通知(平成 30 年 3 月 29 日付障企自発 0329 第 1 号)にあるとおり地域生活支援事業の市町村必須事業と位置付けられていることから、原則市町が実施すべき事業と考えているが、県内市町における当該事業の実施についての検討状況は、把握できていない。
- ・支援者養成事業が開始できていない。
- ・支援者の絶対数が不足している。
- ・派遣スキーム等が不明で、事業についての検討ができていない。
- ・派遣事業を実施するに当たっての、体制・予算の確保が難しい。
- ・県内におけるニーズが把握できていない。
- ・県が実施主体として実施するとしても派遣をコーディネートできる委託先がない(士会に受けてもらえていない)。
- ・都道府県と区市町村の役割分担が不明確。
- ・外出同行支援の派遣対象の範囲が不明瞭。
- ・派遣実施についての課題を国や他県の動向を踏まえ検討する必要がある。
- ・派遣事業の委託先と考えている士会との調整がついていない。
- ・当事者団体の協力を得ることが不可欠であるが、調整がついていない。

3-3-3) 派遣事業の今後の見通しについて

表 52 今後の見通し

1. 順調に推進できそう	0	0.0%
2. 課題があるが推進できそう	8	22.9%
3. 課題が多く、推進が難しい	24	68.6%
4. 未回答	3	8.6%

- ・「推進が難しい」との回答が 24 件（69%）であった。

3-3-4) 派遣事業についての全般的な意見

<記載内容を列挙>

- ・指導者養成⇒支援者養成⇒派遣と事業が追加されたが、間隔が短すぎることで、国の方針が示されるのが予算要求時期に間に合わないことなどから十分な検討を行うことができていない。
- ・失語症当事者の状況（人数や当事者の困り感、派遣事業に対するニーズなど）が把握できていません。事業を行うにあたっての根拠となる情報提供を国にお願いしたい。
- ・派遣事業は市町村の必須事業であることから、市町村毎に拠点（サロン）を設置し、派遣を行うことが理想だが、人材や財政等の観点から現実的に困難である。
- ・派遣対象やコーディネート方法等の検討が必要であり、国において実施要綱の雛形等を示していただきたい。
- ・派遣事業実施するに当たって、国や先進自治体から派遣要綱の案や派遣の仕組み等に係る情報の提供をいただければ、より円滑に事業を推進できると思われる。
- ・国の地域生活支援事業等実施要綱において、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業については、都道府県必須事業（専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業）と示されたが、「市町村区域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、後援又は講義並びに市町村等での対応が困難な派遣」とあり、日常生活上のコミュニケーションの支援を対象とすることに疑義がある（手話通訳者・要約筆記者派遣事業では、市町村事業として行っている内容である）。

IV ヒアリング調査結果

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を令和元年度から開始した3地域と令和2年度開始予定の6地域、合わせて9地域の都道府県行政担当者と都道府県言語聴覚士会担当者を対象として、支援者養成事業および派遣事業の実施状況または準備状況等についてヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査結果をまとめるに当たっては、アンケート調査における当該都道府県の行政と言語聴覚士会の回答を一部追加して使用した。

なお、本調査において厚生労働省社会・援護局保健福祉部企画課自立支援振興室並びに日本言語聴覚士協会に対する要望があったので、それについては回答を併記のうえ、VI章に記載した。

1. 支援者養成研修事業について

1-1 支援者養成事業の実施主体と委託先に関すること

実施主体は、県単独が7件、県と指定都市と中核市共同が1件、県と中核市共同が2件で、委託先はすべて、都道府県言語聴覚士会であった。

注)平成30年度と令和元年度で実施主体が異なる地域があり回答数が10件となった。

1-2 予算および養成人数等について

表 53 支援者養成研修事業の予算額、参加者および修了者の人数

		A 県	B 県	C 県	D 県	E 県	F 県	G 県	H 県	I 県
平成30年度	委託費(円)	670,000	970,000	1,420,000	1,440,000	1,450,000	1,990,000	2,430,000	16,330,000	
	参加者数(名)	27	19	21	28	10	20	33	40	
	修了者数(名)	22	17	13	23	10	20	23	39	
令和元年度	委託費(円)	810,000	1,030,000	1,040,000	1,630,000	1,190,000	2,390,000	2,430,000	29,130,000	3,510,000
	参加者数(名)	15	20	20	38	12	22	30	58	25

(万円未満四捨五入)

1-2-1) 平成30年度に開催した8地域について

- ・ 予算額は、67万円から1,633万円と地域差が大きかった。
- ・ 参加者は、10人から40人で、地域平均は24.8人。
- ・ 修了者は、10人から39人で、地域平均は20.9人

1-2-2) 令和元年度に開催した9地域について

- ・ 予算額は、81万円から2,913万円と地域差が大きかった。
- ・ 参加者は、12人から58人で、地域平均は26.7人。
- ・ 修了者の回答はなし（養成研修が修了していないため）

1-2-3) 2年連続して開催した8地域における予算額の増減について

- ・予算増が5県、予算減が2県、変化なしが1県であった。
- ・予算減については、C県では無料の研修会場が借りられたことによるもの、E県では初年度は要約筆記事例を参考に予算を立てたが、今年度は昨年の実績をベースに決定されたことによる。

1-3 支援者養成事業の実施状況等について

1-3-1) 養成研修の開始に当たって

<聞き取り内容を列挙>

- ・士会担当者が県障害福祉課に連絡し、支援事業の実施見込みについて話し合ったところ、県としても「必須事業であり、実施する必要性が高い」とのことであった。
- ・事業の必要性を明確にするには失語症者数の情報が必須であるが、身障手帳では把握できないため、士会の資料に基づいて推計した。
- ・士会が失語症者対象のニーズ調査を実施し、データを活用した。
- ・士会内に事業のワーキンググループを設置し、メンバーおよび担当理事が中心となり事業を進めている。
- ・事業に関わるスタッフを士会に登録し、運営会議を月1回開催している。
- ・養成事業を行うに当たって啓発が必要と考え、失語症に関するシンポジウムを行った。

1-3-2) 予算関係について

<聞き取り内容を列挙>

- ・士会の調査を参考に、①現地実習先の数、②講師数、③派遣ニーズ件数、④県で実施している他の研修事業とのバランス、等を考慮して年間養成数や予算額を決定した。
- ・予算請求の考え方は、手話通訳や盲ろう通訳などの単価に倣っている。
- ・県と市との合同開催であるが、予算は人口割合で按分している。
- ・自治体からの委託料の内訳は、講師等謝礼、会場使用料、サロン実習謝礼、修了証作成費、旅費、保険料、その他講習に係る諸経費、シンポジウム講師謝礼、シンポジウム会場使用料、シンポジウムに係る諸経費、人件費である。
- ・講師謝金は協会に準じて設定した。講習の助手やグループのサブ講師の謝金も組み入れた。協力してくれる失語症講師の方へも謝金を払うこととした。
- ・県は前年度の決算を基に人件費等を再検討したが、士会が講師料の増額を要望したところ、20%程度増額された。
- ・謝金は、講師5,000円/講座。一般スタッフ(ST)4,000円/日。友の会6,000円/回。

1-3-3) 養成（募集）人数について

<聞き取り内容を列挙>

- ・他の講習会等を参考に士会とも話し合っって募集定員を決定した。
- ・養成研修の講師数等を考慮して初年度の募集定員を決定した。
- ・実習が重視されているので友の会やサロンなど現地実習先の数を考慮し、県と相談したうえで募集定員を決定した。
- ・4人の受講者が当事者1人を囲んでの演習実施を念頭に受講定員を決定した。
- ・応募対象は県内居住者でなく県内で活動できる方としている。
- ・派遣では利用者と支援者との相性の問題もあるため、多くの方を養成してマッチングの選択肢を増やしていくことが重要である。

1-3-4) 養成研修会について

<聞き取り内容を列挙>

- ・現地実習については複数の実習先を確保し、それぞれ複数の実習日程を調整して全体の日程を提示し、そこから受講者が参加可能日を選択するという方法をとった。
- ・協力者は徐々に増えているが、日当の予算がついたことも一因と思える。
- ・2年目には基礎（必須科目）と応用（選択科目）の2コースを行う。
- ・養成講座にノンバーバルコミュニケーションを中心とした講義を1コマ追加し、コミュニケーションの基本やコミュニケーション態度が内省できる内容とした。
- ・養成校の学生指導と一般成人の指導の区別をうまく付けられない講師がいる。
- ・協力メンバーには自分が受けた教育を事細かく受講者に教えようとする者がいるので、事前に指導の視点をオリエンテーションしておく必要がある。
- ・友の会からの協力者には、目新しい活動への対応には時間を要する方がいるので、実習開始前に丁寧な説明をしておくという考慮が望ましい。
- ・夜間開催も検討したが、現時点では困難との判断で見送った。

1-3-5) 養成研修の広報および応募者について

<聞き取り内容を列挙>

- ・友の会関係、社協、障害福祉課、身障センター、医師会、看護協会に募集のチラシを配布して養成研修を案内している。
- ・養成講座の募集にあたっては、県内多くの自治体に広報紙を通じて周知を行った。
- ・地方新聞にも開催案内を載せてもらった。
- ・初年度は、既に友の会やサロン等で活動されている技能の高い方が受講し支援者となられたケースが多かったが、今後は失語当事者と接したことがない方も増えてくることが予想される。

- ・個々の技能には大きく幅が生じる可能性があるため、①修了試験の実施、②安心して派遣できる派遣先の確保、などの対応が必要であると考えている。また、支援者として活動する前段階として、例えば友の会等でボランティアを行う仕組みなども検討してはどうか、と話しているところである。
- ・今年度の受講者は一般の方がほとんどである。
- ・今年度は、職場(デイサービス・支援施設職員等)からの応募が多い。
- ・昨年度の実生は失語症友の会のボランティア、友の会所属のご家族、士会員がほとんどであった。
- ・研修開始後に体力や対人態度の問題がみえてくる方がいるので、志望動機等を書面で問うだけの募集選定方法は検討する必要がある。

1-3-6) 修了者の技能や意欲について

<聞き取り内容を列挙>

- ・一定の水準には達しているが、個人差が出てしまうので、技能や意欲に引き続き支援が必要な支援者に対しては、例えばペアを組ませて実績を積んでもらうという方法も有効ではないか。
- ・修了者のうち、支援者としてすぐに任せられるのは1/4程度、残りの3/4はフォローアップが必要。
- ・昨年受講した会話パートナー経験者の方は、意欲は良好だが技能にはバラつきがみられた。未経験者には不安な方もいた。コミュニケーション態度に課題のある受講者もいた(上から目線の印象)。一方、今年の実生には医療・介護関係者が多く、意欲、技能とも良好である。研修中に毎回意欲のチェックを行なっている。
- ・意欲は充分にあり、特に問題はみられない。
- ・当事者と家族が受講した。当事者の気持ちを他の参加者に話して下さったりして参考になった。
- ・「じっくり聞いて、ゆっくり話して、書いて確認する」という3原則を大切に養成したが、ゆっくり話せない人、ゆっくりだけど不自然な人など、話し方の技術が難しい。
- ・失語症の人は言い誤ることがあるので、言ったことを鵜呑みにしてはいけないと講義で話しているが、何を言われても「はいはい」と言ってしまうなどが気になる。
- ・要点筆記を行うと、書くことに集中してしまって話がおろそかになってしまうなどの事例も多々ある。

1-3-7) 修了の条件等について

<聞き取り内容を列挙>

- ・全講座の出席（遅刻した場合は補講で対応）、欠席は認めない。
- ・全講座の8割以上の出席（うち指定4講座の出席は必須）、現地実習3回以上の出席。
- ・8割（32時間）以上の出席。
- ・全日程の受講（予備日を1日設けている）、かつ、認定テストで6割以上の得点。
- ・質の担保という観点からは修了試験を行うことも必要だが、県独自の設問を作ってしまうと結果的に地域間での質に差が出てしまうことになりかねない。また、試験が難しすぎると応募者が少なくなってしまうという問題もある。結論としては、国が統一試験を作成するべきであると考えている。

1-4 修了者（支援者）について

1-4-1) 修了者のフォローアップについて

<聞き取り内容を列挙>

- ・今年度の派遣の状況を踏まえて検討中。2年目の養成研修講座の演習に参加、交通費支給、謝礼支給無しの予定。
- ・予算の関係で派遣事業を並行して始められなかった。初年度研修修了者の意欲と関係性を維持できるように、士会の予算でスキルアップ研修(4時間)を実施している。また希望者は2年目の養成研修の手伝いとして参加している。来年度開始予定の派遣事業の予算の中にスキルアップ研修分を組み込む予定。
- ・今年度の養成講座の実習に参加することで実践を積んでもらっている。交通費は今年度の委託費に計上し、そこから支払っている。
- ・フォローアップのモデル事業として、派遣をすでに実施している市でのスキルアップ講座に希望者が参加できるよう、士会が手配した。なお、フォローアップ方法を検討して予算化できるよう県と協議したい。
- ・講義、簡単な実習および派遣事業の具体的な研修を行なった。今後は当事者にも入ってもらい、質疑も入れて実施予定。
- ・県は行っていないが、派遣依頼があった場合に適宜フォローアップを士会が行う。
- ・フォローアップの場は失語症カフェを考えている。
- ・選択科目の扱いについては検討できていない。
- ・国の指針がないため現状では計画していないが、会話技術の研鑽は必要なので士会と協議・検討する。
- ・予算および士会のマンパワー不足の関係で実施する予定はない。
- ・予算がないので、東北、関東などブロック単位でフォローアップ研修を国または協会に開催してもらいたい。
- ・他県の状況を知りたい。

- ・次年度開始の派遣事業の予算にフォローアップ研修の予算を組み込んでもらえたが、福祉関係予算は削減されるので難しいかもしれない。
- ・修了者が集まってお互いの体験を話し合うことも有効と思うので、その経費を次年度予算に組み込みたい。

1-4-2) 支援者の地域的偏在について

聞き取り内容を列挙する。

<現状>

- ・支援者の地域的偏在はあるため、または支援者の偏在があるため、中心から離れた地域の派遣要請には対応しきれない。
- ・選考の際に地域的な偏りを調整している（十分な調整はできない）。
- ・受講生は中心都市以南の方が多く、南隣りの県への派遣にも対応できるかもしれない。

<対策>

- ・養成研修の開催場所を年度ごとに変えていきたいが、中心都市以外で講座を設けることは難しいので、応募者を増やすための広報が必要。
- ・選考基準に地域性を挙げ、各圏域に最低1名の支援者がいる形を目指して選考。
- ・昨年度は県央で講座を開催したが、今年度は場所を変えて行っている。同時に啓発目的で出前講座を実施している。
- ・今年度の養成研修は、昨年度参加の少なかった地域で実施する。
- ・研修開催場所は年度ごとに各圏域に移動して開催する。
- ・養成講座開催地は、市町村の今後の派遣事業の動向を見据えながら定めたい。
- ・養成講座修了者には活動可能なエリアを聴取する予定である。

1-5 言語聴覚士や当事者の負担軽減方法について

聞き取り内容を列挙する。

<県1>

初年度の委託費の対象は講師3名のみで、当事者は自分たちのための事業ということで対象外であった。そのため当事者については1つの友の会に協力してもらい、交通費のみ（限度額あり）を士会が負担した。講師以外の協力者は手弁当であった。2年目は実習に協力するSTや当事者には交通費（限度額あり）が支給されたが、それだけでは足りないため、無償のボランティア（サブチューター）も募集した。講師以外の実習で必要なSTへの対応が不十分で、今年度も当事者への支払は交通費のみである。

< 県 2 >

士会からの要請に沿って、予算を確保したい。養成に関わる ST の人数を増やし、個々の ST の負担を軽減する。士会員に事業を周知し、指導者養成研修への参加を促し、担える人を増やす。多くの当事者の協力も必要なので、事業（養成・派遣）の周知を始める。

< 県 3 >

養成研修の指導者が増えることが負担軽減につながり、かつ事業を継続発展させていくためには不可欠なことなので、指導者養成研修の機会が増えて継続的に運営されることが重要である。

講師は毎回同一メンバーが担う場合が多いので、新人も呼ぶようにしている。しかし、すぐに経験者と同様には務まらないので当日の講座前に打ち合わせするが、家族指導をしたことがないような若い ST もいてなかなか難しい。

士会で指導者養成の伝達講習を実施したが、参加者は少なかったので事前にしっかりアピールしたい。

養成事業のスタッフ全員での情報交換が欠かせないため、10人～20人のスタッフが月1回の擦り合わせ会議を実施している（それでも不十分）。

事務所を借りる予算を認めてもらい事務員を時間勤務で雇用している（事務の仕事は、講習の日の名札・配布物・当事者講師の謝金・領収書の準備、留守電の対応および報告書の内容をどこまで修正してもらおうか判断することなど）。

自治体の予算額で養成研修は丁度良く運営できている。謝金はしっかり支給する、ボランティアにならないようにという点は、県も理解している。

< 県 4 >

養成研修での実習に必要な ST と当事者の負担を減らす工夫が必要である。会場までのタクシーでの移動など、配慮すべき点について国からの通知がないため、県に予算を要求しにくい。国には運用に関する要綱を通知してほしい。

台風が原因で養成講座が中止になったり欠席者が生じたりしたため、補講の準備が大変であった。どの程度の欠席を認めるか、あるいはレポート課題で補うかなど、国には準則あるいはQ&Aを出してほしい。

自治体間で情報を共有し、議論する場が必要である。他の施策であれば、ブロックごとの組織があり、その場に出された質疑の内容が国のQ&Aになることもある。

今回は主に土曜・日曜に養成研修を開催したが、今後は言語聴覚士の負担軽減のため、STを養成する高等教育機関の施設や教員に対するインセンティブ（報償）、あるいは病院勤務のSTに業務として担当してもらえるようなインセンティブ（例えば地域連携加算のような報償）を設けることも検討していただきたい。

< 県 5 >

研修会準備に中心的に動く士会メンバー(講師含む)数を倍増する。昨年度は会場や日程に気を配ったためか、協力してもらえる当事者数は多かった。中等度、重度の当事者にも協力を呼びかけている。

< 県 6 >

ST への報酬は県職員の言語聴覚士の報酬額に準じている(1 時間 1,450 円)。一方、当事者団体のお茶代は士会が負担している。

< 県 7 >

養成研修の ST 講師謝金は 7 千円、アシスタント謝金は 2~3 千円で、当事者協力謝金は 1~2 千円(交通費込み)、外部講師(身体介助講師)謝金は 1 万円くらいである。実習は、当事者が集まっているサロンに出向いて実施している。

2. 派遣事業について

2-1 実施主体と委託先について

2-1-1) 実施主体

県単独 5 件、県と市が共同 2 件、市町村単独 1 件、検討中 1 件であった。

2-1-2) 委託先

士会 6 件、未定 3 件であった。

2-1-3) 実施主体と委託先に関する意見

< 聞き取り内容を列挙 >

- ・社会参加に資する支援ということを考慮すれば、例えば旅行など県をまたいで支援を行うことも想定される。そのような場合、旅行先の地域の支援者派遣を利用することもあるが、どこが調整をするか(都道府県か市町村か)問題となる。広域での調整が必要となるのであれば、県が派遣事業の主体となるという考え方も妥当かもしれない。
- ・県が市町村広域事業として実施主体となり、士会に委託する。友の会へ支援者が介入する事から開始する予定。
- ・委託先は士会を考えているが、士会員はそれぞれの仕事をかかえていて、どこまでの内容を委託できるかは不明であり相談中。
- ・盲ろう者向けの派遣事業などは当事者の会に委託しているが、本事業の場合は同じ形を取るのには難しいと思われる。
- ・派遣事業は失語症者にとって身近な市町村が行うべき事業と考えており、かつ市町村の必須事業でもあるため、県による実施は検討していない。
- ・仮に県が派遣事業を行うことになれば市町村が検討しなくなることも危惧される。

- ・派遣事業は士会への業務委託と考えられるが、現状では人間的に困難である。
- ・市町村ではニーズ把握や予算立ては難しいと考えられるので県が対応する予定。
- ・まずは県主体、事業が進んでいけば指定都市をはじめとする市町村主体もありうるか。
- ・委託窓口は士会であるが、事務員を雇う予算立てを県ができればよいと思う。

2-2 派遣事業の予算について

2-2-1) 今年度と来年度の予算額（回答は3件のみ）

令和元年度開催 6,790,000 円、86,000 円

令和2年度開催 3,787,000 円（予定）

- ・派遣の規模等が異なるためか、予算規模は大きくバラついていた。

2-2-2) 予算に関する意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・年間養成人数は、H30:22名、R1:37名、R2:52名、R3:67名、R4:82名と年々増やす予定であり、派遣件数は、R2:150件、R3:420件、R4:500件を想定している。

< 県 2 >

- ・今年度は、友の会に支援者が行く形の派遣であるので費用は1回2千円。時間の区切りはないが、実績としては1時間から2時間で、行政サイドが決定した。
- ・自宅から会場への移動については対象としていない。
- ・予算の基準は市の時間給800円で、交通費は別途支給(公共機関料金のみ)。

< 県 3 >

- ・派遣業務は養成講座修了者のみが担うという基本に沿い、2019年度は県内の友の会やサロン数を参考とし、かつ失語以外の意思疎通派遣事業とも調整して予算を決定した。
- ・養成研修修了の支援者がそれぞれ1回(できれば2回)程度派遣に従事できる形を前提とした予算を県と調整した。

< 県 4 >

- ・次年度に開始する派遣事業の予算を県が作成する予定。基本となっているのは盲ろう者の通訳(1,650円/時間+交通費)だが、横並びでは無く参考程度とする。

< 県 5 >

- ・派遣事業については、国からの通達がないために集約・分析の仕組みがなく、県内の状況は把握できていない。県の役割は、養成および修了者の名簿登録までであり、養成修了者を市町村につなぐところまでを行うことが責務であると考えている。

< 県 6 >

- ・ 盲ろう者介助員派遣事業を参考に予算を作成する予定。重複障害者のガイドヘルパーは年 1,000 件以上の利用があり、これを目標値設定の参考にしたが予測は難しく、初年度の年間の利用人数は 100 件で調整中である。

< 県 7 >

- ・ 他の意思疎通支援事業(盲ろう者の支援事業)を基に県が予算立てをしてあったので、派遣事業は 9 月から始められた。予算は、派遣費+コーディネーター費+厚生費+共催費+旅費+受容費などの合計であり、派遣費は 2,000 円×2,000 時間、コーディネーター費は 8,800 円(6 時間/1 日)×週 5 回(月 20 日)となっている。

< 県 8 >

- ・ 県には友の会が 1 つしかなく、失語症サロンの設置は市町村直営では難しいと思われるので、県が実施主体を務める予定。県と市と士会とで話し合い、まずは、サロンを作ることからならば始められるだろうということで、県ではそれに沿った予算を請求しているが、来年度は福祉関係予算が 10%減ということで状況は厳しい。

2-3 利用者の条件、派遣業務内容についての意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・ 身体障害者手帳の保持者と考えているが、ニーズを把握することからスタートする必要があると考えている。また、軽度の方は手帳を保持していない可能性があり、検討課題と考えている。
- ・ 基本的には県内在住者が対象で、県で派遣の場合は県内、市で派遣の場合は市内を想定している。

< 県 2 >

- ・ 身体障害者手帳の言語障害の等級 4 級以上の者、あるいは脳機能等の損傷により、失語症を呈し言語機能等の全部又は一部に障害があり、意思疎通を図ることに支障がある者で、利用登録を申し出たもののうち、実施主体が適当と認めた者を対象とする。
- ・ 事業そのものが給付事業ではなく生活支援事業なので、県は身障手帳所持が必須とは考えていない。

< 県 3 >

- ・ 身障手帳所持者または医師の診断書のある者を対象とする。後者については手帳未取得の人で派遣希望のニーズ調査を県が実施したうえで、診断書をどこで書いてもらうかなどを検討する。どのような失語症のある方々が対象になるか曖昧な感じがする。

< 県 4 >

- ・利用者は身体障害者手帳に失語症の記載がある方を基本とし、精神障害者保健福祉手帳は含めない方針だが、現段階ではSTが判断して決めている。
- ・失語症友の会参加者をターゲットにしているので、手帳を保持されているかなど失語症の方を洗い出すことはしていない。
- ・県在住を対象とするが、県外に出て県内に帰ってくる支援には、どういう制限があるか明示してほしい。

< 県 5 >

- ・現在はモデル事業として実施しているため、特別な条件は定めていないが、県在住で失語症のある方を条件としている。
- ・派遣業務はコミュニケーション支援なので、身体介助を主目的とした依頼は除外している。このあたりが厚労省発出の実施要綱で整理されると良いのではないかと。
- ・支援者の業務はコミュニケーション支援であるが、片麻痺等により移動に介助が必要な方も多く、そのあたりのリスクが気になる。そのような場合には、移動支援とコミュニケーション支援を併用する形が良いと思われるが、この辺りが国の要綱でどのように整理されるか注視したい。

< 県 6 >

- ・国は身体障害者手帳所持者を条件としているが、当県では手帳を条件としない。確認方法は未決定、まずは友の会に所属している当事者を対象とする。

< 県 7 >

- ・県内で音声言語障害の身障手帳を所持しているのは 800 人未満であり、肢体のみで手帳申請をしている失語症者、精神障害者保健福祉手帳で申請している失語症者もいるので、身障手帳の所持のみを条件とするのは難しいかもしれない。
- ・国は身体障害者手帳を持っていることという条件を示しているが、自己申告も可としている県もあると聞いており、当県も同様となるかもしれない。
- ・対象は県在住の方という方向で検討中。

< 県 8 >

- ・派遣事業における当事者の要件については、身障手帳所持者という国の意向にしたがうよう、市町村には指示する。ただし、現状では身障手帳には言語障害の記載がないことも多い。そのような理由で失語症者がサービスを受けられないのでは、施策の目的が果たせないため、医師の診断書で判断する方が良いと考えられる。

2-4 利用者の登録制について

2-4-1) 登録制の採用について

登録制を採用する(予定含む):6件 検討中および未定(未回答含む):3件であった。

2-4-2) 登録制についての意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・登録制とする。辞退申請がなければ再登録の必要はない。現在 6 名登録済。派遣の登録や派遣の具体的流れについては、士会が作成した(支援者登録の流れ、利用登録の流れ、利用について、謝礼金等、派遣中の事故について)。

< 県 2 >

- ・登録制とする。県が 800 人の手帳所持者対象にアンケート調査実施予定。次年度は友の会約 100 名とアンケート調査で利用したいという希望者を派遣の対象にする。

< 県 3 >

- ・友の会に参加している人という条件の利用者登録制で開始する。

< 県 4 >

- ・登録制を採用することになると思う。必修科目と選択科目を終了した支援者であっても、すべての失語当事者に対応できるというレベルを保証できるとは思えない。そのためにまずサロンを作り、失語当事者に登録・参加していただき、そこに ST や支援者が関わって交流することにより、お互いの性格や症状等が分かってくる。さらに失語当事者について情報収集や評価も可能となり、適切なコーディネートにつながり、次のステップとして派遣事業を行うことになると考えている。

< 県 5 >

- ・支援者が少ない現状では、1 人当りの年間利用回数上限を検討しておかないと、広く県民に支援が行き届かなくなる恐れがある。企業派遣やイベント派遣なども含めて将来的に自費での利用をどうするか、という点も検討する必要がある。現在は登録していないが、コーディネーター業務の負担軽減という観点からは、登録制の方が事務作業の負担軽減および利用しやすさにつながると思われる。

< 県 6 >

- ・現在は友の会の代表からその都度、派遣申請をしてもらっているが、今後の予定としては、個人の登録にする。

2-5 派遣業務内容等についての意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・社会参加に資するかどうか、という点を検討しており、県は具体的な活動範囲を規定していないが、士会のコーディネーターは、①失語症友の会等、失語症者のために行われる団体活動や催し物への参加促進に資する場合、②買い物、通院、行政窓口での各種手続き等、社会生活上必要不可欠な場合、③余暇活動、研修等、社会参加促進のために必要と認められる場合、の3点から、複数の目で妥当性を判断している。
- ・今回はモデル的に事業を実施しているため、同一者から同一の派遣依頼は対象外。銀行等の各種契約手続きなどは、質の高い支援が求められることや、支援者の介入に対する銀行や企業等の理解度が不明であるために、対象外としている。また、通勤・通学、デイサービスへの定期派遣なども量的整備がなされていない現状では対象外としている。

< 県 2 >

- ・通勤（会社）、通学（学校）での派遣は行わない。派遣該当にあたるものは銀行、役場、買い物、映画、友の会等の予定で、現地集合、現地解散を基本とする。職場上司との話し合いなど企業の利益になることは企業側で支援者を雇っていただくことになる（支援者を企業が雇うのは可能で企業が費用負担）。

< 県 3 >

- ・派遣がどの位のニーズになるか把握していく必要がある。市町村事業の予算には限界があるため、想定よりニーズが多くなると体制作りが間に合わず優先順位をつける必要が出てくる。士会では観劇などの娯楽への派遣にも対応したいと考えている。

< 県 4 >

- ・県作成の要綱で、宗教活動又は政治活動に関する場合、営利を目的とする場合、その他県知事が適当でないと認める場合においては、派遣は行わないことを明示している。デイケアの送迎をしてほしいとの要望があったが、それはデイケア実施側が補償するものなので派遣対象外とした。

2-6 派遣実施での地理的条件についての意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・県内が基本で、市町村からの派遣は当該市町村内と県は考えているが、士会はいずれ県外への対応もできるようにしたいと考えている。

< 県 2 >

- ・地理的制限の規定はないが、交通費 2,000 円以内の規定があり、それ以上は利用者負担となるため、それ相応の地域になると思われる。

< 県 3 >

- ・県内に限るものと考えている。

< 県 4 >

- ・当県における派遣事業の実施主体は県であるが、旅行など広域の活動において都道府県間の連携があれば、利用者にとって大変便利で有意義なものになるだろう。いずれにしても、広域支援については全ての都道府県で派遣事業が開始となり、それぞれにコーディネーターが配置される段階になれば、検討が可能になると考える。

< 県 5 >

- ・派遣は県内が基本になると思う。全国的に支援者が充実しないうちは、県外に出かけるときなどの県を越えての支援者の引継ぎは難しいと思う。失語症者全国大会への出席の付添いなど特別のケースは、その都度相談してほしい。

< 県 6 >

- ・地理的条件は決めていない。すなわち、現時点では県内のみという限定はしていない。隣接する県の方が近い地域もあるためである。

2-7 派遣先に自宅が含まれるか

2-7-1) 自宅を含むか

自宅を含む：2 件、基本外出のみ：2 件、これから検討：2 件、未回答：3 件であった。

2-7-2) 派遣先に自宅を含めるか否かに関する意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・自宅を含むと考える。医師・歯科医師の往診、訪問看護、介護認定などへの対応等を想定する。あくまで何らかの用事で自宅を訪問した人と当事者間のコミュニケーションを取り持つことが支援者の業務であるため、支援者と依頼者のマンツーマンでの話し相手としての派遣依頼は対象外となる。一方、自宅を会場に会話サロンや町内会の集まりなどが開催される場合には派遣対象となる。

< 県 2 >

- ・基本外出支援が対象かと思う。日常生活自立支援事業などでも、ご家族が留守の時や独居の方への訪問では色々な問題が起きてきているので、慎重に検討していく。

< 県 3 >

- ・ 外出支援が基本と考えるが、情報を収集しつつ、これから検討する。

2-8 失語症会話パートナーとの住み分けについて

聞き取り内容を列挙する。

- ・ 支援者は国の制度の中に明確に位置づけられ、派遣主体における業務として意思疎通支援を行うものである。失語症会話パートナーはあくまでボランティアとして活動するもので、そもそも責任の度合いが異なるため、病院受診時の支援であるとか役所窓口での支援などは失語症者向け意思疎通支援者が実施すべきと考えている。
- ・ 失語症会話パートナーは対象者のニーズに合わせて(あるいは、利用者が自らのニーズをふまえて)支援を選択することができるというのが当事者のメリットとなり、この2つは守備範囲が異なっている。

2-9 派遣事業の実施要綱および業務の流れについて

2-9-1) 実施要綱の作成

有効な回答は4県から得られ、作成済みは2件であった。

2-9-2) 派遣業務の流れについて

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・ 士会主導で以下の流れを策定し運用している。書類の様式は県が作成した。
 - A. 利用者の登録について（登録した者が派遣サービスを利用できる）
 1. 利用希望の失語症者が利用登録申請書を士会窓口へ提出
 2. 士会が申請をとりまとめ、随時県へ送付
 3. 県で利用登録手続きを実施
 4. 県は士会へ登録について通知
 5. 士会が利用者へ登録完了を通知
 - B. 支援者派遣の利用について
 1. 利用者(失語症者)は利用希望を士会窓口へ申請する。
士会は「失語症者向け意思疎通支援者派遣依頼書」を作成する
 2. 士会が派遣を決定し、派遣者のコーディネートを実施する。
 3. 士会が支援者へ派遣依頼し、支援者が了承した時点で派遣者決定
 4. 派遣実施：派遣時に利用者のサインもしくは捺印をもらう。
 - 1) 「失語症者向け意思疎通支援者活動記録」に記載する。
 - 2) 「失語症者向け意思疎通支援者活動報告書」および「失語症者向け意思疎通支援者交通費 清算書」に記載する。
 - 3) 前2項の原本を月末までに士会事務局に郵送で送付する。

5. 「失語症者向け意思疎通支援者活動報告書」により、謝礼金および旅費、郵送料を支払う。

< 県 2 >

- ・ 本人が士会窓口派遣を依頼。マッチングを士会が行い派遣決定。支援者が現地に出向き終了後に戻ってから士会に報告。交通費は別途提出(振込は後日)。正式書類は今のところないが、士会がフォーマットを作成して使用している。

< 県 3 >

1. 利用希望者が県の窓口申請
2. 県が士会窓口連絡
3. 支援者登録名簿に記載している派遣候補者と利用希望者が共に友の会に参加し、そこに参加している ST がマッチングを実施
4. 派遣を実施し、終了後に支援者は報告書を提出

< 県 4 >

- ・ サロンを作って失語当事者を招き、そこに支援者を派遣するという流れを検討中。

< 県 5 >

- ・ 携帯用の登録カード(支援者の身分証)を授与するが、派遣業務をするときは必ず携行または首にぶら下げてもらう。

2-10 緊急対応の流れについて

< 緊急時のフローチャート作成済みの県(1県のみ)からの回答 >

- ・ 緊急連絡先として士会の事務局を指定し、そこから担当理事に連絡が来る形になっている。また、何らかの事故が生じた場合には、県の担当者に連絡する流れになっている。

< その他の県からの回答 >

- ・ マニュアル作成を県が行っていく予定。
- ・ 緊急時は県に連絡してもらうことにはなると思う。
- ・ 今後検討。
- ・ 現在作成中。
- ・ 緊急時連絡先の確認を派遣依頼時にする。
- ・ 当事者に何かあった場合は、支援者からご家族に連絡し、支援者に何かあったときは、士会に連絡してもらう。

2-11 保険への加入について

2-11-1) 加入している 2 県からの回答

< 県 1 >

- ・保険加入の費用は委託費に含まれている。当事者、支援者の活動を補償する社協の『ボランティア保険』と当事者の送迎中の事故を補償する『送迎サービス補償』に加入。ボランティア保険は支援者グループで加入し、個人では入っていない。

< 県 2 >

- ・支援者には社協が窓口のボランティア活動保険に入ってもらい、保険料は事業予算からの支出としている。

2-11-2) その他の県からの回答

- ・他県を参考にボランティア活動保険での対応を検討している。
- ・社協の保険に入る予定
- ・養成研修中はボランティア保険に入っており、派遣事業の際にも保険には加入する予定になっている。
- ・派遣事業を行うに当たって保険の問題は、他の事業と同様、一律に行える問題ではないと考えている。
- ・基本的に保険加入する方向で県と検討している。
- ・支援者の保険は入っていない。友の会が行事保険に入っているか不明である。

2-12 派遣を実施する時間帯について

2-12-1) 派遣可能時間について

< 聞き取り内容を列挙 >

- ・支援者ごとの可能な時間での設定となっている。
- ・2 時間ぐらいと思う。
- ・17 時までと設定する予定。
- ・内規として、午前 8 時から午後 6 時を派遣可能時間帯としている。
- ・深夜・早朝などの派遣や緊急派遣は現状では考えていない。
- ・友の会が 4 時間程度のところが多いので 4 時間から上限 8 時間で検討している。
- ・現地集合、現地解散することにしており、現場での支援の時間は 4 時間が限度。
- ・8:00～20:00、宿泊なし、が基本になると思う。
- ・支援者登録時に派遣可能な時間等の情報を収集している。

2-12-2) 時間外の派遣について

< 聞き取り内容を列挙 >

- ・支援者ごとの可能な時間での設定となっており、時間外についても同様。
- ・延長ということになるか。費用は県が負担する。
- ・現在考えていないが、対応するなら派遣日 1～2 週間前の申請が必要となろう。

2-12-3) 緊急派遣について

現時点で緊急派遣に対応している県は以下の2つであった。

- ・現状は友の会内でのマッチングとなるので、緊急派遣はある程度対応可能。
- ・支援者ごとの可能な時間での派遣設定であり、緊急時についても同様。

2-13 コーディネーターについて

2-13-1) 配置されているか

「配置されている」が5件、「配置されていない」が4件であった。

2-13-2) コーディネーターの役割と担い手について

聞き取り内容を列挙する。

< 県1 >

- ・士会と相談していくが、申請の窓口は県、マッチングは士会というイメージを持っている。将来的には「センター」のような物を作り、士会やNPO等に委託するというイメージもある。

< 県2 >

- ・派遣事業を担うSTがコーディネーターを担当。実際の失語症のある人の活動の場に支援者に入ってもらい、支援者と失語症のある人との相性をしっかりとSTが確認しマッチングしている。失語症のある人にも「あの人はどうだった？」と後で確認することがコーディネートとしては重要と思っている。

< 県3 >

- ・利用者のコミュニケーション能力を推測・確認し、複数の支援者とのマッチングを行って派遣につなげるというコーディネーターの役割は大変重要である。しかし、常勤の言語聴覚士が通常業務と当事業のコーディネーターを兼務することはあまりに負担が大きくなる可能性があるため、将来的には、一定の条件(自らが支援者として派遣業務に従事した経験が一定回数ある、組織においてマネジメント経験がある、など)を満たした者をコーディネーターとして任用することも検討していく必要がある。

< 県4 >

- ・体制作りはこれからであるが、今は士会のSTが行っている。

< 県5 >

- ・士会が窓口となって、コーディネートを行っているが、現在担当者は1名である。

< 県6 >

- ・派遣事業を開始していないが、予算申請の中には、コーディネーター1日4時間×20日も入れた。実際に従事できる専門職がいてくれるのかは不明である。

< 県 7 >

- ・ ST 養成校に再委託し、そこの教員がコーディネートを担当する予定。

2-13-3) マッチングについて

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・ 支援者数が少ないため地域性の問題がある。また、支援者の能力も大きなポイントとなるだろう。さらに、性別も含めた「相性」の問題もあるが、一度利用していただくことで初めてみえてくる部分もあるため、同一利用者による繰り返し利用が可能となった段階で、コーディネートをを行う際に意識していけばよいと考えている。
- ・ また、利用者が支援者を「指名」することをどのように考えるか、という問題もある。指名が増えた場合、支援者の都合がつけられず、スケジュール調整も含めてマッチングが困難になることも予想されるため、慎重に検討していくべきである。

< 県 2 >

- ・ 現状はすべてが友の会とつながっており、その場を中心にコーディネートをを行っている。

< 県 3 >

- ・ 現在検討中であるが、派遣申請の電話を受けるだけなら県が窓口になって対応できるかと思うが、能力等を考慮してのマッチングは難しいと思う。士会との相談では、サロンへの参加・利用者登録を前提とし、サロンでの様子で ST が評価してマッチングを行い、派遣実施へつなげる方法を検討している。

< 県 4 >

- ・ 派遣事業を成功させるにはマッチングが重要と考えている。知らない失語症のある人からの依頼は支援者も困るし、安全も確保もできない、失敗したら支援者が自信をなくす可能性もあるので、断った事例もある。支援者を守るためにもその判断は必要。

< 県 5 >

- ・ 支援者が有する失語症の理解度、コミュニケーション能力、性格などを把握して、その都度士会が判断している。現在は支援者・利用者の両者の顔が見える関係が作れているので順調である。

< 県 6 >

- ・ スタート時には士会がマッチングに関わる必要があると考えている。初対面の派遣の回避、派遣初回時における ST の同行などを検討している。

2-13-4) リスク回避の下見について

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・基本的な考え方として、下見には報酬が発生しない。片麻痺がある方など、路面状況や段差の有無、混雑状況など不安がある場合には、コーディネーターが動き確認することになると考えている。
- ・当事業の本質は意思疎通支援であり、移動支援ではないことを支援者の養成講習会でもしっかり伝えていく必要があると思われる。

< 県 2 >

- ・他事業では、地図の確認のみである。ただし、支援者養成の外出支援実習の時には講師が下見を実施している。

< 県 3 >

- ・事故の際の県社協の保険など、保険加入の費用は委託費に含まれているが下見等の費用は計上していない。雨が降った時、対象者が一人では来られない場合は、大型の車を運転できる支援者がいて、その人をお願いしたことがある。身体機能についてどのような対象者がわからない場合、バスの乗り降りには必ずSTが付くようにしている。

< 県 4 >

- ・支援者によっては下見をしたいと考える方がいるかもしれない。下見が必要かどうか、予算のこともあるので検討する予定。

< 県 5 >

- ・今のところ友の会だけに派遣しているので下見はしていない。今後、友の会以外への派遣が開始されたときには、予め派遣先をネットや電話で調べておくことも必要か。

2-14 令和元年度に派遣を開始した県からの情報

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・派遣回数：14 件（申込 30 件、7 月～10 月の実績）
- ・派遣事由：コミュニケーション支援
- ・派遣実人数：11 名 派遣延べ人数 15 名（支援者総数 20 名）
- ・派遣内容：友の会・サロン 10 件、公共交通機関利用 3 件、病院受診 1 件

< 県 2 >

- ・派遣回数：6回(9月に3回、10月に3回)
- ・派遣事由：会話ができない、切符が買えない、不安
- ・派遣内容：友の会参加、映画観賞

< 県 3 >

- ・派遣回数：5件
- ・派遣事由：依頼に応じて
- ・派遣内容：友の会4件 サロン1件
- ・派遣実人数：派遣ごとに1～3名 延べ人数10名

2-15 トラブル事例について

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・トラブルはないが、サロンへの派遣の際、同席していた軽度の方から「自分たちでできるのに、なんで派遣するのだ」という苦情があり、お互いに不愉快になる思いをしたことがある。粛々と実績を作っていくことで解決できると思う。

< 県 2 >

- ・トラブルの事例はない。利用者の状態も支援者の能力もよく把握できている人から始めており、少しずつ広げている。いきなり状態のわからない希望者のところに支援者を配置するのは避けている。

< 県 3 >

- ・台風、依頼者の体調不良によるキャンセルが複数件あった。直前の支援者のキャンセルについては、コーディネーターの腕次第というところもある。例えば支援者の都合が突然悪くなった場合でも、支援者数の多い盲ろう者通訳介助員の派遣事業では完全なキャンセルとなる案件は少ないが、支援者数が少ない当事業では、完全キャンセルとなってしまうこともありえる。

2-16 支援者およびコーディネーターの報酬関連について

2-16-1) 支援者の報酬額について

報酬額は、2,000円/hが1県、1,600円/hが1県、1回2,000円が1県であった。

2-16-2) 支援者の報酬に関する意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・報酬額 2,000 円/h の根拠は、盲ろう者支援を引用している。委託料として士会へ渡し、委託者から銀行振り込みで支払う。謝金は県の非常勤職員の人件費の基礎となるものをベースに考えている。

< 県 2 >

- ・盲ろう(通訳・介助員)に準じる額とし、派遣事務局から振り込みを予定。事前に振込先を確認する必要あり。振込手数料については県と検討予定。

< 県 3 >

- ・現在は 1 回 2,000 円を支給し、その場で現金で支払いその場で領収書もらっている。今後、支援者報酬額は 1,500 円/h を想定、まとめて年度末に銀行振り込みとし、振込手数料は委託費に含める予定である。

< 県 4 >

- ・障害福祉サービスの同行援護を参考にし、盲ろう者支援がその 9 割の 1,600 円/h になっているので、それに並べて予算請求をしている。派遣事業を開始していないが、銀行振り込みになると思う。支援者の報酬だけでなく運営等の事務経費の予算も必要だと県に伝えてあるが、それに加えてコーディネーターの謝金も予算案に組み込んでくれた。

2-16-3) コーディネーターへの報酬額について

報酬額は、8,800 円/6h が 1 県、1,000 円/h が 1 県、800 円/h が 1 県であった。

2-16-4) コーディネーターの報酬額に関する意見

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・委託料は県が決めているが、内訳は士会に任せられており、コーディネーター謝金は 8,800 円(6 時間/1 日)×週 5 回(月 20 日)である。

< 県 2 >

- ・県の臨時職員雇用の単価が基準(800 円/h)である。週 1 回 2~3 時間くらいと予測しているが、それで十分なマッチングが可能かは不明。コーディネーターは、県の臨時職員として来てもらうことを県はイメージしている(ハローワーク・一般で ST ではない事務職)ので、士会としてはコーディネーターの必要性や位置づけを県と詰めていく予定。

< 県 3 >

- ・非常勤職員の単価をベースとするが、ST ということで医療・福祉の専門的な知識があることや経験年数などを考慮のうえ決定する。当事業の要綱が国から出される場合は、コーディネーターの配置についても必ず記載してほしい。そうすれば予算が取りやすい。

< 県 4 >

- ・県は臨時職の時給 1,000 円×4 時間×20 日で予算請求をしている。

2-17 派遣事業の広報について

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・市町村は派遣事業についての意識が低い。そのため、県が市町村に対して派遣のシステムの骨格を構築するためのフォローアップを行うことが必要であると考えている。

< 県 2 >

- ・行政への広報は比較的容易だが、一般の方への広報が難しい。今後、士会と相談しながら進める。士会ではホームページ、メール・文書での案内、県内の市における調整会議での案内、チラシ作成、社会福祉協議会の会報への掲載、友の会連合会の協力、県の広報等、県や各市町村と相談を予定している。

< 県 3 >

- ・友の会に説明に行く予定。その際に、利用者登録を勧める。銀行や病院に向けた周知方法は未定。今後、マニュアルを作成予定。県 HP での広報、友の会へは県担当者があいさつに出向いている。

< 県 4 >

- ・まだ詳細に検討してはいないが、行政(県など)を通して広報を行う。ポスター等を作成して広く周知を図る。士会では総会や研修会で報告や広報を行う。養成研修に関してではあるが、昨年度は、関係のある医療介護施設に広報を行ったためか、専門職の参加が多かった。一方、今年度は県のホームページや市の広報誌、地方紙等に載せてもらえたので、一般の方からの申込みが多かった。

< 県 5 >

- ・年に数回市町村行政が集まる時にこの事業の紹介や好事例などの情報提供はしてきているが、この事業を身近に感じていないところがある。派遣を実施するにあたって参考になるような情報提供が継続的に必要である。市町村内での広報は、派遣実施主体の市町村が行うものだと思う。

< 県 6 >

- ・ 広報は士会へ一任しているが、市町については、市町会議(1回/年)で県から案内する。地域包括支援センターは市町の事業なので、市町へ広報を委託している。
- ・ 士会では見学会を実施しているが、広報誌やニューズレターはまだやっていない。派遣事業を開始する際に地元紙(マスコミ)に掲載してもらった。11月に市民公開講座を実施し、意思疎通を支援している NPO 法人の方に講演を行ってもらった。当事者には友の会で説明を行った。県内の社協にはチラシおよび昨年度の報告書を配布。病院や銀行への広報までは行っていない。

< 県 7 >

- ・ ST 向けには養成研修の声掛けを士会がしている。医療介護関係者への広報はしていない。病院待合室にポスターを設置できればよいと思う。当事者には友の会を通じて広報(窓口、対応時間、依頼内容など)。県のリハセンターには伝えているが、市町村にはこれから広報していく。住民に直接派遣サービスを紹介していることはない。県内の友の会に口コミで広報することで士会内の広報へつなげたい。医療介護福祉関係者への広報は来年の課題となる。派遣先となりうる場所(病院、銀行、郵便局、行政窓口など)への広報は行政がすべきことであるため、行政が実施してほしい。

< 県 8 >

- ・ 県が行う広報先としては、県内の言語聴覚士、医療・介護・福祉関係者、失語当事者や家族、行政(地域包括支援センター、役所の関連部署など)、派遣先となりうる場所(病院、銀行、郵便局、行政窓口など)が考えられる。特に派遣先となりうる場所については、厚労省として医師会、銀行協会、などの業界団体を対象に周知していく必要があると考える。これを行うことで、事業のPRにもなるし、結果的に失語症の理解にもつながる。
- ・ 士会ではホームページや会報での周知、県内 ST 向け研修会の開催(年1回)。失語症友の会やサロンに派遣する際には、もともとその場に関与しているボランティアと支援者との間に軋轢が生じる可能性も否定できず、友の会やサロンに関与するボランティア向けにも周知する必要性を痛感している。

2-18 事業拡大に向けての課題について

聞き取り内容を列挙する。

< 県 1 >

- ・ 将来は今ある高次脳機能障害センターを拠点にして、そこに ST を採用、配置して事業拠点になればという理想を持っている。現在はまず事業の実績づくりを行いたいと考える。

< 県 2 >

- ・ ST が支援者の存在を知って、派遣事業の必要性を理解し協力すること。
- ・ ST の熱意が鍵となる。
- ・ 支援者偏在の解消（地域包括への案内配布は効果があるかもしれない）。

< 県 3 >

- ・ 予算を取るための基礎資料（ニーズ等）の入手。
- ・ 地域社会資源（公的機関など）との連携（リハセンター等を事務局にする）。
- ・ コーディネーター人材の確保。事務処理スペース確保。
- ・ 県内の ST、失語当事者・家族、関連専門職への広報。
- ・ 政令市との連携。

< 県 4 >

- ・ 派遣の業務の拠点を士会にしているが、継続は難しいので、将来的には別の安定した拠点が必要。
- ・ 派遣事業の体制としては以下が考えられるが、③が理想である。
 - ①障害者支援センターを拠点として派遣事業は行政（県、市など）が行う。
 - ②士会が行う、または士会が一部を引き受ける。
 - ③NPOを支援者中心に作り、支援者が中心になりご家族も一緒に行っていく。ST はサポートをしていく。

< 県 5 >

- ・ 当面は、士会の ST が職場内に置いた事務所で事務作業等を引き受けることになるであろうが、継続は難しい。したがって、行政の施設内に事務所と専任者を設けることが事業を継続には必要である。

< 県 6 >

- ・ 市町村に対しては、令和 2 年度 4 月の障害福祉主管課長会議で派遣事業の実施について周知する。しかし、派遣事業は、事業を推進する市町村の担当課が明確ではないことが問題であると考えている。

< 県 7 >

- ・ 支援者数を安定的・継続的に増加させることが重要。
- ・ 各事例を円滑に遂行し実績を積むことがニーズ拡大につながる。
- ・ 拡大時期には外出への派遣のみではなく、友の会などへの派遣実績を重ねることが重要。
- ・ 手帳を保持していない失語症者への対応策（対象にできないと不満が起きる）。
- ・ フォローアップ研修を検討すること。
- ・ トラブル事例等を、行政・士会・当事者会にて共有すること。

2-19 派遣事業の開始に向けて

聞き取り内容を列挙する。

- ・ 地方自治体と士会の協力体制を確立し、ニーズ等を含めての話し合いを進める。
- ・ 行政には、失語症のある人と家族が困っていることを伝えていくことが大事。
- ・ 地方自治体だけでできる事業ではないので、士会および当事者と連携・協力する必要がある。
- ・ 士会の熱意が不可欠である。
- ・ 地方自治体は国からの通知を把握するとともに、士会や NPO からの情報も取得すること。
- ・ 失語症者数や派遣利用者数が不明で動きにくいという実情であるが、この状況はどの地域でも同じである。
- ・ 地域内のニーズを満たす派遣にはかなり時間がかかるので、まずはモデル的・段階的に開始する形で始めること。
- ・ 派遣件数は少なくてもいいので、とにかくスタートしてみることが重要。
- ・ 友の会との連携では地域に関わる ST がいるかどうかが重要になる。
- ・ 誰かがやろうと思わないと始まらないので、士会の役割は大きく、士会の中に旗振りのいることが大事。
- ・ コーディネーターの定義を決めておかないと県は予算に計上できない。
- ・ 派遣事業の中では、「あの人が嫌」「あの人は嫌」などという希望がでたり、親しくなりすぎて家の手伝いなど何でも手伝ってしまい「あの人はやってくれたのにこの人はやってくれない」などという問題も起きてくることもあるため、派遣開始前に支援者に対してきちんと周知していく必要がある。

V 調査結果のまとめ

自治体が開催する支援者養成事業および派遣事業の開始および拡大に直結する内容を中心にまとめる。

1. アンケート調査結果のまとめ

1-1 指導者養成研修について

- ・指導者養成研修は平成 28 年度から年 1 回東京で開催されているが、開始年度の参加定員は都道府県から各 1 名、平成 30 年度と令和元年度の参加定員は各 2 名であったため、支援者研修の指導者数は各地域 5 名以内に留まっていた。
- ・参加定員、日程および開催地については現状を容認する回答が多数を占めた一方、参加定員増あるいは地方での開催等を要望する意見がみられた。

1-2 支援者養成研修について

<開催地域数、実施主体、委託先、予算額について>

- ・支援者養成事業は平成 30 年度には 12 地域で開催され、実施主体は 11 地域が県単独、1 地域が指定都市と中核市の共同主体であった。令和元年度に開催された 21 地域の実施主体では県単独が 17、指定都市や中核市と県との共同実施が 4 地域で、すべての事業は当該地域の士会に委託されていた。また、令和元年度に養成研修を実施した 21 地域での予算額は、最低 50 万円、最高 2,900 万円、中央値 157 万円（士会の回答より）、事業規模には大きな差が見られた。

<参加者数、修了者数について>

- ・平成 30 年度開催の 12 地域における支援者養成研修参加者数は 238 名、修了者数は 190 名（修了率 79.9%）であった。令和元年度開催の 21 地域中 14 地域から参加者人数の回答が得られ、その数は 326 名であったことから、回答がなかった 7 地域を加えた単純算出では今年度の参加数は 489 名程度で、修了者数は 390 名程度が見込まれる。

<修了者の支援能力と判定試験について>

- ・修了者の支援能力については、平成 30 年度開催の 12 士会の回答によると、修了者 190 名中「適切に援助できそう」は 60 名 31.6%、「まあ援助できそう」89 名 46.8%、「やや不十分」と「援助は困難」の合計が 41 名 21.6%であり、早期フォローアップが望まれる者もあった。修了判定試験を実施しているのは 2 地域（16.7%）であった。

<選択科目の研修について>

- ・令和元年度実施の 21 地域の回答によると、支援者養成カリキュラムの選択科目の研修について、令和元年度に全講座を開講したところと一部の講座を開講したと

ころが各々1地域ずつ、令和2年度に開講予定（講座の規模不明）が2地域あったが、残りの17地域は未定または無回答であった。

<支援者の居住地偏在について>

- ・支援者の居住地については、ほとんどの地域で偏在が問題になっており、中心都市だけでなく周辺地区での開催を検討しているところが多い。昨年度は県央開催だったが今年度は県南開催をすでに決定したところもあった。

<養成事業の開始時期と実施主体について>

- ・支援者養成をすでに実施している県は22県、次年度以降に実施を予定しているのは18県、現時点で実施予定がないのは6県であった。
- ・支援者養成を県と共同ですでに実施している指定都市は3市、中核市は10市で、次年度以降に実施を予定しているのは指定都市4市、中核市8市、現時点で実施予定がないのは指定都市9市、中核市28市であった。

<当事者団体との関係>

- ・支援者養成を開始した地域では、士会と当事者団体との関係は濃密であったが、開始できない地域ではその関係は希薄またはほとんどないという傾向がみられた。

<開催が困難な理由について>

- ・指導者が少ないためである。士会は士会員を対象に指導者養成研修内容の伝達研修会を開催するなどして、養成研修における協力者の育成をしてはいるが、併せて指導者養成研修の年間受講者数の拡大を望んでいる。
- ・本事業のニーズが不明、或いは当事者からの要望がないために地方自治体が動き出せない（予算が確保できない）、養成事業を開始しようとしても講師や研修協力者（言語聴覚士および当事者）や事務担当者の確保ができない、研修実施の手順がわからないなどの意見があった。

【参考】

- ・都道府県言語聴覚士会向けアンケート調査結果の、表19～21と表28～33を合わせて作成した表を以下に示す。当然のことであるが、主管課の対応、士会内の協力体制、当事者の協力体制の総てにおいて、令和元年度開催県の回答が最も望ましい値を示した。一方、令和2年度以降開催に対する予定が立っていない県の値をみると、主管課の対応は極端に減少していたが、士会内および当事者の協力体制では増加していた。

士会内や当事者の体制が整ってきたとしても、何らかの理由で行政が取り上げなければ、事業は進められないものと推測される。

表 54 支援者養成の開催年度ごとの関係者の対応状況

	令和元年 開催	令和2年度 以降開催	予定が 立っていない
主管課の対応 積極的+やや積極的	81%	43%	9%
士会内の協力体制 整っている+整ってきた	90%	50%	55%
当事者の協力体制 整っている+整ってきた	67%	21%	45%

1-3 派遣事業について

支援者の派遣事業は、令和元年度に3地域で開始され、実施主体は、県単独2、県と市の共催1であった。令和元年度を含め派遣事業の実施主体が決定しているのは10地域で、県単独6、県と市の共催1、複数市の共催1、市単独1である（未記入1）。

<実施主体が決定している地域からの回答>

- ・実施主体が決定している地域からの回答によると、派遣（予定）内容を友の会やサロンでの支援に限定するところがある一方、映画鑑賞、買い物、病院、銀行、役所なども含めたところがあり、対象内容には地域差がみられた。
- ・派遣対象者の定義については、身体障害者手帳所持を必須条件にする地域と必須条件にしない地域があった。
- ・支援者と利用者のマッチング、支援者のフォローアップの仕組み、事故や災害時の対応手順については、多くの地域が検討中または未検討であった。
- ・順調に推進できそう、および課題はあるが推進できそうとの回答は、士会(90.0%)、行政(84.6%)であった。

<実施主体が決まっていない（開始の見通しが立たない）地域からの回答>

- ・派遣事業は地域生活支援事業の市町村必須事業と位置付けられていることから、原則市町が実施すべき事業と考えている。
- ・都道府県と区市町村の役割分担が不明確。
- ・失語症当事者の状況（人数や当事者の困り感、派遣事業に対するニーズなど）が把握できておらず、事業を行っていくに当たり必要となる根拠がはっきりとしない。
- ・支援者養成事業すら開始できていない。
- ・士会および当事者団体との調整がついていない。
- ・派遣実施についての課題を国や他県の動向を踏まえ検討する必要がある。

2. ヒアリング調査結果のまとめ

支援者派遣事業を令和元年度に開始および次年度開始予定の9地域の都道府県行政主管課と士会を対象にヒアリング調査を実施した。

2-1 支援者養成研修について

- ・令和元年度に開催した9地域の予算額は81万円～2,913万円、研修参加者は12人から58人と、地域差が大きかった。
- ・開始に当たっては士会のニーズ調査のデータを活用したという地域もあるが、現実問題としては、養成研修に講師および協力者として関われる士会員数、協力可能な当事者団体数、県の財政的制約、参加希望者数などの要因で研修の規模が決定されると推測される。
- ・養成研修の修了条件としては、全講座出席（補講あり）、8割以上の出席、出席必須科目の設定、修了試験の実施など、様々であった。
- ・支援者の地域的偏在に対しては、県央以外での養成研修開催や応募者を増やすための広報に力を入れて県央以外の参加者を確保するという方法がとられていた。
- ・修了者には直ぐに支援を任せられる者もいるが、フォローアップが必要な者もいた。
- ・修了者のフォローアップとしては、選択コースへの参加、養成研修への参加や手伝い、体験を話し合う修了者同士の懇談会などが実施または検討されており、手伝いや懇談会については交通費等が支給できるよう予算が検討されていた。
- ・養成研修を委託された士会の会員や協力してもらおう当事者の負担を減らす方法は、人的な負担軽減として研修に係わる士会員と当事者団体の数を増やすこと、財政的負担軽減として謝金や交通費の支給が挙げられ、具体的には、伝達研修開催や当事者との交流拡大活動および啓発活動、謝金等の予算への組み込みが検討されていた。また、実習を当事者の集まるサロンに出向いて実施することで負担軽減を図る地域もあった。

2-2 派遣事業について

2-2-1) 実施主体、委託先、現状

- ・実施主体は県単独5件、県と市が共同2件、市町村単独1件、検討中1件、委託先は士会6件、未定3件であった。
- ・はじめから市町村主体は難しいので県主体でまずは開始するという県と、市町村主体の事業であるため県による実施は考えないという県があった。
- ・受託先は士会というのが共通した認識であるが、士会が事務員を雇えるような予算立てを検討しようという県や、士会側の人員資源不足により現状では受託困難であろうという県があった。

2-2-2) 派遣事業の予算について

- ・他の意思疎通支援事業を参考に予算立てをしている県が半数程度あった。
- ・予算項目は、支援者への謝金、コーディネーター費、交通費などであった。
- ・予算額についての回答は3県のみで、その内訳は、6,790,000円(令和元年度)、86,000円(令和元年度)、3,787,000円(令和2年度予定)と、派遣の規模等が異なるためと推測されるが、大きな幅がみられた。

2-2-3) 利用者の条件と派遣業務内容について

<利用者の条件>

- ・実施主体が管轄する地域の在住者であることで概ね一致していた。
- ・利用対象を身体障害者手帳所持者に限らないとする県が多く、少数派の手帳所持者に限定するという県からも限定に対しては疑問の声が挙がっていた。
- ・友の会に所属している当事者に限定するという県があった。

<派遣業務内容について>

- ・支援者の業務はコミュニケーション支援であるため、身体介助を主目的とした依頼は除外する県があった。
- ・片麻痺等により移動に介助が必要な場合には、移動支援と意思疎通支援を併用するシステムにするのが良いという県があった。

2-2-4) 利用者の登録制について

登録制を採用する(予定を含む)ところが6件であった。

<登録制についての意見>

- ・登録制にすると利用者情報を予め得ることができ、マッチング等に役立つ。
- ・当初は友の会やサロン利用者を対象に登録を募り、コーディネーターがそこに参加していると、利用者の様子も把握でき、マッチングが適切に行える。
- ・コーディネーター業務の負担軽減という観点からは、登録制の方が事務作業の負担軽減および利用しやすさにつながると思われる。

2-2-5) 派遣業務内容等についての意見

- ・派遣の内容は、社会参加に資するかどうかという観点で決まる傾向であるが、要綱等を作成して具体的な派遣の範囲を規定している県は限定的である。
- ・士会のコーディネーターが、①失語症者のために行われる活動や催し物への参加促進に資する場合、②買い物、通院、行政窓口での各種手続き等の社会生活上必要不可欠なものの場合、③余暇活動、研修等の社会参加促進のために必要と認められるものの場合の3点から、複数の目をもって妥当性を判断しているという県があった。

- ・宗教活動又は政治活動に関する場合、営利を目的とする場合、その他県知事が適当でないと認める場合には派遣は行わないことを実施要綱に明示している県があった。
- ・銀行等の各種契約手続きなどは、質の高い支援が求められることや、支援者の介入に対する銀行や企業等の理解度が不明であるために、対象外とする県があった。
- ・通勤・通学、デイサービスについては、①量的整備がなされていない現状では対象外、②デイケアは実施側が補償するものなので対象外、③通勤(会社)、通学(学校)、職場上司との話し合いは対象外とする県があった。
- ・現地集合、現地解散を基本とする県があった。

2-2-6) 派遣先の地理的条件についての意見

- ・県内を基本(市町村主体では当該市町村内)とする県が多数であったが、隣接する県に近い地域があるため、県内のみという限定はしていない県もあった。
- ・地理的制限は設けずに交通費の上限のみを規定し、隣接県への派遣を可能としている県があった。
- ・遠隔地への旅行などの広域支援については、すべての都道府県で派遣事業が開始され、それぞれにコーディネーターが配置される段階になれば、検討が可能になるという意見があった。
- ・県内を基本とするが、失語症者全国大会への出席の付添いなど特別のケースは、個別に検討するという県があった。

2-2-7) 派遣先に自宅が含まれるか

自宅を含む2件、基本外出のみ2件、今後検討2件、未回答3件で、統一した見解はみられなかった。

<自宅を含める場合の業務内容>

- ・自宅に来訪する医師・歯科医師の往診、訪問看護、介護認定などへの対応。
- ・自宅を会場に会話サロンや町内会の集まりなどが開催される場合の対応。

<自宅を含めない理由>

- ・依頼内容が支援者と依頼者のマンツーマンでの話し相手という場合は、用事のある自宅訪問者と当事者間のコミュニケーション支援という事業の趣旨に沿っていない。
- ・家族が留守の時や独居者への訪問では、日常生活自立支援事業などでいろいろな問題が起きてきているので慎重に検討する必要がある。

2-2-8) 失語症会話パートナーとの住み分けについてどのように考えるか

- ・支援者は県や市町村における業務として意思疎通支援を行う者で、失語症会話パートナーはボランティアとして活動する者である。
- ・受診や役所窓口など責任が重い支援は、登録された支援者が実施すべきと考える。

- ・失語症会話パートナーは、利用者が自らのニーズをふまえて支援を選択することでできるというメリットがある。

2-2-9) 派遣事業の実施要綱および業務の流れについて

- ・4県から回答があり、実施要綱が作成されていたのは2件であった。
- ・派遣業務の流れについては、IV-2-9-2)の<県 1>から、利用者の登録、支援者派遣の利用（申請方法、コーディネート、活動記録、報告書、精算書など）についての詳細な回答があった。
- ・派遣申請の窓口は士会の場合と県の場合があったが、いずれにしても情報共有は必須である。
- ・派遣開始予定の県では、業務の流れや実施要綱を現在検討していると思われる。

2-3 緊急対応の流れについて

- ・緊急時のフローチャート作成済みは1県のみで、緊急連絡先は士会の事務局、そこから担当理事に連絡する。また、事故が生じた場合は、県の担当者に連絡する流れになっていた。
- ・その他の県は現在作成中または今後検討であった。

2-4 保険への加入について

- ・現時点で加入しているのは2県で、2県とも保険加入の費用は委託費に含まれており、社協の『ボランティア保険』に入っているもようで、1つの県は、当事者の送迎中の事故を補償する『送迎サービス補償』にも加入している（他の1県は『送迎補償』の記載はないので加入状況は不明）。
- ・支援者を登録制にしている1県は、ボランティア保険は支援者個人ではなく支援者グループで加入しているが、登録制を現時点ではとっていない他の1県は、「支援者には社協が窓口のボランティア活動保険に入ってもらおう」と記録されており、支援者個人が加入しているもようである。
- ・加入をしていない県の対応としては、他県を参考に検討或いは社協の保険に入る予定という回答があったが、派遣事業を行うに当たって保険の問題は、他の事業と同様、一律に行える問題ではないと考えている県もあった。

2-5 派遣を実施する時間帯について

2-5-1) 派遣可能時間について

以下の各項目の単独或いは組み合わせた時間帯となっていた。

- ・支援者登録時に派遣可能な時間帯情報を収集し、支援者ごとの可能な時間での設定としている。
- ・派遣事業における派遣可能な時間帯を提示している。
- ・派遣利用時間の上限を提示している。

- ・宿泊のある派遣は対象外としている。
- ・深夜と早朝の派遣は対象外としている。

2-5-2) 時間外の派遣について

時間外派遣をしているとの回答はなく、以下の回答があった。

- ・支援者ごとの可能な時間での設定となっている（時間外派遣はない）。
- ・延長ということになるので、（実施すれば）費用は県が負担する。
- ・現在考えていないが、対応するなら派遣日 1～2 週間前の申請が必要となろう。

2-5-3) 緊急派遣について

現時点で緊急派遣への対応が可能という県は以下の 2 つであった。

- ・現状は友の会内でのマッチングをしているので、ある程度は対応可能。
- ・支援者ごとの可能な時間での派遣設定であり、緊急時についても時間帯が合うのであれば対応可能。

2-6 コーディネーターについて

2-6-1) 配置の有無

配置されているのは 5 県、配置されていないのは 4 県であった。

2-6-2) コーディネーターの役割と担い手について

- ・コーディネーターの役割は、利用者のコミュニケーション能力や性格などを確認し、複数の支援者とのマッチングを行って派遣につなげることである。
- ・担い手はすべて士会員が担っている。しかし、病院等の常勤職である言語聴覚士が兼務するのは、派遣回数が極めて少ない期間は可能であったとしても、将来的には無理というのが一致した意見であった。
- ・将来的構想としては、一定の条件（自らが支援者として派遣業務に従事した経験が一定回数ある、組織においてマネジメント経験があるなど）を満たした者を事業予算で雇用するというものや、「センター」のような組織を作って士会や NPO 等に委託するというものが挙げられた。
- ・士会が言語聴覚士養成校に再委託し、そこの教員にコーディネートを担当してもらう予定という士会もあった。

2-6-3) マッチングについて

- ・派遣事業を成功させるにはマッチングが重要ということで意見は一致していた。
- ・現段階では支援者の能力だけを考慮してのマッチングは難しいので、派遣利用者を登録制（サロンや友の会利用者に限定）とし、そのサロンや友の会に支援者にも参加してもらい、その様子をコーディネーターが評価してマッチングを行うことから始めるのがよいと考えている県があった。

- ・派遣がうまくいかないと利用者の不満だけでなく、支援者が自信をなくす可能性があるため、コーディネーターが難しい場合には断るという決断も必要である。初対面の派遣の回避や派遣初回時における言語聴覚士の同行などを検討している県があった。
- ・利用者が支援者を「指名」することについての検討が必要という県があった。

2-6-4) リスク回避の下見について

下見にかかる費用、下見の必要性などについて、意見は分かれていた。

- ・下見の費用は予算に計上しておらず報酬は発生しないという県と、下見の必要性については予算のこともあるので今後検討する予定という県があった。
- ・下見はしないが、地図の確認やネット等による派遣先の調査をするという県もあった。
- ・当事業の本質は意思疎通支援であり、下見を必要とするような移動支援ではないという県がある一方、片麻痺がある方などが対象で路面や段差、混雑状況などに不安がある場合は、コーディネーターが動いて確認することになるという県もあった。

2-7 派遣実績について

令和元年度に開始した3県における10月までの派遣実績をIV-2-14に示してあるが、派遣回数はそれぞれ14件、6件、5件と比較的少なく、派遣内容としては友の会とサロンのみのところもあり、その他には映画鑑賞、病院受診、公共交通機関利用が挙げられていた。

2-8 トラブル事例について

今年度派遣事業開始の3県から回答が得られ、トラブル事例はなかったが、以下の回答があった。

- ・サロンへの派遣の際、同席していた軽度の方から「自分たちでできるのに、なんで派遣するのだ」という苦情があった。
- ・利用者の状態も支援者の能力もよく把握できているペアから始めており、いきなり状態のわからない希望者のところに支援者を配置するのは避けるよう留意している。
- ・支援者の都合が突然悪くなった場合でも、代替りの者がいればキャンセル回避ができるので、支援者数の増加を図りたい。

2-9 支援者およびコーディネーターの報酬関連について

2-9-1) 支援者の報酬額について

報酬額は、2,000円/hが1県、1,600円/hが1県、1回2,000円が1県であった。

2-9-2) 支援者の報酬に関する意見

- ・4 県の回答中、盲ろう者支援の報酬額を引用または参考にしているのが 3 県、また、1 回当たりの利用時間数を 1~2 時間と限定している 1 県は現在 1 回 2,000 円であるが、今後は 1,500 円/h を想定していた。
- ・支払は委託者が振り込みで支払う（予定を含む）のが基本のようだが、現時点では現金手渡しのところもあった（次年度以降は振り込み予定）。
- ・振り込み手数料については、委託費に含む予定のところと検討中のところがあった。

2-9-3) コーディネーターへの報酬額

4 県から回答が得られ、報酬額は、8,800 円/6h が 1 県、1,000 円/h が 1 県、800 円/h が 1 県、残りの 1 県は額の明示がなかった。

2-9-4) コーディネーターの報酬額について

- ・非常勤職員の単価をベースとするという県がある一方、言語聴覚士は医療・福祉の専門的な知識があることや経験年数なども考慮のうえ決定するという県もあった。
- ・委託料の総額は県が決めているが、内訳は士会に任せられているため、報酬額は士会が決めている県があった。
- ・本事業の要綱が国から出される場合は、コーディネーターの配置についても必ず記載してほしいという県があった（そうすれば予算が取りやすいため）。

2-10 派遣事業の広報について

以下が広報活動として挙げられた。

< 県内行政および関連者への広報 >

- ・市町村行政が集まる時にこの事業の紹介や好事例などの情報提供。
- ・県のリハセンターや地域包括支援センターへの案内。
- ・社会福祉協議会の会報への掲載およびチラシおよび報告書の配布。

< 一般への広報 >

- ・県や市のホームページ、広報パンフレットに掲載。
- ・本事業についての記事を地元の新聞等に載せてもらう。
- ・本事業に関する市民公開講座の実施。
- ・ポスター等の作成、配布。

< 当事者への広報 >

- ・友の会を通じてのチラシ等による広報（窓口、対応時間、依頼内容など）。
- ・友の会に出向いての説明（その際に利用者登録を勧める）。

< 派遣先への広報 >

- ・病院、銀行、郵便局、行政窓口などに出向いて説明（行政による対応が効果的）。

<士会員への広報>

- ・ホームページや会報での広報および士会総会や研修会での説明。

2-11 事業拡大に向けての課題について

<事業の拠点について>

- ・当面は士会の言語聴覚士が職場内に置いた事務所で事務作業等を担うことになろうが、継続は難しいというのが一致した意見であった。
- ・将来的には、公的地域社会資源である「センター」等を含む行政の施設内に事務所と専任者を設ける、支援者を中心とした NPO 法人を事務の拠点とするなどの案が提唱されていた。

<事業拡大の原動力について>

- ・言語聴覚士が派遣事業の必要性を痛感し、熱意を持って当たることが鍵となる。

<拡大を阻害する要素の解消>

- ・予算を取るための基礎資料（ニーズ等）の入手。
- ・支援者偏在の解消として、支援者数の安定的および継続的な増加。
- ・支援者の能力向上（フォローアップ研修等）。
- ・コーディネーター人材の確保。事務処理スペース確保。

<利用者の定義について>

- ・手帳を保持していない失語症者への対応策。

<拡大に向けての事業の進め方>

- ・予算や人的資源に制限がある場合は、友の会などへの派遣を中心にして、焦らずに実績を重ねること。
- ・各事例を円滑に遂行して着実に実績を積むこと。

<市町村の担当課について>

- ・市町村が実施する派遣事業を担う担当課が明確でないこと。

2-12 派遣事業の開始に向けて

- ・行政、士会、当事者の協力体制を確立すること。
- ・士会が熱意を持って本事業の推進に当たらないと事業は開始できないが、それには士会内に旗振り役の存在が必要な場合もある。
- ・ニーズが不明で動けないという県があるが、動き出している県もある（ニーズの正確な把握は困難）。
- ・ニーズを満たす派遣事業がはじめてから行える見込みはない。派遣件数は少なくともいいのでともかく開始し、着実に実績を重ねることが重要。

VI 国および日本言語聴覚士協会への要望について

ヒアリング調査において、県の行政あるいは士会から出された厚生労働省および日本言語聴覚士協会への要望事項と回答を以下に記す。

1. 国への要望と回答

Q1：全国一律の要綱を作成し、派遣を行うに当たっての基本的条件を示してほしい。

A1：失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施するには、支援者団体、当事者団体、自治体職員等との連携・協力が必須となりますが、本調査研究事業は、こうした方々のご協力を得るとともにご意見を頂き、結果をとりまとめたものです。今後、この結果や次年度も実施予定の調査研究結果等を踏まえ、支援事業の基本的条件を整理していきます。

Q2：県をまたがっての派遣ができるようなシステム作りを国主導で行ってほしい。

A2：意思疎通支援の広域派遣については、手話通訳及び要約筆記は一定の整理が行われていますが、失語症の支援についても事業の実績を重ねながら検討していきます。

Q3：軽度で手帳を持っていない方のニーズも多いので、「身体障害者手帳を有する者」を事業対象の条件とするのをやめてほしい。

A3：失語症の方への支援を含む意思疎通支援事業は、障害者総合支援法に基づく事業であるため、この範囲については別途の議論が必要と考えます。

Q4：自治体（特に市町村）の担当課を明確にした通達を出してほしい。

A4：地域生活支援事業の失語症者向け意思疎通者の養成研修事業、派遣事業は、障害者総合支援法に基づいて実施していることから、一般的には、障害者福祉を担う部署が担当になります。

Q5：指導者研修を修了した言語聴覚士については支援者養成研修の免除をしてほしい。

A5：「指導者」と「支援者」の役割は異なると考えられますので、免除はできません。

Q6：支援者数を増やすために支援者養成研修を担う指導者の養成を拡大してほしい。

A6：実情に合わせ、今後検討していきます。

2. 日本言語聴覚士協会への要望と回答

Q1：選択科目実施についての協会の考えを示してほしい。

A1：派遣業務には様々な難易度のものがあるため、必修科目修了者（支援者）はすべて、選択科目を早い時期に履修することが望まれます。また、選択科目全講座の一括開講が困難な場合は、複数年に分割して開講する方法もあります。

なお、選択講座開講が困難な場合には、派遣業務実施後に支援者へのフィードバックを行ってブラッシュアップを図る、あるいは修了年度以降の支援者養成研修の聴講や手伝いをしてもらうなどの対応が本調査で報告されています。

Q2：派遣事業推進に向けて、常勤職のいる専門部署を協会内に設置してほしい。

A2：次章に「養成・派遣事業の進め方について」の提言を記載したので、それを参考にしてください。協会が各士会の情報をアンケートにて収集し、全士会にその情報を戻すという作業は可能ですが、それだけを目的とする常勤職の専門部署を協会内に設けることは考えていません。士会同士で直接連絡を取り合うことでより深い情報交換を行ってください。

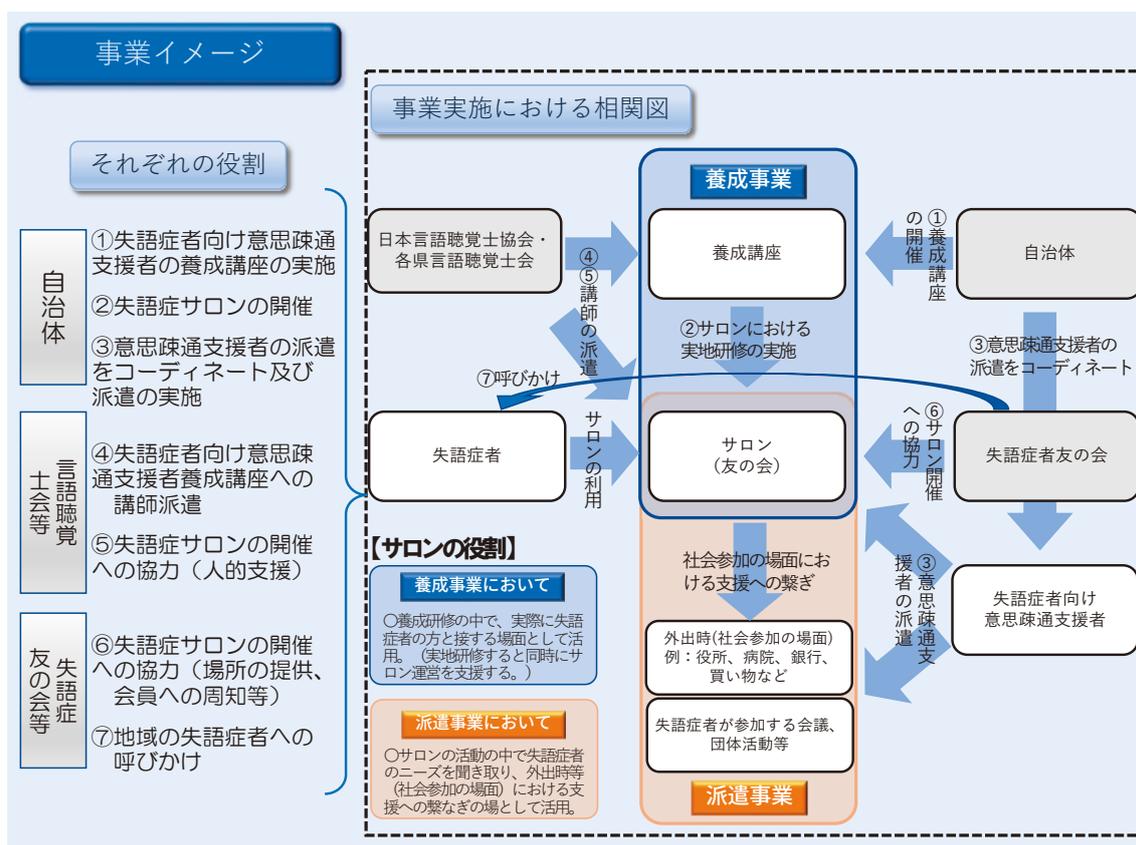
Q3：政治力を協会につけてほしい。

A3：政治力にはいろいろな意味があると思われます。協会が体力をつけ、業務執行能力を地道に拡大させることが政治力向上に繋がると考えています。当事者および行政と連携をとりつつ、国レベルの施策について意見を述べていくことは今後も継続していきます。

Ⅶ 養成・派遣事業の進め方について

1節～3節は養成・派遣事業がまだ開始されていない地域を対象とした助言、4節はすべての地域を対象とした助言です。

参考までに、意思疎通支援事業における自治体、士会および当事者団体の役割等を示した図を以下に掲載します。



事業のイメージ図

1. 事業の進め方に関する助言

1-1 都道府県士会への助言

①当事者が集えるサロンを作る。

地方自治体の協力（予算）を得て当事者が集えるサロンを作り、さらには友の会のような当事者団体を立ち上げる手助けをしてください。当事者に対する意思疎通支援事業の周知および支援者養成研修開講への根回しともなります。

②支援者養成研修の開始を目指すこと。

小規模（少人数の受講者）でも地域偏在でも構いませんから、自治体に働きかけて養成研修を立ち上げてください。これまでの養成研修はすべて士会への委託事業として実施されています。養成研修の指導者はまだ少ない段階ですので、士会員からたくさんの協力者を募ってください。演習と実習では、当事者に協力してもらいましょう。

③派遣事業の開始を直ぐに目指すこと。

支援者が登録されたら、直ぐに派遣事業の開始を自治体に働きかけてください。支援者数が少ない状態ですから、事業の規模は大きくはありません。窓口やコーディネーターについては、自治体と話し合って進めてください。派遣先はサロンや当事者の会合・催しなどから始めるのが安全だと思います。

④事業拡大を目指すこと。

時間がかかるとは思いますが、支援者養成の指導者数、支援者の登録者数、事業に協力する土会の会員数、地方自治体内の理解者数や予算額などを徐々に増やしつつ、当事者のニーズに沿えるよう規模の拡大を図ってください。

1-2 地方自治体への助言

①当事者が集えるサロンを作ること。

サロン作りが事業を開始するための第一歩です。自治体は予算を立てて、地域の言語聴覚士会と協力して当事者が集えるサロンを作ってください。具体的には、場所の提供や金銭的な補助になります。当事者に対する意思疎通支援事業の周知および支援者養成研修開講への根回しとなります。

②支援者養成研修を開始すること。

言語聴覚士会に委託して支援者養成研修を開始してください。小規模（少人数の受講者）でも地域偏在でも構いませんから、とにかく養成研修を立ち上げてください。派遣利用者のニーズにつきましては、次節の「失語症者のニーズを推計する方法について」を参考にされ、推計値を求めるのも一つの方法です。

③派遣事業を直ぐに開始すること。

支援者養成の翌年に派遣事業を開始してください。支援者数が少なく事業規模は大きくはありませんので、予算規模は大きくないと思います。派遣事業では利用申請者と支援者とのマッチングを担うコーディネーターが必要となりますが、支援者養成や当事者との関わりが深い言語聴覚士が最適と考えられます。派遣の窓口やコーディネーターについては土会と話し合い、協力を求めてください。

④事業を拡大すること。

時間がかかるとは思いますが、支援者養成の指導者数、支援者の登録者数、土会の協力、自治体内の理解者数や予算額などを増やしつつ、当事者のニーズに沿えるよう規模の拡大を図ってください。

1-3 当事者（団体）への助言

①当事者が集えるサロンをたくさん作る。

地方自治体と士会の協力を得て、当事者が集えるサロンを作ってください。すでにある場合でも、サロンは身近にあって気軽に集えることが大事ですので、県下のたくさんの市町村にサロン作りを要望し、作ってください。またそのような場を介して、意思疎通支援事業についての関心を持つようにし、行政や士会に事業開始の期待を伝えてください。また、県内や近接県の友の会とも交流し、情報交換をとるようにしてください。

②支援者養成研修の開始を目指すこと。

派遣事業に期待が持てると思えたら、行動を起こしてください。士会と協力して自治体に働きかけ、養成研修を立ち上げるように要望してください。自治体には予算や人員の制限がありますから、当事者からの声が届かなければ取り上げてはくれません。また、養成研修での演習や実習での協力をお願いいたします。

③派遣事業の開始を直ぐに目指すこと。

支援者養成が始まったら、直ぐに派遣事業の開始を自治体に働きかけてください。せっかく支援者が養成されても、派遣業務がないのでは士気が低下してしまいます。サロンや当事者の会合・催しなどへの派遣から始まるでしょうが、体制が整ってくれば、徐々に外出を伴う派遣も開始されるでしょう。

④事業拡大を目指すこと。

支援者の登録者数や地方自治体の予算にも関係しますので、急激な拡大は難しいかもしれません。事業に協力をしつつ、ニーズを行政に訴え、規模拡大への後押しをしてください。

2. 失語症者のニーズを推計する方法について

派遣事業に必要な予算立てを行うには、①当該地域での失語症者数、②失語症のうち派遣を利用する方の数、③派遣を利用する頻度についての把握が必要です。しかし、いくら実態調査をしても、以下の理由で正確な値を把握することはできません。

①失語症という分類での統計はとられていない。

②失語症者には派遣の利用対象ではない方もいますが、利用対象であっても派遣希望を表明できない方もいます。事業が充実していくに連れ希望数が増える可能性が高いので、現時点で行った調査結果には将来的な実態は反映されません。

③利用頻度は、利用者の満足度や派遣事業の予算額によって左右されるものです。

以上の理由で各々の自治体や士会が調査を行うのは困難と考えられますので、派遣利用者数や派遣回数数の推計値を求める1つの手順を、参考として以下に示します。

①失語症者数について

- ・ The National Aphasia Association は 2016 年の調査で、米国には少なくとも 200 万人、英国には少なくとも 25 万人の失語症者がいると報告しています。これは米国人口の約 0.6%、英国人口の約 0.4%に当たります。
 - ・ 日本失語症協議会の 2018 年の調査では、わが国の失語症者数は 20 万人～50 万人、これは人口の約 0.2%～0.4%に当たります。
- 以上の情報により、米国や英国よりも少なく見積ることにして、失語症者数をとりあえず人口の 0.2%と推計します。

②派遣を利用する方の割合について

現時点では不明なので、少なく見積もることにして、とりあえず失語症者の 10%とします。

③派遣利用の頻度

現時点では不明なので、とりあえず春夏秋冬に各 1 回、すなわち 1 名につき年 4 回とします。

これを人口 10 万、50 万、100 万人の市町村に当てはめると、以下になります。

表 55 失語症者数、派遣利用者数、年間派遣回数推計値

市町村人口	10 万人	50 万人	100 万人
失語症者数	200 人	1,000 人	2,000 人
派遣利用者数	20 人	100 人	200 人
派遣回数／年	80 回	400 回	800 回

結論として、事業の企画・立案段階では、以上の手順で求めた失語症者数、派遣利用者数、年間の派遣回数の推計値を、参考資料として用いることを勧めます。

実際には、例えば人口 50 万人の市町村において、この推計通り派遣を開始年度に年 400 回実施するのは、支援者の数や予算などの問題によってまず不可能であり、年間の派遣回数は推計値よりも大幅に少なくなると思います。

以下に、本事業開始以前から会話パートナーの養成と派遣を行っている千葉県我孫子市における現状を紹介いたします。

【我孫子市の例】

市の派遣事業は、失語のある人が会話を楽しむための相手を必要とする場合、もしくは外出時に意思疎通支援を必要とする場合に支援者を個別に派遣する福祉サービスです。

(1) 養成について

養成は、2005年から2017年まで実施し、その間に養成した支援者は93名になります。しかし、事情により登録を辞退される方も出てくるため、2019年の時点では26名が派遣事業に登録されています（竹中，2019）。

なお、支援者養成は30人の登録者が確保できることを目標にしていますが、それは、

- ①失語のある人が全国に30万人いると仮定
- ②市の人口比（当時およそ12万人）で推計すると、市内在住者は約300人
- ③このうちの10%程度（30人）の方が派遣事業の利用者と推計
- ④支援者の登録数の目標値は30人

という考えに基づいております（竹中，2009）。また、これまでの派遣事業の実績をみると、この目標値は概ね妥当であったと考えられます（竹中，2018b）。

養成後は、観察評価尺度（竹中，2018a）を用いて支援者のコミュニケーション態度や会話技術を評定し、不十分なスキルに対してさらに訓練を行いました。現在は、年5回のスキルアップ講座を開催しています。

(2) 派遣について

年10～12名程度（開始以降を通算すると45名）の失語のある人に対して年間約350回の派遣実績があります。主な派遣先は、会話サロンへの派遣、障害者施設での意思疎通支援、外出同行支援、個人宅への派遣です。会話サロンとは、失語のある人が会話を楽しむための場として、市が無償で部屋を提供している公共施設2か所へ毎週1回1時間、失語のある人と同数の支援者を派遣するものです。派遣件数は、この会話サロンが最も多く、失語のある人の会話へのニーズが高いことを示しています（竹中，2018b）。一方、外出同行支援は、映画や美術館といった余暇活動が主であり、病院や銀行での支援を求めるニーズは数件でした（竹中，2019）。しかし、潜在的なニーズはあると考えられますので、会話サロンを通じてニーズを発掘するとともに、広報や啓発活動を強化して新規の方の利用を促していきたいと考えております。

【引用文献】

- ・竹中啓介，今泉利江子，谷宏子，松本真紀，前里伸子，宇野園子：失語症会話パートナーの養成と派遣事業の取り組み．言語聴覚研究，6(3)；176-181，2009
- ・竹中啓介，吉野真理子：失語のある人との会話における対話者の会話態度と会話技術を評価するための観察評定尺度の開発および信頼性と妥当性の検討．コミュニケーション障害学，35(2)；55-63，2018a
- ・竹中啓介：シンポジウムⅠ：地域における失語症支援 失語のある人向け意思疎通支援者の養成と派遣．高次脳機能研究，38(2)；155-159，2018b
- ・竹中啓介：失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業の課題と展望．日本リハビリテーション連携科学，20(2)；141-146，2019

3. 都道府県が派遣事業の実施主体になることを躊躇する場合について

これは士会向けの助言です。

派遣事業については、市町村地域生活支援事業の必須事業であるため、原則として市町村が実施主体となる事業ではありますが、意思疎通支援事業実施要領で「地域の実情に応じて都道府県がこの事業を行うことができる」ことになっていることを担当者に示すと共に、本報告書を用いて多くの都道府県が実施主体を担っていることを説明し、市町村が実施可能な体制でない場合は、都道府県が派遣事業を直ちに実施するよう要請してください。

4. メディアを通じた広報活動について

メディア、すなわち全国や地方のテレビや新聞および地方公共団体の広報誌等に取り上げられることは、失語症に対する認知度を上げ、理解の促進や、事業への関心度を高めることへの効果が期待できます。今後は地方自治体、士会、当事者団体が連携をとりながら、機会を逃さずに意欲的に広報活動を進め、養成から派遣への流れが世の中に周知されることこそ、意思疎通事業拡大への後押しになると考えます。

参考資料

1. 都道府県言語聴覚士会向けアンケート調査票（17 頁）
 2. 都道府県、指定都市、中核市宛てのアンケート調査票（10 頁）
-

失語症者向け意思疎通支援事業に関するアンケート（都道府県言語聴覚士会向け）

士会名	
回答者名(代表者)	
回答者のメールアドレス	

※このアンケートの結果は、回答した士会・回答者が特定されない形でのみ公開します。

Q1. 支援者指導者養成研修について

1) 参加状況（令和元年度は予定）

平成29年度	参加者数	名	／	旅費の公費補助対象人数	名
平成30年度	参加者数	名	／	旅費の公費補助対象人数	名
令和元年度	参加者数	名	／	旅費の公費補助対象人数	名

2) 支援者指導者養成研修への参加に積極的な士会会員の数（2名定員）

1. たいへん多い 2. 定員は超えている
3. 定員ぎりぎり 4. 少ない

該当の番号を選択

3) 都道府県主管課の対応について

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

該当の番号を選択

4) 支援者指導者養成研修の現在の参加者数定員（2名）について

1. 2名でよい 2. 増やしてほしい 3. 減らしてほしい
4. その他 →→

(内容を記載してください)

該当の番号を選択

5) 研修会の日程・場所・講義時間・講義内容について

1. 10月下旬の連続した土日での開催

1. 現状でよい 2. その他（下の欄に内容を記載してください）

その他の
内容

該当の番号を選択

2. 東京での開催

1. 現状でよい 2. その他（下の欄に内容を記載してください）

その他の
内容

該当の番号を選択

3. 講義の時間数

該当の番号を選択

1. 現状でよい 2. その他（下の欄に内容を記載してください）

その他の
内容

4. 講義の内容

該当の番号を選択

1. 現状でよい 2. その他（下の欄に内容を記載してください）

その他の
内容

6) 支援者指導者養成研修全般に関する意見（自由記載）

Q2. 支援者養成研修の実施状況について

該当の番号を選択

1. 平成30年度に実施した ⇒Q3-AとQ3-Bにお進みください
2. 令和元年度から実施（予定含む） ⇒Q3-Bにお進みください
3. 令和2年度以降に実施予定 ⇒Q3-Cにお進みください
4. 現時点で開始予定が立っていない ⇒Q3-Dにお進みください

Q3. 支援者養成研修について（Q2の回答によって、A~Dの該当箇所をご回答ください）

《A. 平成30年度に支援者養成研修を実施済（Q2で「1」を選んだ方）》

1) 委託について

該当の番号を選択

1. 委託された 委託元 _____
委託費 _____ 円
2. 委託はされていない（協力という形で関わった）
協力先 _____

2) 平成30年度当時の都道府県主管課の対応について

該当の番号を選択

1. 積極的であった 2. やや積極的であった
3. やや消極的であった(ふつうを含む) 4. 消極的であった 5. 不明

3) 平成30年度当時の士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っていた 2. 整ってきていた 3. 不十分であった

4) 平成30年度当時の当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っていた 2. 整ってきていた 3. 不十分であった

5) 支援者養成研修の具体的な日程について (日程の分かる資料をお送りください)

6) 講師を務めた方の数について (延べ人数ではなく実数をご記入ください)

言語聴覚士	名	当事者(家族)等	名
理学療法士	名	行政職員	名
作業療法士	名	有識者	名

7) 上記講師の中で、支援者養成指導者(支援者指導者養成研修修了者または同研修の講師)は何名ですか。

_____ 名

8) 研修の準備および開催当日に関わった、講師以外の言語聴覚士の実数(延べ人数ではなく)と開催した会議の回数

言語聴覚士の実数 _____ 名 会議開催数 _____ 回

9) 研修参加の応募者数

女性 _____ 名 / 男性 _____ 名

10) 開始時の参加者(性別・人数)と平均年齢

女性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

男性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

11) 研修修了者（支援者に登録）の性別・人数と平均年齢

女性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

男性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

(年代別人数)	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
女性							
男性							

12) 修了判定の試験について

1. 実施した 2. 実施していない

該当の番号を選択

13) 修了に至らなかった参加者について、お気づきの点を挙げて下さい。

14) 修了者の支援能力について、表のそれぞれに総修了者の約何%程度が当てはまるかご記入ください。
また、気になる点や気がついた点があればご記載ください。

失語症を十分理解し適切に援助できそう	まあ援助できそう	失語症への理解がやや不十分	現状では援助は困難と感じられた
%	%	%	%

気になる点
・
気がついた点

15) 失語症当事者の応募、参加、修了がありましたか。

該当の番号を選択

1. なかった
2. あった（応募数、参加数、修了数、気付いた点について
下の欄にご記入ください）

内容の記載

16) 修了者（支援者として登録された方）の居住地に偏り（例えば都市部に集中）がありますか。

該当の番号を選択

1. 偏りはない
2. 偏りがある（下の欄に傾向をご記入ください）
3. どちらともいえない

傾向

17) 協力を得た当事者団体名を列挙してください

18) 当事者団体の協力を得るために行った方法や手順についてお教えてください。

19) 平成30年度の必須科目修了者を対象とした選択科目の研修開始時期についてお答えください。

該当の番号を選択

1. 平成30年度 2. 令和元年度 3. 令和2年度以降 4. 未定

20) 支援者養成研修に関する意見

→引き続きBをご回答ください

《B. 令和元年度に支援者養成研修を実施(予定含む)

《Q2で「1」または「2」を選んだ方》

1) 委託について

該当の番号を選択

1. 委託された

委託元

委託費

円

2. 委託はされていない(協力という形で関わっている)

協力先

2) 現時点での都道府県主管課の対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

3) 現時点での士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である

4) 現時点での当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である

5) 支援者養成研修の具体的な日程について(日程の分かる資料をお送りください)

以下6)～21)については、研修の準備中、実施中、すでに修了のいずれかであると思いますが、予定を含め、可能な範囲でお答えください。

6) 講師を務めた方の数について（延べ人数ではなく実数をご記入ください）

言語聴覚士	名	当事者(家族)等	名
理学療法士	名	行政職員	名
作業療法士	名	有識者	名

7) 上記講師の中で、支援者養成指導者（支援者指導者養成研修修了者または同研修の講師）は何名ですか。

_____ 名

8) 研修の準備および開催当日に関わった、講師以外の言語聴覚士の実数（延べ人数ではなく）と開催した会議の回数

言語聴覚士の実数 _____ 名 会議開催数 _____ 回

9) 研修参加の応募者数

女性 _____ 名 / 男性 _____ 名

10) 開始時の参加者（性別・人数）と平均年齢

女性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

男性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

11) 研修修了者（支援者に登録）の性別・人数と平均年齢

女性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

男性 _____ 名 — 平均年齢 _____ 歳

(年代別人数)	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
女性							
男性							

12) 修了判定の試験について

該当の番号を選択

1. 実施した（予定） 2. 実施していない（予定はない）
3. 未定

13) 修了に至らなかった参加者について、お気づきの点を列挙してください

--

14) 修了者の支援能力について、表のそれぞれに総修了者の約何%程度が当てはまるかご記入ください。
また、気になる点や気がついた点があればご記載ください。

失語症を十分理解し適切に援助できそう	まあ援助できそう	失語症への理解がやや不十分	現状では援助は困難と感じられた
%	%	%	%

気になる点
・
気付いた点

--	--

15) 失語症当事者の応募、参加、修了がありましたか。

--

該当の番号を選択

1. なかった 2. あった (応募数、参加数、修了数、気付いた点を下の欄にご記入ください)

内容の記載

--	--

16) 修了者（支援者として登録された方）の居住地に偏り（例えば都市部に集中）がありますか。

該当の番号を選択

1. 偏りはない 2. 偏りがある（下の欄に傾向をご記入ください）
3. どちらともいえない

傾向

17) 協力を得た（得る予定の）当事者団体名を列挙してください。

18) 当事者団体の協力を得るために行った方法や手順についてお教えてください。

19) 令和元年度の必須科目修了者を対象とした選択科目の研修開始時期についてお答えください。

該当の番号を選択

1. 令和元年度 2. 令和2年度 3. 令和3年度以降 4. 未定

- 20) 支援者養成研修に関する意見
(平成30年度実施済みでQ3-A-20の回答をした方は記載不要です)

- 21) 平成30年度の開催経験に照らした令和元年度開催での改善点
(2年連続して支援者養成研修を実施した(予定の)地域のみご回答ください)

→Q 4へお進みください

《C. 令和2年度以降に支援者養成研修の開始を予定(Q2で「3」を選んだ方)》

- 1) 開始予定年度

該当の番号を選択

1. 予定有 →→ 令和 _____ 年度
2. 未定

- 2) 現時点での都道府県主管課の対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

- 3) 現時点での士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である

- 4) 現時点での当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

5) 協力が得られそうな当事者団体名を列挙してください

6) 支援者養成研修を今年度開始できなかった主たる理由

7) 支援者養成研修に関する意見

→Q4へお進みください

《D. 現時点では開始予定が立っていない(Q2で「4」を選んだ方)》

1) 現時点での都道府県主管課の対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

2) 現時点での士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である

3) 現時点での当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

4) 今後協力が得られそうな当事者団体はありますか

1. ない 2. ある (下の欄に団体名を列挙してください)

該当の番号を選択

5) 支援者養成研修の開始予定が立たない主たる理由

6) 支援者養成研修に関する意見

→Q4へお進みください

Q4. 派遣事業の開始年度について

1. 今年度 (令和元年度) から実施 ⇒Q5-Aにお進みください
2. 今年度 (令和元年度) は実施しない ⇒Q5-Bにお進みください

該当の番号を選択

Q5. 派遣事業について（Q4の回答によって、AまたはBの該当箇所をご回答ください）

《A. 今年度（令和元年度）から実施（Q4で「1」を選んだ方）》

1) 実施主体（都道府県名または市町村名）

2) 派遣事業に関する実施主体の対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である（ふつうを含む） 4. 消極的である 5. 不明

3) 実施される予定の派遣の内容（友の会参加、デパートでの買い物など、具体的に列挙）

4) 対象者と支援者のマッチングの仕組みの有無について

該当の番号を選択

1. 仕組みがある（下の欄に内容を記載してください）
2. 検討中である 3. 仕組みはない（現在検討していない）

仕組みの
内容

5) 支援者のフォローアップ（能力向上）の仕組みの有無について

該当の番号を選択

1. 仕組みがある（下の欄に内容を記載してください）
2. 検討中である 3. 仕組みはない（現在検討していない）

仕組みの
内容

6) 支援者や利用者の、怪我や急病などの事故発生時および自然災害時における
対応手順の有無について

該当の番号を選択

1. 対応手順がある（下の欄に内容を記載してください）
2. 検討中である
3. 対応手順はない（現在検討していない）

対応手順の
内容

7) 利用者の派遣利用申請の提出先

8) 派遣事業について、士会は実施主体や利用者に対してどのように関わっていますか。

9) 派遣事業の実施を妨げるような問題があります（ありました）か

該当の番号を選択

1. ない
2. ある（下の欄に問題の内容とその解決方法を記載）

10) 派遣事業に関する今後の見通し

該当の番号を選択

1. 順調に推進できそう
2. 課題はあるが推進できそう
3. 検討課題が多く、推進が難しい

11) 派遣事業全般についての意見

A選択の方は以上で質問はすべて終了です。ご協力ありがとうございました。

《B. 今年度（令和元年度）は実施しない（Q4で「2」を選んだ方）》

1) 実施主体は決まっているか

該当の番号を選択

1. 決まっている 都道府県
市町村名 _____
2. 決まっていない

「1. 決まっている」場合、設問2)～12)をご回答ください
「2. 決まっていない」場合、設問13)～15)をご回答ください

2) 実施主体の対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

3) 開始予定時期

該当の番号を選択

1. 令和2年度 2. 令和3年度 3. 令和4年度以降(未定含む)

4) 実施される予定の派遣の内容

(友の会参加、デパートでの買い物など、具体的に列挙)

5) 対象者と支援者のマッチングの仕組みの有無について

該当の番号を選択

1. 仕組みがある(下の欄に内容を記載してください)
2. 検討中である 3. 仕組みはない(現在検討していない)

仕組みの
内容

6) 支援者のフォローアップ（能力向上）の仕組みの有無について

該当の番号を選択

1. 仕組みがある（下の欄に内容を記載してください）
2. 検討中である 3. 仕組みはない（現在検討していない）

仕組みの
内容

7) 支援者や利用者の、怪我や急病などの事故発生時および自然災害時における
対応手順の有無について

該当の番号を選択

1. 対応手順がある（下の欄に内容を記載してください）
2. 検討中である 3. 対応手順はない（現在検討していない）

対応手順の
内容

8) 利用者の派遣利用申請の提出先

9) 派遣事業について、士会は実施主体や利用者に対してどのように関わっていますか。

10) 派遣事業の実施を妨げるような問題があります（ありました）か

該当の番号を選択

1. ない 2. ある（下の欄に問題の内容とその解決方法を記載）

11) 派遣事業に関する今後の見通し

該当の番号を選択

1. 順調に推進できそう 2. 課題はあるが推進できそう
3. 検討課題が多く、推進が難しい

12) 派遣事業全般についての意見

以上で質問はすべて終了です。ご協力ありがとうございました。

<以下は実施主体が決まっていない士会への質問です>

13) 派遣事業に関する都道府県の考えや実施主体が決まらない理由など

14) 派遣事業に関する今後の見通し

該当の番号を選択

1. 順調に推進できそう 2. 課題はあるが推進できそう
3. 検討課題が多く、推進が難しい

15) 派遣事業全般についての意見

以上で質問はすべて終了です。ご協力ありがとうございました。

失語症者向け意思疎通支援事業に関するアンケート(都道府県・指定都市・中核市向け)

行政名	
担当部署	
担当部署のメールアドレス	
回答者名(代表者)	

※このアンケートの結果は、回答した行政名・回答者が特定されない形でのみ公開します。

Q1. 【回答対象：都道府県○／指定都市○／中核市○】

ご所属の都道府県または指定都市または中核市の平成30年度の身体障害者手帳取得者数

視覚障害	_____名
聴覚・平衡機能障害	_____名
音声言語そしゃく機能障害	_____名
肢体不自由	_____名
内部障害	_____名

Q2. 【回答対象：都道府県○／指定都市×／中核市×】

支援者指導者養成研修について（現時点では都道府県が参加申請しています）

1) 参加状況（令和元年度は予定）

平成29年度	参加者数 _____名	／	旅費の公費補助対象人数 _____名
平成30年度	参加者数 _____名	／	旅費の公費補助対象人数 _____名
令和元年度	参加者数 _____名	／	旅費の公費補助対象人数 _____名

2) 都道府県言語聴覚士会の対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

3) 支援者指導者養成研修の現在の参加者数定員（2名）について

該当の番号を選択

1. 2名でよい 2. 増やしてほしい 3. 減らしてほしい
4. その他 →→ _____

(内容を記載してください)

4) 支援者指導者養成研修全般に関する意見（自由記載）

Q3. 【回答対象：都道府県○／指定都市○／中核市○】
失語症者向け意思疎通支援者の養成に関わっているか

該当の番号を選択

1. 平成30年度から関わっている ⇒Q4-AとQ4-Bにお進みください
2. 令和元年度から関わっている ⇒Q4-Bにお進みください
3. 令和2年度以降に関わる予定 ⇒Q4-Cにお進みください
4. 現時点で関わる予定はない ⇒Q4-Dにお進みください

Q4. 【回答対象：都道府県○／指定都市○／中核市○】
支援者養成研修について（Q3の回答によって、A～Dの該当箇所をご回答ください）

《A. 平成30年度に支援者養成研修を実施済（Q3で「1」を選んだ方）》

1) 平成30年度の支援者養成研修を都道府県言語聴覚士会に委託したか

該当の番号を選択

1. 委託した→ 委託費 _____ 円
2. 委託していない（実施主体名と士会に委託しなかった理由を記載）

実施主体 _____

理由

2) 平成30年度当時の都道府県言語聴覚士会の支援者養成研修への対応について

該当の番号を選択

1. 積極的であった
2. やや積極的であった
3. やや消極的であった（ふつうを含む）
4. 消極的であった
5. 不明

3) 平成30年度当時の士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っていた
2. 整ってきていた
3. 不十分であった
4. 不明

4) 平成30年度当時の当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っていた
2. 整ってきていた
3. 不十分であった
4. 不明

5) 研修開始当初の参加者数および修了者数

参加者数 _____ 名 修了者数 _____ 名

6) 修了判定の試験について

該当の番号を選択

1. 実施した
2. 実施していない
3. 不明

7) 平成30年度修了者(必須科目40時間履修)を対象とした選択科目(全40時間)の
研修開始時期

該当の番号を選択

1. 平成30年度 2. 令和元年度 3. 令和2年度以降 4. 未定

8) 支援者養成研修全般に関する意見

《B. 令和元年度に支援者養成研修を実施(Q3で「1」または「2」を選んだ方》

1) 令和元年度の支援者養成研修を都道府県言語聴覚士会に委託したか

該当の番号を選択

1. 委託した→ 委託費 _____ 円
2. 委託していない(実施主体名と士会に委託しなかった理由を記載)

実施主体

理由

2) 現時点での都道府県言語聴覚士会の支援者養成研修への対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

3) 現時点での士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

4) 現時点での当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

5) 研修会の参加者(予定)数/終了している場合は修了者数

参加者数 _____ 名 修了者数 _____ 名

6) 修了判定の試験について

該当の番号を選択

1. 実施予定 2. 実施しない 3. 不明

7) 令和元年度修了者(必須科目40時間履修)を対象とした選択科目(全40時間)の
研修開始時期

該当の番号を選択

1. 令和元年度 2. 令和2年度 3. 令和3年度以降 4. 未定

8) 支援者養成研修全般に関する意見(平成30年度実施済みでQ4-A-8の回答をした方は記載不要です)

9) 平成30年度の開催経験に照らした令和元年度開催での改善点
(2年連続して支援者養成研修を実施した地域のみご回答ください)

《C. 令和2年度以降に支援者養成研修の開始を予定(Q3で「3」を選んだ方)》

1) 開始予定年度

該当の番号を選択

1. 予定有→令和 _____ 年度
2. 未定

2) 現時点での都道府県言語聴覚士会の支援者養成研修への対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

3) 現時点での士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

4) 現時点での当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

5) 支援者養成研修が令和元年度までに開始できなかった主たる理由

6) 支援者養成研修全般に関する意見

《D. 現時点では開始予定が立っていない（Q3で「4」を選んだ方）》

1) 現時点での都道府県言語聴覚士会の支援者養成研修への対応について

該当の番号を選択

1. 積極的である 2. やや積極的である
3. やや消極的である(ふつうを含む) 4. 消極的である 5. 不明

2) 現時点での士会内での協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

3) 現時点での当事者の協力体制について

該当の番号を選択

1. 整っている 2. 整ってきた 3. 不十分である 4. 不明

4) 支援者養成研修の開始予定が立っていない主たる理由

5) 支援者養成研修全般に関する意見

指定都市・中核市の方は以上で質問終了です。ご協力ありがとうございました。

Q5. 【回答対象：都道府県○／指定都市×／中核市×】

派遣事業の開始時期について

該当の番号を選択

- 1. 令和元年度から開始 ⇒Q6-Aにお進みください
- 2. 令和2年度以降開始予定 ⇒Q6-Bにお進みください
- 3. 開始の見通しが立っていない ⇒Q6-Cにお進みください

Q6. 【回答対象：都道府県○／指定都市×／中核市×】

派遣事業について（Q5の回答によって、A～Cの該当箇所をご回答ください）

《A. 令和元年度から開始（Q5で「1」を選んだ方）》

1) 実施主体（都道府県名または市町村名）

2) 事業開始の際にネックとなった事項およびその解決方法

3) 予定している派遣の内容（友の会参加、デパートでの買い物など、具体的に列挙）

4) 派遣事業の対象(利用)者をどのように定義しているか

5) 対象者と支援者のマッチングの仕組みの有無について

該当の番号を選択

- 1. 仕組みがある (下の欄に内容を記載してください)
- 2. 検討中である 3. 仕組みはない (現在検討していない)

仕組みの
内容

6) 支援者のフォローアップ(能力向上)の仕組みの有無について

該当の番号を選択

- 1. 仕組みがある (下の欄に内容を記載してください)
- 2. 検討中である 3. 仕組みはない (現在検討していない)

仕組みの
内容

7) 支援者や利用者の、怪我や急病などの事故発生時および自然災害時における
対応手順の有無について

該当の番号を選択

- 1. 対応手順がある (下の欄に内容を記載してください)
- 2. 検討中である 3. 対応手順はない (現在検討していない)

対応手順の
内容

8) 派遣事業に関する今後の見通し

該当の番号を選択

- 1. 順調に推進できそう 2. 課題はあるが推進できそう
- 3. 検討課題が多く、推進が難しい

9) 派遣事業全般についての意見

Aの方は以上で質問はすべて終了です。ご協力ありがとうございました。

《B. 令和2年度以降開始予定（Q5で「2」を選んだ方）》

1) 開始時期

該当の番号を選択

1. 令和2年度 2. 令和3年度以降

2) 実施主体予定（都道府県名または市町村名）

3) 事業開始の際にネックとなった事項およびその解決方法

4) 予定している派遣の内容（友の会参加、デパートでの買い物など、具体的に列挙）

5) 派遣事業の対象(利用)者をどのように定義しているか

6) 対象者と支援者のマッチングの仕組みの有無について

該当の番号を選択

- 1. 仕組みがある (下の欄に内容を記載してください)
- 2. 検討中である 3. 仕組みはない (現在検討していない)

仕組みの
内容

7) 支援者のフォローアップ(能力向上)の仕組みの有無について

該当の番号を選択

- 1. 仕組みがある (下の欄に内容を記載してください)
- 2. 検討中である 3. 仕組みはない (現在検討していない)

仕組みの
内容

8) 支援者や利用者の、怪我や急病などの事故発生時および自然災害時における
対応手順の有無について

該当の番号を選択

- 1. 対応手順がある (下の欄に内容を記載してください)
- 2. 検討中である 3. 対応手順はない (現在検討していない)

対応手順の
内容

9) 派遣事業に関する今後の見通し

該当の番号を選択

- 1. 順調に推進できそう 2. 課題はあるが推進できそう
- 3. 検討課題が多く、推進が難しい

10) 派遣事業全般についての意見

Bの方は以上で質問はすべて終了です。ご協力ありがとうございました。

《C. 派遣事業開始の見通しが立っていない（Q5で「3」を選んだ方）》

1) 派遣事業の実施主体はどこになる可能性が高いか

該当の番号を選択

1. 都道府県 2. 市町村 3. 不明

2) 開始の見通しが立たない主たる理由

3) 派遣事業に関する今後の見通し

該当の番号を選択

1. 順調に推進できそう 2. 課題はあるが推進できそう
3. 検討課題が多く、推進が難しい

4) 派遣事業全般についての意見

Cの方は以上で質問はすべて終了です。ご協力ありがとうございました。

<メモ欄>

<メモ欄>

<メモ欄>

<メモ欄>

厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業
失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究 報告書

発行者 一般社団法人日本言語聴覚士協会
会長 深浦順一
〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-29 アクロポリス東京 9 階
FAX 03-6280-7629
URL: <https://www.japanslht.or.jp/>
発行日 令和 2(2020)年 3 月